

様式 1 - 1 - 1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人環境再生保全機構	
評価対象	年度評価	令和元年度（第4期）
事業年度	中期目標期間	令和元～令和5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	環境大臣 - 3については、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当		
法人所管部局	大臣官房（法人全般）（～に関する業務）	担当課、責任者	総合政策課長 永島 徹也
	大臣官房（- 1, 2に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課長 田中 良典
	大臣官房（- 1に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課保健業務室長 黒羽 真吾
	大臣官房（- 3に関する業務）		総合政策課環境教育推進室長 三木 清香
	環境再生・資源循環局（- 4に関する業務）		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長 神谷 洋一
	環境再生・資源循環局（- 5に関する業務）		廃棄物規制課長 神谷 洋一
	大臣官房（- 6に関する業務）		環境保健部環境保健企画管理課石綿健康被害対策室長 吉住 奈緒子
	大臣官房（- 7に関する業務）		総合政策課環境研究技術室長 曾宮 和夫
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	総合政策課企画評価・政策プロモーション室長 岡崎 雄太
主務大臣	農林水産大臣（- 3について、環境大臣、経済産業大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課環境政策室長 久保 牧衣子
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課長 常葉 光郎
主務大臣	経済産業大臣（- 3について、環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣と共同して担当）		
法人所管部局	産業技術環境局	担当課、責任者	環境政策課長 若月 一泰
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策評価広報課長 横島 直彦
主務大臣	国土交通大臣（- 3について、環境大臣、農林水産大臣、経済産業大臣と共同して担当）		
法人所管部局	総合政策局	担当課、責任者	環境政策課長 松家 新治
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 榎本 通也

3. 評価の実施に関する事項
<p>ヒアリングを実施し、機構から提出された業務実績等報告書等に沿って、理事長及び理事等から業務実績及び自己評価等を聴取した。また、監事から意見を聴取した。</p> <p>また、下記の外部有識者から意見等を聴取した。</p> <p>（外部有識者）<small>敬称略</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ・有田 芳子（主婦連合会会長） ・泉 淳一（太陽有限責任監査法人） ・西川 秋佳（済生会宇都宮病院 病理診断科主任診療科長） ・萩原なつ子（立教大学社会学部教授） ・花木 啓祐（東洋大学情報連携学部教授）

4. その他評価に関する重要事項
特になし。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められる	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		元年度	2年度	3年度	4年度
		B			
評価に至った理由	項目別評価は全て「A」又は「B」評価であり、全体としては「B」評価が大部分を占める。また、全体の評価を引き下げる事象もなかった。よって、全体としておおむね中期目標における初期の目標を達成していると認められるため。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・業務は適正かつ着実に実施されている。 ・内部統制の強化については、「平成 31 年度内部統制システム整備計画」を策定するとともに、理事長や役員と現場職員との意見交換等を積極的に進めているほか、全役職員を対象とした研修、外部有識者による検証等を実施している。 ・業務運営に係る体制の強化・改善として、「E R C A業務継続計画（BCP）」の実効性の検証、課題の抽出を行っている。 ・災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る知見向上、環境省への応援要員派遣等実施している。 ・ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組については、職員の時間外労働の適正管理や年次休暇の確実な取得等を推進し、子育てサポート企業の認定を受けた他、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応として時差通勤の拡大やテレワークの弾力的な運用を行った。等
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害補償業務（徴収業務）・・・新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止等を余儀なくされた業務があり、今後の納付等に影響が生じることが懸念されるが、納付状況を注視しながら、申告額に係る収納率が高い水準で維持されるように、引き続き、納付義務者からの意見等を踏まえ説明会資料の見直しを行うなどし、納付義務者の理解と協力が得られるよう事務を進められたい。 ・公害健康被害予防事業（調査研究、知識の普及・情報提供、研修）・・・近年の低金利により予防事業の予算総額が縮減する現状を踏まえ、1 課題あたりの研究費の確保、適切な課題数の設定、採択事業数の調整、研究内容による配分金額の調整等を通じて調査研究の質を確保し、予防事業に資する研究成果が得られるよう適切な運営がなされることを期待する。また、ぜん息患者等のニーズの変化を踏まえて適切な課題設定に努めること。 ・石綿健康被害救済業務（認定・支給に係る業務）・・・環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本等の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を着実に実施していく必要がある。等
その他改善事項	特になし。
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし。

4. その他事項	
監事等からの意見	機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、第 4 期中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていると認められる。平成 30 年度期末監事監査で監事から発した所見に対して、真摯に検討し、当該事項の対応を適切に行っている。等
その他特記事項	特になし。

様式 1 - 1 - 3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表様式

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書	備考 (評価比率)
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
・ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
< 公害健康被害補償業務 >	B						12%
徴収業務	<u>B</u>					1 - 1	(8%)
納付義務	B					1 - 2	(4%)
< 公害健康被害予防事業 >	B						10%
調査研究、知識の普及・情報提供、研修	<u>B</u>					2 - 1	(5%)
地方公共団体への助成事業	B					2 - 2	(3%)
公害健康被害予防基金の運用等	B					2 - 3	(2%)
< 地球環境基金業務 >	B						13%
助成事業	<u>B</u>					3 - 1	(7%)
振興事業	B					3 - 1	(4%)
地球環境基金の運用等	B					3 - 1	(2%)
< ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金 による助成業務 >	B					4	1%
< 維持管理積立金の管理業務 >	B					5	1%
< 石綿健康被害救済業務 >	A						20%
認定・支給に係る業務	<u>A</u>					6 - 1	(19%)
納付義務者からの徴収業務	B					6 - 2	(1%)
< 環境研究総合推進業務 >	A						13%
研究管理	A					7 - 1	(7%)
公募、審査・評価及び配分業務	<u>A</u>					7 - 2	(6%)
	B						70%

重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「 」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

注)「備考」欄には、令和元年度における法人内での業務量等を目安に算出した評価比率を記載している。「A」：4ポイント、「B」：3ポイントとして試算した場合、全体のポイントは「3.36 B」となる。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書	備考 (評価比率)
	元 年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		
・ 業務運営の効率化に関する事項							
経費の効率化	B					1	5%
給与水準等の適正化	B					2	1%
調達の合理化	B					3	3%
	B						9%
・ 財務内容の改善に関する事項							
財務運営の適正化	B					1	7%
承継業務に係る適切な債権管理等	A					2	4%
	B						11%
・ その他の事項							
内部統制の強化	B					1	2%
情報セキュリティ対策の強化、適正な文書 管理等	B					2	1%
業務運営に係る体制の強化・改善、組織の 活性化	B					3	7%
	B						10%

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 1 - 1	徴収業務		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 52 条～第 57 条及び第 62 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	<p>< 重要度：高 > 公害健康被害補償制度を安定的に運用するためには、補償給付の財源を適切に確保することが重要であり、汚染負荷量賦課金の高い申告・収納率を確保することが必要不可欠であるため。</p> <p>< 難易度：高 > 制度創設から長期間経過する中、引き続き事業者の自主的な協力の下、申告率及び収納率で 99% 以上を安定的に確保するためには、納付義務者の理解及び協力を得る取組を強力に進めることが必要のため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0259

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
汚染負荷量賦課金に対する徴収率（申告率）	毎年度 99% 以上	第 3 期中期目標期間 実績：99% 以上	99.7%					予算額（千円）	40,222,989				
汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率	毎年度 99% 以上	第 3 期中期目標期間 実績：99% 以上	99.987%					決算額（千円）	37,098,926				
								経常費用（千円）	37,174,879				
								経常利益（千円）	630,827				
								行政コスト（千円）	37,923,545				
								従事人員数	20				

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p><評価指標> (A) 汚染負荷量賦課金に対する徴収率(申告率): 毎年度 99%以上(前中期目標期間実績: 99%以上)</p> <p><定量的な目標水準の考え方> (a) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率)については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。</p>	<p>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率): 毎年度 99%以上(前中期目標期間実績: 99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、受託事業者の指導力の向上(担当者研修会等)を図るとともに、納付義務者からの相談、質問等に対応する。</p> <p>未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を実施する。</p>	<p>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率): 99%以上(前中期目標期間実績: 99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等への的確な対応を行う。</p> <p>納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促をさらに強化する。</p>	<p><主な定量的指標> 汚染負荷量賦課金に対する徴収率(申告率): 毎年度 99%以上(第3期中期目標期間実績: 99%以上)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率) 補償給付費等の支給に必要な費用を確保するための対応 ア. 申告の受付・相談窓口等を委託している受託事業者への指導 受託事業者の担当者を対象とした研修会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催を中止したが、追加資料の作成及び個別相談を実施し研修会に代わる指導を行った。 イ. 納付義務者からの相談、質問等への対応 申告・納付が的確に行われるよう全国 150 商工会議所 103 会場(出席納付義務者数: 2,435 事業所)で4月に申告納付説明・相談会を開催した。 なお、説明・相談会参加者に対しアンケート調査を行い意見・要望を把握し、寄せられた意見・要望を元に手引きの改訂等を行ったほか、より効果的な説明・相談会の実施に向け、事後検討会で意見を集約し、令和2年度の説明・相談会資料等に反映している。 未申告納付義務者に対する申告督促の実施 汚染負荷量賦課金の未申告納付義務者に対し、受託事業者及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促を行った。 その結果、納付義務者数 8,161 件の事業所のうち未申告者は 428 事業所であったが、</p>	<p><評価と根拠> 評価: B 制度発足から半世紀近くが経過し、本制度が作られた当時の状況・経緯等を理解している納付義務者が少なくなっている中で、納付義務者に対する制度についての説明や相談への対応、申告及び納付期限の遵守についての指導、電話・文書及び現地訪問等による申告督促や納付督促などの取組を粘り強く行った。その結果、申告率・収納率ともに中期目標に定める目標の 99%を上回り、特に収納率は 99.987%に達した。 納付義務者の利便性を高めるオンライン等による電子申告の推進については、オンライン申告促進計画を策定し、「オンライン申告セミナー」の開催、個別事業所へのオンライン申告の推奨などの取組を行った結果、令和元年度も申告件数で 73.1%、申告金額で 93.1%を確保し、平成 30 年度実績(申告件数 72.4%、申告金額 92.1%)をさらに上回ることができた。 汚染負荷量賦課金のペイジーを利用した電子納付について、利便性向上を図るため取扱金融機関の拡大を進めるとともに、機構ホー</p>	<p>評価: B</p> <p><評価に至った理由> 申告督促、実地調査等によりの確な徴収業務が実施され、申告額に係る収納率についてほぼ 100%が維持された。これは国民年金等の他の公租公課と比較して極めて高い水準であり、本制度が、汚染負荷量賦課金の徴収に関し、企業の自主的な協力を前提として申告納付制度が導入されていること及び赤字法人にも申告納付義務を課していることを踏まえると評価に値する。</p> <p>この高い収納率を確保するために機構では下記のような取り組みを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年 3 月末の賦課料率改訂から 5 月 15 日の申告納付期限までの短い期間内の約 3 週間、具体的には 4 月上旬から下旬にかけて全国 103 会場(令和元年度実績)において申告納付説明会を開催するとともに、より効果的な説明会に改善していくために参加者及び受託事業者を含む関係者へのアンケート調査を実施し、納付義務者からの質疑・照会等を申告・納付に関する各種マニュアル等に反映する改訂を行い、納付義務者の負担軽減に寄与する改善を行った。 ・事業所等に対する実地調査では、令和元年度は、適正性・公平性を高めて調査の質の向上を図り、99 事業所に対して実施した。 ・オンライン申告等の電子申告及び電子納付については、賦課金説明会での説明、電話や文書による懇話、事業所等への訪問によるオンライン申告の説明、 	

<p>(B) 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上(前中期目標期間実績：99%以上)</p> <p>< 定量的な目標水準の考え方 ></p> <p>(b) 申告額に対する収納率については、高水準であった第3期中期目標期間の平均実績値を堅持する設定とする。</p> <p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保</p> <p>< 関連した指標 ></p> <p>(c1) 汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数(前中</p>	<p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：毎年度99%以上(前中期目標期間実績：99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>未納の納付義務者(滞納事業者)に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。</p> <p>納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p> <p>(C) 汚染負荷量賦課金の徴収に係る適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、毎年度、電話、文</p>	<p>(B) 汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率：99%以上(前中期目標期間実績：99%以上)を達成するため、以下の取組を行う。</p> <p>これらの取組により、廃業や破産等の手続中のものを除き、100%収納を確保する。</p> <p>未納の納付義務者に対しては、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。</p> <p>納付に応じなかった未納の納付義務者に対しては、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。</p> <p>(C) 制度の適正性・公平性の確保を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>納付義務者に対しては、申告及び納付期限の遵守について指導を行うとともに、</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率：毎年度99%以上(第3期中期目標期間実績：99%以上)</p> <p>汚染負荷量賦課金に係る未申告納付義務者に対する申告督促件数(第3期中期目標期間実績：平均41件/年)</p>	<p>403事業所が申告に応じ、清算終了等で納付義務の消滅した1非該当事業所を除いた24事業所(0.3%)まで縮小させ99.7%と高い申告率を確保している。</p> <p>(B)汚染負荷量賦課金の申告額に対する収納率</p> <p>未納の納付義務者に対する納付督促の実施</p> <p>令和元年度の未納の納付義務者に対しては、電話による督促を122件の滞納事業者に対して行い、114件の収納を行った。その結果、収納率は99.987%となった。</p> <p>納付に応じなかった未納の納付義務者に対する措置</p> <p>平成30年度以前の未納の納付義務者は期首12件であり、うち4件は破産、清算終了等により滞納が解消した。1件は納付計画に基づき、計画的に納付を行っていたが、清算終了により納付義務が消滅した。5件は、納付計画に基づき、計画的に納付を行っている。2件は、破産手続中である。</p>	<p>ムページにペイジーのデモ体験サイトを設置するなど利用促進のための取組を行った。また「申告・納付の手引き」及び「申告書類作成マニュアル」について、申告者の利便性をより高めるため、算定方法の具体例を盛り込む等の改訂を行い、問合せや誤りの多い事項をまとめた資料を作成・配布した。</p> <p>適正な申告が行われているかを詳細に確認するために実地調査を実施し、賦課金額に変更があるものについては、修正及び更正処理を行った。</p> <p>以上のとおり、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を現す申告率・収納率は、機構の不断の取組を反映して目標を上回る水準を達成したこと、納付義務者の利便性・効率性を確保するための様々な取組を着実に行ったことから、自己評価を「B」とした。</p> <p>< 課題と対応 ></p> <p>令和2年度の汚染負荷量賦課金の申告・納付に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国各地における説明・相談会が全面的に中止を余儀なくされ、今後納付義務者からの納付自体にも影響が生じることが懸念される。このような中、何よりも被認定者に対する補償給付等に支</p>	<p>「オンライン申告セミナー」を開催したこと等の効果もあり、申告件数73.1%、申告金額93.1%を確保した。また、平成30年1月から開始した電子納付(ペイジー)について、利用促進のための周知を行った。</p> <p>こうした業務の質的改善への努力により極めて高い収納率を維持しているが、これに加えて令和元年度は、納付義務者の負担軽減のための取り組みとして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告納付手続に関し、意見や要望を把握し、説明内容や資料の追加により申告納付説明・相談会の内容を充実させた。 ・未申告・未納事業者への督促等の対応を引き続き強化し、未納案件を、実質的に経営破たんしているものを除いて解消するとともに未申告案件も着実に減少させた。 ・Pay-easy(ペイジー)収納サービスによる電子納付を平成30年1月から開始し、インターネットバンキングによる納付の利用促進のための取扱金融機関を拡大し、ペイジー納付手順のデモを機構ホームページに掲載する等、各種周知を行った。 <p>等の成果をあげた。</p> <p>機構では、本事業に求められる成果については、目標以上の成果を上げていると認められるため「B」評価とした。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 ></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止等を余儀なくされた業務があり、今後の納付等に影響が生じることが懸念されるが、納付状況を注視しながら、申告額に係る収納率が高い水準で維持されるように、引き続き、納付義務者からの意見</p>
--	---	---	--	---	--	---

<p>期目標期間実績：平均 41 件 / 年)</p> <p>(c2) 未納納付義務者に対する納付督促件数 (前中期目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件 / 年、過年度分 平均 5 件 / 年)</p> <p>(c3) 汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数 (前中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件 / 年、指導件数 平均 161 件 / 年)</p> <p>(c4) 申告書審査による修正・更正処理件数 (前中期目標期間実績：平均 116 件 / 年)</p>	<p>書及び現地訪問等による申告督促を実施する。((A) と同)</p> <p>未納の納付義務者 (滞納事業者) に対して、機構において毎年度、電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。((B) と同)</p> <p>納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を実施し、適正な申告となるよう指導する。</p> <p>汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正</p>	<p>未申告納付義務者に対し受託事業者及び機構において、電話、文書及び現地訪問等による申告督促をさらに強化する。((A) と同)</p> <p>未納の納付義務者 (滞納事業者) に対しては、機構において電話、文書及び現地訪問等による納付督促を実施する。また、個々の事案に応じ機構が法令に基づき取り得る措置を講じる。((B) 及び と同)</p> <p>納付義務者からの適正・公平な賦課金申告を確保するため、申告書の審査を行うとともに申告内容に疑義等がある納付義務者に対して実地調査を計画的に実施し、適正な申告となるよう指導する。</p> <p>汚染負荷量賦課金の申告内容の審査及び実地調査により、申告額に誤りがある場合は修正又は</p>	<p>未納納付義務者に対する納付督促件数 (第3期中期目標期間実績：現事業年度分 平均 3 件 / 年、過年度分 平均 5 件 / 年)</p> <p>汚染負荷量賦課金に係る納付義務者に対する実地調査件数及び指導件数 (第3期中期目標期間実績：実地調査件数 平均 105 件 / 年、指導件数 平均 161 件 / 年)</p> <p>申告書審査による修正・更正処理件数(第3期中期目標期間実績：平均 116 件 / 年)</p>	<p>(C) 制度の適正性・公平性の確保</p> <p>納付義務者に対する実地調査の実施と指導</p> <p>各事業所のばい煙発生施設や SOx の排出工程の実態及び申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査することで、適正な申告が行われているかを詳細に確認するために、実地調査を 99 件実施した。その結果、今年度は不適切な申告に対し、214 件の指導を行った。なお、賦課金額に変更があるものについては、修正及び更正処理を行った。</p> <p>申告額の誤りに対する修正または更正処理の実施</p> <p>申告額の誤りに対する修正または更正処理は、114 件であった。誤りの発生原因については、分析結果に基づき申告誤りを防止するための適切な対策を講じている。</p>	<p>障が生じることのないよう、汚染負荷量賦課金の納付状況に十分注意を払いながら、必要な業務を着実に実施していく必要がある。</p> <p>実地調査について、第3期中期計画においては実施件数を増やすことを目標に掲げ、一定の成果を上げることができたことから、今後は机上審査において問題が見つかった業種及び施設等により効率的な調査体制の構築に向けた取組を進める必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度の実地調査については一部実施が困難となる可能性があるが、その際には上記の効率的な調査体制の構築に向けた取組を進める中で、申告の適正性の確保に努めていきたい。</p>	<p>等を踏まえ説明会資料の見直しを行うなどし、納付義務者の理解と協力が得られるよう事務を進められたい。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
---	---	--	---	---	---	---

<p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進 < 関連した指標 > (d1) 汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（前中期目標期間実績：平均 70%）</p>	<p>又は更正など適正な処理を行う。</p> <p>(D) 汚染負荷量賦課金の申告・納付に係る事務の効率化等の推進を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>納付義務者の事務負担の軽減、誤りのない申告書類の作成に有効な電子申告について、個別事業所へのオンラインや F D・C D 申告の推奨、申告方式を変更した事業所への聴取、オンライン申告セミナーの開催等の各種取組を実施する。</p>	<p>更正など適正な処理を行うとともに、申告額の修正又は更正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じる。</p> <p>(D) 納付義務者の利便性・効率性を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>オンラインや F D・C D による電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、オンライン申告セミナー等の場において具体的な利用方法や利便性、情報セキュリティの信頼性等について説明する。また、申告納付説明・相談会の場で利用方法の説明や周知・広報を行うほか、用紙申告及び F D・C D 申告の納付義務者への聴取等により利用の促進を図る。</p> <p>申告手続の一層の効率化、迅速化を図るため、納</p>	<p>汚染負荷量賦課金に係る電子申告率（第 3 期中期目標期間実績：平均 70%）</p>	<p>○ 申告書審査による修正及び更正の状況 （単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="1210 180 1816 508"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>机上審査</th> <th>実地調査</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度分修正</td> <td>33</td> <td>3</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>令和元年度分更正</td> <td>38</td> <td>6</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>過年度修正</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>過年度更正</td> <td>0</td> <td>16</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>71</td> <td>43</td> <td>114</td> </tr> </tbody> </table> <p>(D) 納付義務者の利便性・効率性の確保 オンライン申告の促進 オンラインや F D・C D による電子申告を推進するため、「オンライン申告促進計画」を策定し、オンライン申告の促進を計画的に行った。</p> <p>オンライン申告システムや徴収審査システムの改修等 納付義務者からの問い合わせがあった機</p>	区分	机上審査	実地調査	計	令和元年度分修正	33	3	36	令和元年度分更正	38	6	44	過年度修正	0	18	18	過年度更正	0	16	16	計	71	43	114		
区分	机上審査	実地調査	計																											
令和元年度分修正	33	3	36																											
令和元年度分更正	38	6	44																											
過年度修正	0	18	18																											
過年度更正	0	16	16																											
計	71	43	114																											

<p>(d2) オンライン申告セミナーの開催数（前中期目標期間実績：平均 16 件 / 年）</p> <p>(d3) ペイジー（ ）を利用した収納件数（前中期目標期間実績：平均 62 件 / 年）</p> <p>ペイジー</p>	<p>オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の受付や操作等を理解してもらうためのオンライン申告セミナーを開催する。</p> <p>納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、説明・相談会で説明するなどの様々な</p>	<p>付義務者の意見・要望を把握し、徴収・審査システムの改修を行う。また、納付義務者の法人情報に関して、サイバー攻撃による情報漏えいを防止するため、当該システムに係る情報セキュリティ対策の強化、標的型メール攻撃などのインシデント発生防止に向けた措置を講じるとともに、情報を取り扱う職員研修の充実を図る。</p> <p>オンライン申告の未実施又は操作に不慣れな担当者を対象に、オンライン申告の受付や操作等を理解してもらうため、納付義務者の利便性を考慮したオンライン申告セミナーを計画的に開催する。</p> <p>納付に係る利便性を高めるため、ペイジーを利用した収納について、申告納付説明・相談会での利用方法の説明の</p>	<p>オンライン申告セミナーの開催数（第 3 期中期目標期間実績：平均 16 件 / 年）</p> <p>ペイジー（ ）を利用した収納件数（第 3 期中期目標期間実績：平均 62 件 / 年）</p> <p>ペイジー（ Pay-easy ）: 税金や公共料金、各種料金などの</p>	<p>能について、機能改修を行った。また次期システムの更改においてもより一層情報セキュリティ対策を強化するべく検討を開始した。さらに、セキュリティ研修を行い、納付義務者の法人情報に関して、情報漏えいなど、インシデント発生防止の推進を図った。</p> <p>オンライン申告セミナーの開催 オンライン申告促進計画に基づき、オンライン申告セミナーを開催した。 （開催時期：9～11月、開催地域：17地域 25回開催、参加者人数：223人）</p> <p>電子納付収納サービス（ペイジー）を利用した収納に係る利用促進 利便性向上策としてペイジー取扱金融機関の拡大に取組み、新たに2行の取扱いを開始した。また、以下の各種取組を行い、利用促進を図った。 ・ 申告納付説明・相談会で、既存のチラシ</p>		
--	---	--	---	---	--	--

<p>(Pay-easy) : 税金や公共料金、各種料金などの支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス</p> <p>(d4) 申告納付説明・相談会の開催件数(前中期目標期間実績:平均103件/年)</p>	<p>方法で納付義務者に周知徹底する。</p> <p>申告・納付が的確に行われるように、制度や手続等を説明し、納付義務者からの質問・相談等に対して適切に対応する申告納付説明・相談会を4月に開催する。</p>	<p>ほか、様々な方法で利用促進のための周知を行う。</p> <p>受託事業者との連携を図りつつ、申告・納付が的確に行われるよう全国各地で申告納付説明・相談会を開催する。また、同説明・相談会参加者にアンケート調査を実施し、意見・要望を把握する。</p> <p>「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」について、納付義務者からの照会事項、意見等を把握し改訂する。</p> <p>受託事業者と連携して納付義務者からの問合せに適切に対応し、公害健康被害補償制度についての共通の理解と認識を深める。また、前年度までの申告において誤りの多かった事項についての</p>	<p>支払いを、パソコンやスマートフォン・携帯電話、ATM から支払うことができるサービス</p> <p>申告納付説明・相談会の開催件数(第3期中期目標期間実績:平均103件/年)</p> <p><その他の指標> -</p> <p><評価の視点> 被認定者に対する補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実かつ適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化等を図るための質の高いサービスを提供すること。</p>	<p>にペイジー利用案内を追記し配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子納付用入力シートを改訂し、メリット、利用手順及び取扱金融機関を追加 ・機構ホームページにペイジー取扱金融機関を掲載し随時更新 ・延納分の納付書発送用封筒にペイジー利用案内を表記 ・納付義務者に対するリーフレットを作成し、延納分の納付書発送時、実地調査等に配布 ・ペイジー納付手順のデモを機構ホームページに掲載 <p>「申告・納付の手続き」及び「申告書類作成マニュアル」の改訂</p> <p>年度更新及びシステム改修に伴う修正事項に加えて、問合せや誤りの多い事項を反映するため、算定方法の具体例を盛り込むなど、冊子等の改訂を行った。</p>		
---	---	--	--	---	--	--

			<p>対応策を講じるとともに、説明・相談会などを通じて徹底を図る。</p> <p>制度や申告の手続について、正しく理解してもらうことを目的として、受託事業者の相談・受付担当者を対象に、徴収業務の点検・指導方法を習得するための担当者研修会を開催する。</p>		<p>(E) その他</p> <p>人づくりの取組として、制度の趣旨や背景等を次世代へと継承していくため、機構職員全般を対象に、外部有識者を講師とした研修を開催した。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 1 - 2	納付業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 19 条、第 46 条、第 48 条及び第 49 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0256

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
								予算額（千円）	40,222,989				
								決算額（千円）	37,098,926				
								経常費用（千円）	37,174,879				
								経常利益（千円）	630,827				
								行政コスト（千円）	37,923,545				
								従事人員数	20				

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 （令和元年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
< 評価指標 > (A) 適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援	(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。	(A) 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施するため、以下の取組を行う。	< 主な定量的指標 >	< 主要な業務実績 > (A) 補償給付費等の納付業務 納付申請等に係る事務処理の適正化 ア. 納付申請等に係る補償給付費等の事務処理の適正化に係る指導調査 補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金については、事務処理の適正性を確認するため、原則として 3 年に 1 回のサイクルで対象となる 45 地方公共団体（旧第一種地域（かつて著しい大気汚染によって疾病が多発した地域：39 地方公共団体）及び第二	< 評価と根拠 > 評価：B 指導調査については、納付業務の適正性を確保するため、全 45 地方公共団体のうち 15 地方公共団体（平成 30 年度：15 地方公共団体）に実施し、必要に応じ適正な事務処理がなされるよう指導を行った。 公害保健福祉事業につい	評価	B < 評価に至った理由 > 納付業務等に係る事務処理については、適正かつ正確に実施する必要がある、原則 3 年に 1 回のサイクルで関係する地方公共団体への現地指導を行うことは不可欠である。よって、あらかじめ現地指導を実施する地方公共団体等数の目標を設定し、確実に実施することが必要であるが、令和元年度は 15 地方公共団体に対して指導調査を実施している。

<p>< 関連した指標 ></p> <p>(a1) 納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件 / 年）</p> <p>(a2) 納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実</p>	<p>納付業務に係る事務処理の適正化を図るため、地方公共団体に概ね 3 年に 1 回のサイクルで指導調査を実施する。また、指導調査では地方公共団体の要望及び課題等を把握し、対処法を指導するとともに、関連情報を国及び地方公共団体に提供する。</p> <p>地方公共団体の担当者に納付業務システムを適正に利用し</p>	<p>補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る手続の適正化を図るため、45 地方公共団体のうち、原則として、前回の調査から 2 年を経過した、または特に指導が必要な地方公共団体を対象に指導調査を実施する。また、公害保健福祉事業について、実態調査を行い創意工夫が見られた事例を収集する。さらに、現地指導調査の結果や創意工夫が見られた公害保健福祉事業の事例について、環境省に報告するとともに、地方公共団体に対して事業計画の参考となるよう情報提供を行う。</p> <p>納付業務システムについて、地方公共団体の意見・要望を把握</p>	<p>納付業務に係る指導調査件数（前中期目標期間実績：平均 15 件 / 年）</p> <p>納付業務システム研修の参加者数（前中期目標期間実績：平均 27 人 / 年）</p>	<p>種地域（汚染原因物質との因果関係が明らかな地域：6 地方公共団体）に指導調査（支出証拠書類等による支出額の書面確認、事務処理方法等に関するヒアリング）を実施していることから、令和元年度は 15 地方公共団体（平成 30 年度：15 地方公共団体）に対し調査を実施し、適宜指導を行った。</p> <p>なお、指導調査結果を取りまとめ、環境省に報告した。</p> <p>イ．公害保健福祉事業の実態把握</p> <p>公害保健福祉事業（被認定者の健康の回復、保持及び増進を図るためリハビリテーション等を行う）の実態把握のため、令和元年度は 4 地方公共団体（平成 30 年度：5 地方公共団体）に対し、実態調査を実施した。</p> <p>また、被認定者の高齢化に伴い参加者が年々減少し、事業の実施が困難になってきている中、事業実施の際に参考となるよう各地方公共団体に創意工夫のある事例を情報提供するとともに、環境省に報告した。</p> <p>納付申請等に係る事務処理の効率化</p> <p>ア．納付業務システムに係る研修の実施</p> <p>アンケート調査により、開催場所、開催時期等の意見・要望を把握し、対象となる 45</p>	<p>では、4 地方公共団体（平成 30 年度：5 地方公共団体）の実態調査を行い、事業実施の際に参考となるよう各地方公共団体に創意工夫のある事例を情報提供するとともに、環境省に報告した。</p> <p>納付業務システム担当者研修会については、対象となる 45 地方公共団体から研修内容、開催時期等に関する意見・要望を聴取し、要望があった全ての担当者を対象に開催した。それぞれの納付申請時期に合わせ、補償給付については 5 月に 4 回（東京 2 回、名古屋 1 回、大阪 1 回）、福祉事業については 8 月に 3 回（東京 2 回、大阪 1 回）、計 7 回実施した。</p> <p>研修後のアンケート調査の結果、研修の満足度については、参加者の 82% から「大変有意義」「有意義」との評価を得た。</p> <p>以上のとおり、適正かつ効率的な制度運営を確保するため、地方公共団体に対して補償制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援を行っていることから、自己評価を「B」とした。</p> <p>< 課題と対応 ></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和 2 年度の納付業務システム担当者研修については、5 月の</p>	<p>また、公害保健福祉事業については、4 地方公共団体への実態調査を実施し、創意工夫のある事例等について、他の地方公共団体等への情報提供を行っている。</p> <p>納付業務システム担当者研修会については、地方公共団体から研修内容、開催時期等に関する意見・要望を聴取し、要望があったすべての担当者を対象に開催しており、参加者の 82% から「本研修が「大変有意義」、「有意義」との結果を得ている。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とした。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 ></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、今年度予定している研修が既に中止を余儀なくされているものの、状況の変化を的確に把握し、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じ、地方公共団体担当者との連絡を緊密にとりながら、地方公共団体担当者の事務の理解を確実に促進されたい。</p> <p>< その他事項 ></p> <p>特になし。</p>
---	---	--	---	---	--	---

<p>績：平均 27 人 / 年)</p>	<p>効率的な事務手続を行ってもらうため、利用実態及び利用上の要望等を把握し、その結果を踏まえ、セキュリティ対策を講じてのシステム改修や希望者全員を対象とする研修を毎年度実施する。</p>	<p>し、事務処理の効率化が図れるようセキュリティ対策を講じたシステム改修を行う。また、45 地方公共団体の担当者が納付業務システムを円滑に利用できるよう、研修ニーズを把握し、希望者全員を対象に研修を実施する。</p>	<p><その他の指標> -</p> <p><評価の視点> 3年に1回計画的に現地指導を実施することにより、適正な補償給付費等の納付業務の事務処理を確保する。</p> <p>納付業務システムの円滑な利用を確保するため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施する。</p>	<p>地方公共団体のうち、要望があった全ての23 地方公共団体 34 人（平成 30 年度：20 地方公共団体 33 人）の担当者を対象に、納付業務システムに係る研修を開催した。</p> <p>それぞれの納付申請時期に合わせ、補償給付については5月に4回(東京2回、名古屋1回、大阪1回)、福祉事業については8月に3回(東京2回、大阪1回)、計7回実施した。</p> <p>なお、研修後のアンケート調査の結果、研修の満足度については、参加者の82%から「大変有意義」「有意義」との評価を得た。</p>	<p>補償給付担当者向けの研修が既に中止を余儀なくされた。他方、地方公共団体においてもコロナウイルス感染症対策に追われているところが多いことも踏まえ、この状況の長期化が懸念されている中で、状況の変化を的確に把握し、納付業務を滞りなく実施するために必要な措置を迅速に講じていく必要がある。</p> <p>公害保健福祉事業については、被認定者の高齢化に伴い、公害保健福祉事業の参加者の確保が難しくなっている状況を踏まえ、事業の現状・今後の見込み・改善方法について、地方公共団体から広範に聴取し、事業の課題を整理したうえで、解決策の検討に着手する。</p>	
-----------------------	--	---	--	--	---	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2 - 1	調査研究、知識の普及・情報提供、研修		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	< 難易度：高 > 社会全体の高齢化が進展する中で、新たに高齢のぜん息又は慢性閉塞性肺疾患（COPD）の罹患者の増加に着目した調査研究に着手する等、重点化・効率化を推進する必要があるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7 - 1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0258

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
調査研究に係る外部有識者委員会の評価	（5 段階中） 3.5 以上	第 3 期中期目標期間 実績：3.2	3.7					予算額（千円）	770,100				
事業従事者への研修の受講者数	-	平成 29 年度受講者：72 人	109 人					決算額（千円）	638,367				
調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数	-	第 3 期中期目標期間 実績：平均 4.25 件 / 年	8 件					経常費用（千円）	659,579				
情報提供数	-	第 3 期中期目標期間 実績：平均 150 回 / 年	150 回					経常利益（千円）	32,080				
ぜん息等電話相談件数	-	第 3 期中期目標期間 実績：平均 1,255 件 / 年	1,026 件					行政コスト（千円）	659,579				
								従事人員数	16				

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得する</p> <p>(前中期目標期間実績: 3.2)</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>(a) 採択課題に係る外部有識者による評価結果については、調査研究の質の向上を目指して下限の水準を得点率で70%程度に設定する。</p>	<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価における評価:(5段階中) 3.5 以上を獲得するため、以下の取組を行う。</p> <p>調査研究の質の向上を図るため、公募のあった研究計画に対して外部有識者による事前評価を実施し、評価内容を研究計画に反映させる。</p>	<p>(1) 調査研究、知識の普及・情報提供、研修</p> <p>(A) ぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながる研究課題を重点的に行い、公募制を継続し、透明性の確保を図るとともに、以下の取組を通じて、外部有識者委員会から高い評価(5段階中) 3.5 以上)を獲得し、研究の質の確保を図る。</p> <p>また、高齢のぜん息等の罹患者が増加していることから、成人ぜん息のうち高齢のぜん息罹患者に着目した調査研究を行う。</p> <p>調査研究の採択にあたり、外部有識者による事前評価の結果を研究実施者にフィードバックし、研究計画に反映させる。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中) 3.5 以上を獲得する</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>調査研究について、今後の公害健康被害予防事業(以下「予防事業」という。)の重点施策に即した研究課題が設定され、評価が適切に行われているか。また、調査研究費の執行は適正に確保されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において(5段階中) 3.5 以上を獲得</p> <p>・年度評価において、全課題の平均 3.7 点を獲得した。</p> <p>外部有識者による評価の実施及び評価内容の研究計画への反映</p> <p>・令和元年度から実施する第12期調査研究については、外部有識者による評価を踏まえ、8課題(環境保健分野7課題(3年間)、環境改善分野1課題(2年間))を採択した。また、調査研究開始にあたり研究内容の質の向上を図るため、評価内容を研究代表者にフィードバックし研究計画に反映させた。</p> <p>・環境保健分野では、近年、高齢のぜん息又はCOPDの罹患者が増加していることを踏ま</p>	<p><評価と根拠></p> <p>自己評価: B</p> <p>以下のとおり、調査研究において外部有識者の評価が評価指標を上回ったこと、受講者アンケート等の結果より受講生から高い評価を得たこと、また、多様な媒体により知識の普及を図ることができたことから、自己評価をBとした。</p> <p>高齢ぜん息患者の増加に着目し、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態調査を開始し、他の調査研究も含め外部有識者の評価において、評価指標を上回る平均 3.7 を獲得した。また、調査研究が適切に実施されているか確認するため、採択した調査研究のすべての実施機関に現地調査を行った。</p> <p>事業従事者への研修では、受講者アンケートを踏まえ事業実施における課題を共有できる場をカリキュラムに加えるなど一部見直しを図り、ニーズを踏まえた内容とした。研修成果の活用に関する上長へのアンケートにおいて、有効回答者の99%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。</p>	<p>評価: B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>予防基金の運用収入が減少する中、研究の質の確保を図りつつ、令和元年度から実施する調査研究は、外部有識者による評価を踏まえ8課題が採択され、環境保健分野、環境改善分野とともに、調査研究成果発表会を通じて評価委員による年度評価を行った結果、平均で評価指標を上回り、今後の調査研究の実施に反映させるため研究代表者へフィードバックを確実に行った。また、全ての調査研究実施機関に現地調査を実施し、会計処理が適正に実施されているか確認を行った。</p> <p>研修において、カリキュラムの見直しを図り、事業者従事者向け研修及び医療従事者向け研修を実施し、研修内容が今後の業務に活用できる等、受講者及び所属上長において継続して高評価を得ている。</p> <p>知識の普及・情報提供において、小児ぜん息日記のリニューアルを行い、小児に親しまれるよう新規のキャラクターを独自に作製し、知識普及用のパンフレット等に幅広く利用されることが期待される。生活情報誌「すこやかライフ」では、構成を外部有識者の意見のもと最新の科学的知見を含めリニューアルし、さらに新たに携帯端末から利用できるようホームページのリニューアルを行い、ぜん息等患者や医療機関からの患者教育に役立つ情報発信に取り組んだ。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認められるため</p>	

<p>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修の実施</p> <p>< 関連した指標 ></p> <p>(b1) 事業従事者への研修の受講者数(平成 29 年度受講者: 72 人)</p>	<p>更に採択後の調査研究に関して外部有識者による評価を毎年度実施するとともに、質の向上につながる助言を研究実施者等にフィードバックし、研究計画に反映させる。</p> <p>(B) 事業従事者のニーズを踏まえた効果的な研修を実施するため、以下の取組を行う。</p>	<p>調査研究の実施にあたり、外部有識者による年度評価を実施し、評価結果を研究実施者等にフィードバックする。</p> <p>(B) 地方公共団体が実施するソフト 3 事業及び大気環境の改善事業の事業従事者等を対象に、各事業への理解を深めるとともに、事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的に、以下の取組を行う。</p>	<p>< 評価の視点 ></p> <p>研修事業が、事業従事者の研修後の取組の変化につながる効果的な内容となっているか。</p>	<p>え、高齢のぜん息等の罹患者に着目した調査研究を開始した。</p> <p>・環境改善分野では、環境基準の達成率が極めて低い光化学オキシダントを中心に、海外における大気環境施策について実態調査を行った。令和元年度には、米国の文献調査及び先進的な対策を行う地域へ現地調査を実施し、環境基準の達成に向けた具体的な対策メニュー及び対策の進め方(罰則やインセンティブ)並びに評価方法について調査を行った。今後は、蓄積した知見を体系的に取りまとめ、地方公共団体における今後の大気環境施策への適用について検討を進める。</p> <p>外部有識者による年度評価の実施及び評価のフィードバック</p> <p>・研究期間初年度(令和元年度)の外部有識者による年度評価を行うための発表会を実施し、報告書に取りまとめた。</p> <p>・評価結果の内容は、研究期間 2 年度(令和 2 年度)の調査研究の実施に反映させるため、研究代表者へフィードバックした。</p> <p>(B) 事業従事者への効果的な研修</p> <p>・事業従事者研修へ 109 人の参加を得た。</p> <p>・平成 30 年度にカリキュラムの見直しを行い受講満足度が高かったことを踏まえ、引き続きソフト 3 事業(健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)など予防事業の実施に必要な人材を育成していくため、初めて予防事業に携わる地方公共団体の職員を対象に基礎研修を実施したほか、保健師、看護師、理学療法士など医療従事者を対象にした専門研修を実施した。</p> <p>・研修に参加できない予防事業担当者には、ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研究で開発した e-ラーニング学習システムをホーム</p>	<p>地域住民に対し適切にぜん息や COPD の最新情報を提供するため、ぜん息・COPD のための生活情報誌「すこやかライフ」の構成を全面リニューアルして発行するとともに、新たにスマートフォンなど携帯端末にも対応できるようにした。</p> <p>無料電話相談やイベントについて、SNS(ツイッター)やメールマガジン、「ぜん息・COPD プラットフォーム」を通じて周知を行ったほか、民間企業と協力して既存のパンフレットの内容を動画配信で提供した。</p> <p>< 課題と対応 ></p> <p>高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態調査では、高齢患者に合併症が多いこと、重症化しやすい傾向があることが分かった。今後はこれらの問題点を踏まえた確かな医療を提供するための効果的な治療・指導方法について引き続き調査を進めていく必要がある。</p> <p>地方公共団体向けの基礎研修では、参加者数が減少したことからカリキュラムの構成を見直すとともに、定員以上の応募があった医療従事者向けの専門研修は定員を増やすなど、引き続き予防事業を担う人材の育成に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症への</p>	<p>「B」評価とした。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 ></p> <p>近年の低金利により予防事業の予算総額が縮減する現状を踏まえ、1 課題あたりの研究費の確保、適切な課題数の設定、採択事業数の調整、研究内容による配分金額の調整等を通じて調査研究の質を確保し、予防事業に資する研究成果が得られるよう適切な運営がなされることを期待する。また、ぜん息患者等のニーズの変化を踏まえて適切な課題設定に努めること。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止を余儀なくされた業務があるが、状況の変化を的確に把握し、様々な媒体を活用しながら、必要な措置を講じ事業を進められたい。</p> <p>< その他事項 ></p> <p>特になし。</p>
--	--	---	--	--	--	---

質の高いカリキュラムを提供していくため、地方公共団体の事業従事者等を対象にアンケートを実施しニーズの把握を行い、適宜見直しを行うなど研修を効果的に実施する。

地方公共団体のソフト3事業の従事者等を対象に、各事業への理解を深め事業実施に必要な知識等を習得してもらうため、受講者へアンケートを実施しニーズの把握を行うとともに、学会とも連携して質の高いカリキュラムを組む。

地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の研修後の取組の変化につ

地方公共団体の事業従事者を対象とした研修において、受講者の取組の変化について、上長

ページで提供した。さらにより多くの医療従事者に同システムを活用してもらうため、厚生労働省とも協力して同省のアレルギーポータルサイトを通じて提供した。

受講者へのアンケートの実施

- ・受講者に対してアンケート調査を実施し、有効回答者の97.2%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。
- ・研修内容を今後の業務に活用できるとの回答が平均97.9%であった。
- ・研修カリキュラムについては、小児から成人までのぜん息及びCOPDに加え、ぜん息に関連してアトピー性皮膚炎関連まで幅広く学ぶことができるとして満足度の高い結果が出ており、今後もアンケート調査を行いニーズの把握をしていく。
- ・地方公共団体の受講者からは、「市民に対して指導・助言ができる知識を得られた」「成人ぜん息についても今後関わることがあるので、受講できて良かった」との評価を得た。

研修受講者の評価

研修コース	上位2段階の評価率
ソフト3事業基礎研修	100.0%
ソフト3事業研修	100.0%
保健指導研修	100.0%
呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修	100.0%
ぜん息患者教育スタッフ養成研修	98.2%
環境改善研修	88.4%
計(平均)	97.2%

研修後の上長への追跡アンケートによる研修効果の把握・分析

- ・地方公共団体事業従事者向け研修のうち次表の受講者については、受講者の所属上長に対して研修成果の活用に関するアンケート調

対策として、ICT (Information and Communication

Technology: 情報通信技術)の活用を含め研修の実施方法について検討を進め実施可能なものから順次進めていく必要がある。

全面リニューアルを行ったすこやかライフについて、読者アンケートの結果を今後の紙面作りに反映していくほか、紙と電子媒体との連携を進めるなど、より多くのぜん息患者等が最新の医療情報に触れる機会を提供していく必要がある。

<p>(C) 調査研究実施機関への指導等による適切な事務処理</p> <p>< 関連した指標 ></p> <p>(c1) 調査研究の実施機関に対する事務処理指導実施件数（前中期目標期間実績：平均4.25件/年）</p>	<p>いて、上長にアンケートを行いその結果の把握・分析を通じてより効果の高い研修を実施する。</p> <p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対する事務処理方針の説明を行うとともに、採択した調査研究のすべての実施機関に指導調査を実施し調査研究費の適</p>	<p>にアンケートを行い、その結果を踏まえより効果の高い研修を実施する。</p> <p>(C) 調査研究を適切に実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>新規に採択した調査研究実施機関の担当者に対し経理処理に関する説明を行う。また、採択した調査研究のすべての実施機関において、現地調査を実施する。</p>		<p>査を実施し、有効回答者の平均99%から5段階評価で上位2段階までの高評価を得た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修後の上長に対するアンケートでは、「積極的に予防事業に従事している」「地域住民へのサービスの向上に役立っている」「企画・運営等に役立っている」とする回答が合わせて9割以上を占めた。 ・具体例として、「事業の実施にあたって、予防事業の目的を意識した運営方法等を検討できている」「窓口で住民に寄り添った対応が可能になった」と研修で得た知識を事業に役立っているほか、「指導が専門的にできるようになり、参加者が増加している」との効果も報告されている。 <p>受講者の所属上長の後日評価</p> <table border="1" data-bbox="1210 808 1816 1087"> <thead> <tr> <th>地方公共団体従事者向け研修</th> <th>上位2段階の評価率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ソフト3事業基礎研修</td> <td>95.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフト3事業研修</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>保健指導研修</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>計（平均）</td> <td>99.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(C) 調査研究の適切な実施 事務処理方針の説明及び調査研究実施機関への調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究に係る会計処理を適正に行うため、調査研究実施機関の会計担当者を集めて事務処理説明会を開催したほか、研究開始の初年度の令和元年度は全て（8件）の調査研究実施機関に対して現地調査を実施し、支出証拠書類、帳簿、物品等の購入手続き及び納入物品の検収方法等について確認を行った。 	地方公共団体従事者向け研修	上位2段階の評価率	ソフト3事業基礎研修	95.2%	ソフト3事業研修	100.0%	保健指導研修	100.0%	計（平均）	99.0%		
地方公共団体従事者向け研修	上位2段階の評価率															
ソフト3事業基礎研修	95.2%															
ソフト3事業研修	100.0%															
保健指導研修	100.0%															
計（平均）	99.0%															

<p>(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施</p> <p><関連した指標> (d1) 情報提供数(前中期目標期間実績:平均150回/年)</p>	<p>正な執行を確保する。</p> <p>(D) 知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。</p> <p>機構・地方公共団体・学会等が行うぜん息・COPD等に関する情報について、Web、メールマガジン、SNSを用いて積極的に情報提供を行う。</p>	<p>(D) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及に関して適切に最新情報を提供するため、以下の取組を行う。</p> <p>ぜん息患者やその家族に科学的知見に基づく確かな医療情報等をパンフレットの他、Web等を通じて積極的に提供するとともに、環境改善分野の情報提供についての確に対応する。</p>	<p><評価の視点> 知識の普及事業については、分かりやすく、効果的・効率的に提供できているか。</p>	<p>(D) 知識の普及事業における効果的な情報提供の実施</p> <p>ぜん息・COPD等に関する情報のweb、SNS等を用いた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ）小児ぜん息日記のリニューアル ・従前2種類あったぜん息日記を男女共通の1種類にまとめ、専門医の監修のもと、最新のガイドラインや医療現場での使い勝手を考慮したほか、ぜん息患者やその家族に前向きに取り組んでいただくため、独自キャラクター「ぜん太とソック」を新規に作製し、小児に親しまれるぜん息日記とした。 ・今後、「ぜん太とソック」は、予防事業のシンボルキャラクターとして、知識普及用のパンフレットや助成事業イベントチラシ等において幅広く利用していく。 ）すこやかライフの発行及びホームページ「すこやかライフ」のリニューアル ・外部有識者の意見のもと、「すこやかライフ」を最新の科学的知見も含めリニューアルして発行した(2月)。 ・患者やその家族にとって親しみやすく読みやすい内容とするため、ぜん息児を持つ親の体験を特集する「パパさん記者レポート」、及び患者やその家族のQOLの向上や行動変容を促す「上手に付き合う」を新コーナーとして設け、「特集」、著名人ページ「マイライフ」、最新知見ページ「医療最前線」のページ数も増 		
--	---	--	--	--	--	--

				<p>やした。</p> <ul style="list-style-type: none">・ホームページ版も、スマートフォンやタブレット端末からの利用に対応するため、ページをリニューアルした。・予防事業について関心を高めてもらうため、すこやかライフの取材時の様子及び掲載予告をSNS(ツイッター)で発信した。また、新たな取組として、取材時の動画も配信し、ホームページ内のコンテンツの充実を図った。・併せて、すでに公開していた動画を、病態でカテゴリー分類して分かりやすく配置した。 <p>)ぜん息・COPDプラットフォームの運用</p> <ul style="list-style-type: none">・国、地方公共団体、学術研究団体及び患者団体等が発信するぜん息・COPDに関する最新の情報などを集約し、積極的に提供した。 <p>(提供回数：74回)</p> <ul style="list-style-type: none">・同サイトの利用促進を図るため、SNS(ツイッター)やメールマガジンを用いて積極的に情報発信を行った。(SNS発信回数：150回、同フォロワー：470人、メールマガジン発信回数：15回、同登録数：5,491件) <p>)環境改善研修特別講演の冊子化</p> <ul style="list-style-type: none">・平成30年度の環境改善研修の特別講演「過去に学びこれからの環境保全を考える」は、公害の歴史や60年以上にわたる大気環境行政に関する知見を学べる貴重な内容であることから、受講者以外にも広く普及啓発できるよう講演内容の取りまとめを行った。 <p>)パンフレットの提供</p> <ul style="list-style-type: none">・限られた予算の中にあっても、パンフレットは、患者やその家族のほか、医療機関や医療従事者、予防事業を行う地方公共団体に優先配布し、令和元年度は約32万部を提供した。また、一般からの要望にも対応するため、ホームページにおいてPDFデータを提供した。・ホームページに掲載した画像・動画及びパンフレットについて、企業や医療機関等からの使用要望に積極的に対応したことで、例えば、吸入器の正しい使い方の動画や肺のイラストを		
--	--	--	--	---	--	--

テレビ番組で紹介できたほか、民間企業との連携により食物アレルギーの子どものためのレシピ集の動画化により、これまでより広くぜん息等に係る知識の普及を図った。

パンフレット提供先	部数
地方公共団体等 (保健所、学校を含む。)	72,642 部
医療機関	194,537 部
個人等	54,392 部
計	321,571 部

ぜん息・COPD電話相談や関連イベント等の周知

）ぜん息・COPD電話相談室
 ・ぜん息・COPD患者等からの相談に対し、治療内容や日常生活での管理等について適正な情報を提供するため、看護師及び医師(日本呼吸器学会認定呼吸器専門医、日本アレルギー学会認定指導医・専門医)によるぜん息・COPD電話相談室(フリーダイヤル)を通年開設し、計1,026件の相談に対応した。

）「ぜん息・COPD電話相談室」広報用リーフレット等の作製
 ・ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため運営している「ぜん息・COPD電話相談室」を多くの人に利用してもらうための広報ツールとして、リーフレット及びクリアファイルを作製し、地方公共団体が地域住民を対象に実施する健康イベント等で配布した。

）ぜん息・COPD電話相談室及びSNSの周知
 ・ぜん息の症状が出やすくなる秋口に向けて、ぜん息・COPD電話相談室及びSNSの周知・利用拡大を図るために地下鉄の駅で配布するフリーペーパー(100万部、9月)でPRしたほか、新聞広告(2、3月)で周知を図った。

(d2) ぜん息等電話相談件数
(前中期目標期間実績：平均1,255件/年)

ぜん息等電話相談や関連イベント等については、Web、メールマガジン、SNSなど多様な手段により周知を行う。

ぜん息等電話相談や関連イベント等については、「メールマガジン」の他「ぜん息・COPDプラットフォーム」「SNS(ツイッター)」など多様な手段により周知を行う。

				<p>）保育所等における普及啓発講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期からぜん息の発症予防を図るため、厚生労働省と連携して保育所等における正しい知識の普及を図り、アレルギー児への対応の充実を図ることを目的に、保育士、栄養士及び看護師等を対象とした講習会を東京で開催し、703人が参加した。 <p>）高齢者向け知識普及事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・COPDに関する知識の普及を図るため、地方公共団体に代わる新たな他の主体としてセレサ川崎農業協同組合と連携し、特に高齢者の地域住民が多く集まる場において、講演会及び呼吸法やストレッチ体操等の呼吸リハビリテーション並びに肺年齢測定を企画した。（新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止。） 		
--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2 - 2	地方公共団体への助成事業		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7 - 1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0258

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ソフト 3 事業参加者数	-	第 3 期中期目標期間実績：152,223 人 / 年	131,697 人					予算額（千円）	770,100				
事務指導実施件数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 7.75 件 / 年	8 件					決算額（千円）	638,367				
人材バンクを活用した支援実施状況	-	-	15 団体 21 事業					経常費用（千円）	659,579				
								経常利益（千円）	32,080				
								行政コスト（千円）	659,579				
								従事人員数	16				

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(a1) ソフト3事業参加者数(前中期目標期間実績:152,223人/年)</p> <p>(a2) 事務指導実施件数(前中期目標期間実績:平均7.75件/年)</p>	<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p>	<p>(2) 地方公共団体への助成事業</p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>地方公共団体への事務指導や助成事業ヒアリングの場において、事業の実施内容等について意見交換を行い、特にぜん息等の発症予防等に直接つながる事業について、内容の充実を図る。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>事業環境の変化に応じ、地方公共団体や地域住民のニーズを踏まえた、より効果的・効率的な事業実施に向けた取組がなされているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 事業環境等の変化に的確に対応した助成事業の実施</p> <p>(a1) ソフト3事業参加者数 131,697人</p> <p>(a2) 事務指導実施件数 8件</p> <p>ぜん息等の発症予防等に直接つながる事業の充実</p> <p>・ぜん息患者等の意識やライフスタイルの変化に対応するため、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を外部有識者の協力のもと報告書に取りまとめた。</p> <p>報告書では住民アンケートや優良事例から、セカンドオピニオンとして治療内容について相談できる健康相談事業の充実や健康イベントなど他事業と連携した事業実施など、地方公共団体の実務者を集め情報の共有を図った。(実務者会議は5月・11月開催)</p> <p>・また、報告書の具現化として、地方公共団体と実務者会議(11月) 指導調査(8~12月) 助成要望ヒアリング(1~2月)の場を通じ、健康イベントと連携した肺年齢測定会など体験型事業の事例や、高齢者を含む成人ぜん息患者を対象にした呼吸リハビリテーション事業を紹介し、体験型事業について1団体から令和2年度から参加意向が示された。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: B</p> <p>評価理由</p> <p>以下のとおり、事業環境の変化に的確に対応するため、助成事業を実施する地方公共団体との意見交換を通じ今後の予防事業の展開について情報共有を進めるとともに、予防事業人材バンク(以下「人材バンク」という。)を活用した事業内容の充実を図ることができたことから、自己評価を「B」とした。</p> <p>○ 外部有識者の協力のもと「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を報告書に取りまとめ、今後の予防事業の展開例として、セカンドオピニオンとして治療内容について相談できる健康相談事業の充実や健康イベント等の事業と連携した事業など、地方公共団体の実務者を集めて情報の共有を図った。</p> <p>○ 事業実施効果の把握のため、地方公共団体の要望を踏まえ、集計・分析システムの改修を行い、事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体にフィードバックした。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由></p> <p>予防事業を取り巻く環境の変化に対応するため、外部有識者の協力のもと「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」の報告書を作成し、地方公共団体実務者会議等において、事業実施例を紹介する等の情報共有を図り、事業展開に努めた。</p> <p>「集計・分析システム」では、ソフト3事業を効果的・効率的に実施するための改修業務を行い、事業実施効果を継続的に測定した取組がされている。</p> <p>地方公共団体が地域の実情に合わせた予防事業を展開していくために必要な講師等の人材として「予防事業人材バンク」に登録されている医療従事者を積極的に派遣し、令和元年度には15団体21事業に延べ49人を派遣した。</p> <p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、人との接触機会が多い助成事業等において、状況の変化を的確に把握し、地方公共団体等との情報共有及びぜん息患者等に必要な情報を、様々な媒体を活用しながら提供し、必要な措置を講じ事業を進められたい。</p>	

<p>(B) 人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業への支援の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 人材バンクを活用した支援実施状況</p>	<p>事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図ることで、ソフト3事業について効果的・効率的に実施していく。</p> <p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>予防事業人材バンクの登録者の協力を得ながら地方公共団体と調整を図り、事業ノウハウと企画立案の支援を行うことで、ソフト3事</p>	<p>ソフト3事業について効果的・効率的に実施していくため、「集計・分析システム」の改修を進め、事業実施効果の測定を継続して行い、測定結果について地方公共団体と共有を図る。</p> <p>(B) 予防事業人材バンク等を活用した地方公共団体の助成事業を支援するため、以下の取組を行う。</p> <p>予防事業人材バンクを活用した事業を、実務者連絡会議等を通じて紹介をするなど周知に努め、事業ノウハウと企画立案の支援を着実に進める。</p>		<p>事業効果の把握・共有によるソフト3事業の効果的・効率的な実施</p> <p>・集計・分析システムの改修では、事業参加者へのアンケート項目について、行動変容、気づきなど必要項目を限定する一方で、地方公共団体からの要望を踏まえ、満足度や導入経路などの設問に加えることで、事業参加者及び事業実施者が使いやすいシステムに改修を図り、地方公共団体にプログラムを7月までに配付した。</p> <p>・また、改修後のシステムを活用して、アンケート結果を速報として取りまとめ、11月の実務者会議にて、地方公共団体にフィードバックした。速報には、ソフト3事業の参加者が「事業を知ったきっかけ」について効果のあった広報媒体を示したほか、ソフト3事業への参加目的などについて、担当者間で情報共有を図った。</p> <p>・事業参加者に対するアンケートからは、行動変容(本人や家族の意識や取組の変化)につながったと答えた割合が80%以上であったとの結果が得られた。</p> <p>(B)人材バンクを活用した地方公共団体の行う予防事業への支援</p> <p>(b1) 15団体21事業の支援を実施</p> <p>人材バンク登録者の協力によるソフト3事業の内容充実</p> <p>・人材バンクを活用して、地方公共団体が主催する健康イベント等において、スキンケア教室や肺年齢測定会を行い、ぜん息やCOPDに関する普及啓発活動を支援した。</p> <p>・人材バンク登録者の中から、水泳訓練教室におけるピークフローメーターの実演指導やスキンケア事業へPAE(小児アレルギーエデ</p>	<p>○ 各地方公共団体の実情にあわせた新規事業の実施や既存事業の充実を図るため、前年度に参加意向のあった2団体を含む15団体において21事業に人材バンクから医療従事者延べ49人を積極的に派遣し、1,196人の参加を得た。</p> <p>また、実務者会議ではこれら人材バンクを活用した体験型事業(肺年齢測定会)の紹介を継続して行い、次年度新たに1団体から参加意向が示された。</p> <p>○ 人材バンク登録者にアンケート調査を行い、登録継続の意思を確認するとともに、直近1年間の活動状況を把握し、それを名簿に取りまとめ地方公共団体に提供した。(登録者数240人)</p> <p><課題と対応></p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の拡大により助成事業のほか人材バンクを活用した体験型事業など人との接触機会が多い事業は、一層開催が困難な状況であることから、継続してぜん息患者等に必要な情報を届けるため、インターネットを活用した動画配信など新たな事業実施形態の検討を進め実施可能なものから順次進めていく必要がある。</p> <p>○ また、人材バンク登録者である看護師、理学療法士など医療従事者とのネッ</p>	<p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
---	--	--	--	---	---	-----------------------------------

	<p>業の内容の充実を図る。</p> <p>地方公共団体自らが継続して予防事業人材バンクを活用して事業展開できるよう、人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有を図る。</p>	<p>予防事業人材バンクの登録者にアンケートを行い活動状況を取りまとめ、登録者、地方公共団体等で情報の共有を図る。</p>		<p>ユケーター)を派遣し、肺年齢測定会や健康相談事業の講演へ理学療法士を派遣するなど、令和元年度には、15団体の21事業に延べ49人を派遣し、当該事業に1,196人の参加を得た。</p> <p>人材バンク登録者へのアンケート調査及び地方公共団体への情報共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材バンク登録者にアンケートを実施し、登録継続の確認及び1年間の活動状況についてリストを更新して、地方公共団体へ提供をした。(登録者数:240人(小児向け:68人、成人向け:172人)) ・地方公共団体へ人材バンク登録者の紹介と事業企画立案・ノウハウをパッケージ化した支援事業について、機構における3年間の支援が終了した倉敷市においては、ぜん息児のための水泳教室において、人材バンク登録者のP A Eが講師となり、自己管理方法やピークフローメーターの吹き方についての学習会を独自(助成)事業として実施した。令和2年度も、他の地方公共団体においてもこれまでの助成事業に取り込み実施される予定である。 	<p>トワークを維持していくため、今後の事業実施形態の検討とあわせて新たな協力の在り方についても検討を進めていく必要がある。</p>	
--	---	---	--	---	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2 - 3	公害健康被害予防基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の予防等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7 - 1. 公害健康被害対策（補償・予防） 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0258

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
安全で有利な運用等により確保した事業財源額	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 925 百万円 / 年	701 百万円					予算額（千円）	770,100				
								決算額（千円）	638,367				
								経常費用（千円）	659,579				
								経常利益（千円）	32,080				
								行政コスト（千円）	659,579				
								従事人員数	16				

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 （令和元年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(3) 公害健康被害予防基金の運用等 <評価指標> (A) 事業に必要な財源の確保と事業の重点化	(3) 公害健康被害予防基金の運用等 (A) 事業財源の確保及び効果的・効率的な事業実施に向け、以下の取組を行う。	(3) 公害健康被害予防基金の運用等 (A) 予防事業の実施にあたり、以下の取組を通じ事業財源の確保を図り、効果的・効率的に事業を実施	<主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> 事業財源が的確に確保されているか。また、財源は有効に活	<主要な業務実績> (A) 事業財源の確保及び効果的・効率的な事業の実施	<評価と根拠> 評価：B 評価理由： 以下のとおり、低金利状況が続く中、事業財源の安定的な確保を図るため、環境負荷の低減等への配慮を債券取得基準に新たに加え、社債を中心とした運用を行	評価	B <評価に至った理由> 公害健康被害予防基金の運用等については、近年の低金利状況が長期化する中で、市場動向等に応じた安全かつ有利な運用等により、収入の安定的な確保が図られた。 事業の重点化については、事業の効果的・効率的な見直しを図り、事業の実施が確実に進められた。

<p>< 関連した指標 ></p> <p>(a1) 安全で有利な運用等により確保した事業財源額（前中期目標期間実績：平均 925 百万円 / 年）</p>	<p>市場等の動向を注視し、機構の運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、補助金・積立金を活用し事業財源の確保を図る。</p> <p>限られた財源を有効に活用するため、ぜん息等の発症予防及び健康回復への寄与度が高い事業に重点化を図る。</p>	<p>実施する。</p> <p>公害健康被害予防基金について、市場等の動向を注視し、運用方針に基づく安全で有利な運用を行うとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金、前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより事業財源の安定的な確保を図る。</p> <p>予防基金の運用収入の減少傾向が続くため、前中期目標期間でとりまとめた「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、ソフト3事業についても、これまで以上に地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接</p>	<p>用されているか。</p>	<p>公害健康被害予防基金の運用等による事業財源の安定的な確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の低減または社会的課題の解決を目的とした優良企業の社債の購入に、令和元年度の償還財源 24 億円を積極的に充てたことで、当初の中期計画予算に対し 22 百万円の運用収入の増加が見込めるなど改善を図った。 ・また、運用収入と併せ、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び第3期中期目標期間から繰り越された目的積立金（期初：約 562 百万円（公健勘定））の一部取崩しにより、事業に必要な財源を安定的に確保した。 <p>「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に従い、機構が自ら行う事業では、優先度に応じた事業内容の見直しにより事業費の縮減を図った。助成事業においては、今後の予防事業の展開について、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」として報告書に取りまとめ、地方公共団体の担当者に対し情報共有を図るとともに、人材バンクを活用したソフト3事業の充実に努めた（15 団体 21 事業（平成 30 年度 10 団体 14 事業））。 ・さらに予防事業の円滑な実施を図るため、患者団体及びぜん息等の発症予防や健康回復に資する活動に取り組んでいる N P O 法人との 	<p>ったことにより、当初の中期計画予算に対し運用収入の改善を図ることができた。</p> <p>「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に則り、機構が自ら行う直轄事業の縮減を進め、助成事業のうちソフト3事業では、「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」を踏まえ、健康相談事業の充実や健康イベントなどの他事業と連携した事業の実施に積極的に取り組んだ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4期中期目標期間における予防事業を着実に実施していく上で、収入予算のうち収入の6割強を占める予防基金の運用収入（中期計画予算：年平均 1.08%）を確保することが重要であった。そのため、国債、地方債の利回りが見込めない中で、それらより利回りが確保できる社債の購入を積極的に実施した。 <p>その結果、当初の中期計画予算に対し 22 百万円の増加が見込めることとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第4期中期計画における公害健康被害予防事業に関する基本方針」に従い、機構が自ら行う知識の普及事業と研修事業では、優先度に応じた事業内容の見直しにより事業費を縮減する 	<p>以上を踏まえ、中期目標における所期の目標を達成していると認められるため「B」評価とした。</p> <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針 ></p> <p>運用収入については、市中金利の上昇が見込めない状況が続くことにより、今後さらに減少していくおそれがあり、また新型コロナウイルス感染症の影響も考慮しながら、ぜん息患者等のニーズの変化を的確に把握し、より一層の事業の重点化、他団体との連携等により、必要とされる事業が実施されるよう必要な措置を講じられたい。</p> <p>< その他事項 ></p> <p>特になし。</p>
---	---	---	-----------------	--	--	---

		つながる事業に重点化を図る。		意見交換を継続して行った。	<p>とともに、地方公共団体が行う助成事業では「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」について、地方公共団体の担当者を集め情報の共有を図ったほか、人材バンクを活用したソフト3事業の充実にも努めた。</p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・低金利状況が依然として続いていることから、市場の状況や金利の優位性を勘案して、より利回りが確保できる債券を積極的に購入していく。また、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用など、引き続き安定的な財源確保を図っていく必要がある。 ・地域住民に対しぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながるソフト3事業を優先的に採択する一方、新型コロナウイルス感染症の影響により「ソフト3事業の現状と課題及び今後の方向性に係る分析」で示した健康相談事業の充実や他事業と連携した予防事業の実施も困難な状況である。 <p>今後、継続してぜん息患者等に必要な情報を届けるため、インターネットを活用した動画配信など新たな事業実施形態の検討を進め、実施可能なものから順次進めていく必要がある。</p>	
--	--	----------------	--	---------------	---	--

--	--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 3 - 1	助成事業		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	< 難易度：高 > 活動継続率は、活動団体の資金状況等の外的要因による影響を受けやすく、また、対策効果の発現までに一定の期間を要する指標であるが、前中期目標期間の最高値 86.2% を更に上回るチャレンジングな水準の目標であるため。	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8 - 3. 環境パートナーシップの形成 令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報					主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率	第 4 期中期目標期間中に 90% 以上	第 3 期中期目標期間実績：最高値 86.2%	81.1%					予算額（千円）	973,824				
助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価	(10 点満点中) 平均 7.5 点以上	第 3 期中期目標期間実績：平均 6.7 点	7.8 点					決算額（千円）	884,213				
外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 88.0%	96.2%					経常費用（千円）	904,907				
人材育成と定着を図る助成件数の割合	-	複数年計画の新規採択案件の 16.8%	23.3%					経常利益（千円）	93,580				
交付決定処理期間	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 26.8 日	27 日					行政コスト（千円）	989,474				

支払処理期間	-	第3期中期目標期間実績：平均25.3日	24.8日					従事人員数	11.5			
--------	---	---------------------	-------	--	--	--	--	-------	------	--	--	--

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 助成事業 <評価指標> (A) 助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績：最高値86.2%)</p> <p><定量的な目標水準の考え方> (a) 本制度において活動継続率は重要な指標であるため、前中期目標期間で達成することができなかった高水準を目指す設定とする。一方で、当中期目標期間の2年度目迄は、当中期目標期間で取り組む助成の仕組みの見直し等の効果が発現する前であり、前中期目標期間中に</p>	<p>(1) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績：最高値86.2%)となることを目指し、以下の取組を行う。</p> <p>助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成の要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構</p>	<p>(1) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動が、助成終了後も自立し持続的に継続していくことが、効果的な助成事業の実施の観点から重要であるとの認識に立ち、助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率が目標期間中に90%以上(前中期目標期間実績：最高値86.2%)となることを目指し、以下の取組を行う。</p> <p>助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう助成要件の見直しを図りつつ、プログラムオフィサーの配置や機構職員の</p>	<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績> (1) 助成事業 (A) 助成による支援を行った活動の継続性の確保</p> <p>助成案件の質の向上に資する体制等の整備) 体制等の整備 令和2年度から寄り添い支援型の体制の充実を図るため、助成事業アドバイザー(仮称)の新設や職員の役割分担を整理し、評価専門委員会に諮り了解を得た。) 職員の能力向上 寄り添い型の支援を行うための、地球環境基金職員を対象とした勉強会を2回実施した。</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>平成27年度から29年度に3年間継続して助成を受けた団体を対象に実施したフォローアップ調査結果から、助成終了後1年以上経過した時点での活動継続率が81.1%であった。</p> <p>一方で、平成30年度に3年間の活動を終了した助成案件を対象に、評価専門委員会が行った事後評価の結果は、10点満点換算で7.8点であり、目標を上回った。</p> <p>その他、令和2年度からの助成事業アドバイザー制度の導入の決定、中間コンサルテーションにおける振り返りシート導入など進捗確認の充実、ベストプラクティスの発信強化など、寄り添い型支援の充実に向けた新規取組を着実に実施することができた。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 令和元年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</p> <p>・助成団体及び案件の質の向上等を図るため、助成終了後の活動調査等として、3年間継続して助成を受けた団体を対象とした調査を実施し、助成終了後1年以上経過した時点での活動状況を把握された。</p> <p>・助成団体の活動の質の向上を目的として、助成活動の進捗状況を年間スケジュールとして把握するとともに、事前目標の共有、中間コンサルテーションの実施、事後評価を実施された。また、3年間の活動を終了した助成案件を対象とした事後評価では目標を上回る評価を得られた。</p> <p>・助成事業アドバイザー制度の導入や中間コンサルテーションにおけるアドバイス等が、より効果的に反映されるよう、助成先団体が中間コンサルテーション終了後に評価専門委員のアドバイスを踏まえた具体的な取組を記載する「振り返りシート」を導入するなど、助成事業の質の向上と助成団体の育成等につながる効果的な取組を実施された。</p>	

<p>助成を終えた活動の把握となることに配慮する。</p>	<p>職員の能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備を行う。</p> <p>助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や活動の自立につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行う。</p> <p>助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。</p>	<p>能力の向上などにより、高度な専門性を持って進捗管理等を行える寄り添い支援型の体制整備の具体的検討を行う。</p> <p>助成期間中に、助成案件の質が向上し助成終了後の継続や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を行う。</p> <p>助成終了後に、活動が継続しているか調査を行うだけでなく、結果を活用し、継続や活動の自立に必要な情報提供等の支援を行う。</p>	<p>助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率：当中期目標期間中に90%以上（前中期目標期間実績：最高値86.2%）</p>	<p>研修や情報提供による助成団体への支援 助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるために必要な支援のあり方に関するアンケート（ニーズ調査）を、2020年度に助成を受ける団体に対して実施するための項目を整理した。</p> <p>助成終了後の活動調査及び結果の活用 ）フォローアップ調査の実施 3年間継続して助成を受けた53団体（回収率100%）から回答を得た結果、助成終了後1年以上経過した時点での活動継続率は81.1%であった。 また、「活動を継続していない」と回答した団体（10団体）のうち、「活動の目的を達成した」を回答した4団体を調査対象から除くと、活動継続率は87.7%（43団体/49団体）であった。 ）調査結果の活用等 上記）をもとに、助成終了後の自立や継続性の観点から特に優秀な活動を抽出し（3件）、フォローアップ実地調査を行った。 フォローアップ実地調査では、助成中の団体にとって有益となる情報（ベストプラクティス）として提供するため、新規で作成した「2018年度地球環境基金レポート」に記事を掲載した。（1月） 地球環境基金レポートは、助成団体や基金への寄付者を中心に冊子を配布し、地球環境基金ホームページでも公開した。（2月）</p>	<p>○上記のとおり第3期中期目標期間の最高値を更に上回るチャレンジングな目標として設定した評価指標及び関連指標に係るアウトプット数値の状況並びに、新規取組の着実な実施などを踏まえ、「独立行政法人の評価に関する指針」に基づき、質的ないし量的な観点から自己評価を行ったものである。</p> <p><課題と対応> 助成事業の効果的な実施の観点から、寄り添い型の支援を行うべく整備した体制のもと、成果や効果の向上に資する取組を継続して実施する。</p>	<p>以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、助成事業を適正に実施していると判断して「B」評価とした。</p> <p>助成終了後1年以上経過した案件の活動継続率については、チャレンジングな目標として90%と困難度が高く設定されていることから実績81.1%に対して一段階引き上げて評価するものとする。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 助成事業の質の向上及び助成団体の育成等、民間における環境保全活動の促進に向けて、事前目標の共有、中間コンサルテーション、事後評価等のスキームに加え、助成事業アドバイザーなどの人的フォローを効果的に重ね合わせる等、更に効率的、効果的な実施体制等を実現すること。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
-------------------------------	---	---	---	--	---	---

<p>(B) 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）</p> <p>< 定量的な目標水準の考え方 ></p> <p>(b) 各種取組により助成対象活動の質を高めることを目指し、外部有識者による事後評価結果については、前中期目標期間実績平均値以上に設定する。</p>	<p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、各年度の助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p> <p>複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。</p>	<p>(B) 助成による支援を行った活動が、目標に対して計画に沿って確実に実施され、助成活動に関する外部有識者委員会の事後評価が平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）となるよう、以下の取組を行う。</p> <p>助成活動が計画に沿って適切に実施されているかどうか、ヒアリングや現地確認を適宜行うなどにより進捗状況の確認を行う。</p> <p>複数年にわたる助成活動については、中間期に、全活動について外部有識者によるコンサルテーションを実施するほか、活動終了後には全活動について事後評価を実施する。</p>	<p>外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%）</p> <p>助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価：(10 点満点中)平均 7.5 点以上（前中期目標期間実績：平均 6.7 点）</p>	<p>(B) 助成による支援を行った活動の質の向上</p> <p>助成活動の進捗状況の確認</p> <p>1 年間の活動スケジュールを機構地球環境基金担当職員がより詳細に把握できるよう、今年度から新たに、詳細スケジュール表を交付申請書の様式に追加した。本表は、団体からの支払申請（年 5 回設定）のタイミングや、2 年目の中間コンサルテーションの際の他に、常時計画に変更が生じた場合に団体から修正版を提出してもらうこととし、活動状況の把握に努めた。</p> <p>評価の実施</p> <p>助成活動の成果を向上させるため、助成団体に対して実施した各評価の実施案件数の割合は 96.2%（178/185 団体）であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前目標共有（活動目標の共有）75/75 団体 ・中間コンサルテーション 45/48 団体 ・事後評価（書面評価）58/62 団体 <p>また、3 年間の活動を終了した助成案件を対象に、評価専門委員会が行った事後評価の結果は、10 点満点換算で 7.8 点であった。</p>		
---	--	--	--	--	--	--

	<p>助成活動の評価内容については、次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みをつくることで、より活動のステップアップを図れる助成制度を構築する。</p>	<p>助成活動の評価内容については、評価要領の見直しなど次年度以降の助成金採択審議や活動計画に反映する仕組みづくりに着手し、より活動のステップアップを図れる助成制度の構築を目指す。</p>		<p>活動のステップアップを図れる助成制度の構築</p> <p>）評価専門委員会の実施 第1回評価専門委員会において、事後評価（書面評価）結果の確定、フォローアップ調査結果の確定、中間コンサルテーション実施スケジュール等の共有及び実地調査対象活動の選定等について審議した。（8月） また、令和2年3月4日に開催予定だった第2回評価専門委員会は、新型コロナウイルスの影響により開催は見送り、書面による意見聴取の形で実施した。そこでは中間コンサルテーション実施報告、実地調査結果の確認及び令和2年度初期に実施する事後評価（書面評価）の実施スケジュール等について審議した。</p> <p>）中間コンサルテーション振り返りの実施 中間コンサルテーションにおけるアドバイス等が、令和2年度の活動計画により効果的に反映される仕組みとして、助成先団体が中間コンサルテーション終了後に評価専門委員のアドバイスを踏まえた具体的な取組を記載する「振り返りシート」を今年度から本格的に導入した。</p> <p>）活動報告会の実施 助成が最終年度となる団体が3年間の助成活動の成果を発表する「地球環境基金活動報告会」を、エコプロ2019に出展した地球環境基金ブースで実施した。（12月）</p> <p>）関係機関との連携強化 全国8カ所にある環境省地方環境パートナーシップオフィス（EPO）と、助成金説明会、要望案件の情報照会の振り返り、地球環境基金が支援すべき各地域のニーズの掘り起こし及び地域の環境施策の状況などについて意見交換を実施した（6月、8月、1月）。 今後は、地域での助成先団体による報告会の開催や、助成先団体による自己評価に関する支援を令和2年度から行うことで調整した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>(C) 助成対象分野の重点化、助成メニューの拡充等による助成効果の向上</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 外部有識者委員会に諮る評価実施案件数の割合（前中期目標期間実績：平均 88.0%）</p> <p>(c2) 人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の 16.8%）</p>	<p>(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。</p> <p>国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応した助成案件の採択や特別助成等のメニューを適宜設定する。</p>	<p>(C) 国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ効果的な助成が行えるよう、以下の取組を行う。</p> <p>国の政策目標や社会情勢、国際的な環境保全に関する情勢を踏まえ外部有識者による助成専門委員会が定める重点配慮事項に対応するよう、助成案件を採択する。また、国内及び国際的な環境保全に関する情勢に応じて民間団体が行う環境保全活動を支援できるよう、特別助成等のメニューを適宜設定する。</p>			<p>(C) 環境保全に関する情勢を踏まえた効果的な助成の実施</p> <p>重点配慮事項に対応した活動の採択と情勢に応じた助成メニューの設定</p> <p>）助成対象について 令和元年度（2019 年度）は 197 件、総額 610 百万円の助成金交付決定を行った。内訳は、イ案件（国内の団体が開発途上地域で活動するもの）が 30 件総額 121 百万円、ロ案件（海外の団体が開発途上地域で活動するもの）が 17 件総額 55 百万円、ハ案件（国内の団体が国内で活動するもの）が 150 件総額 434 百万円であった。</p> <p>）助成対象の重点化 助成専門委員会において国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、今年度の交付決定 197 件（国内案件：150 件、海外案件：47 件）のうち、重点配慮事項の対象活動は、193 件（98%）となった。</p> <p>）令和 2 年度（2020 年度）助成活動の採択 ア 募集案内決定 助成専門委員会において、重点配慮事項等を含む 2020 年度助成金募集案内を決定し、令和元年 9 月 30 日に公表した。</p> <p>イ 助成金説明会の開催 令和 2 年度（2020 年度）の助成金募集に向けて、基金主催の説明会を 9 箇所、セブン - イレブン記念財団等との合同説明会を 3 箇所で開催した。</p> <p>ウ 応募状況と内定 336 件（イ案件：52 件、ロ案件：29 件、ハ案件：251 件）の応募を受け、令和 2 年 2 月に第 2 回助成専門委員会を開催し 2020 年度助成金採択案を決定、令和 2 年 3 月に運営委員会に</p>					
---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>(D) 事務手続きの効率化や民間助成機関との連携などの工夫等による事業の安定的な運営と利用者の利便性の向上</p> <p>< 関連した指標 ></p> <p>(d1) 交付決定処理期間（前中期目標期間実</p>	<p>助成事業を通じて、SDGsの考え方の活用により複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</p> <p>人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の交付を伴う助成について検討、導入する。</p> <p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。</p> <p>助成を受ける民間団体を対象とした会計事</p>	<p>助成活動のSDGsのゴール等について交付申請書で確認し取りまとめるなどにより、複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動を推進する。</p> <p>人材の育成と定着を図る助成方法として、前期より導入した若手プロジェクトリーダー支援制度を継続するほか、プロジェクト活動費用の効果的な交付方法について検討する。</p> <p>(D) 助成事業が安定的に運営できるよう、また、助成金の交付を受ける団体の利便性が向上するよう、以下の取組を行う。</p> <p>助成を受ける団体を対象とした会計事務等に</p>	<p>人材育成と定着を図る助成件数の割合（複数年計画の新規採択案件の16.8%）</p>	<p>諮り、182件の交付を内定した。</p> <p>複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進 令和元年度（2019年度）の助成金要望書及び交付申請書の様式に、活動がSDGsのどのゴール・ターゲットに当たるかを選択する様式を追加し、意識の定着と実行を推進した。これは令和2年度（2020年度）の要望時も引き続き実施した。 また、全国9か所で行った基金主催の助成金説明会において、SDGs及び地域循環共生圏に関するセミナーを同時に開催した。</p> <p>人材の育成と定着を図る助成方法の検討 若手プロジェクトリーダー育成支援助成について、令和元年度（2019年度）の助成団体から新たに6期生として14名を採択した（応募29名）。これは複数年計画の新規案件（60件）の23.3%を占めた。</p> <p>(D) 助成金を受ける団体の利便性の向上</p> <p>会計事務等に関する指導等の実施 ）内定団体説明会の実施 令和元年度に新規に採択された75団体を対象</p>		
--	--	---	--	--	--	--

<p>績：平均 26.8 日)</p> <p>(d2) 支払処理期間(前中期目標期間実績：平均 25.3 日)</p>	<p>務等に関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず 1 回は実施する。</p> <p>助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間(28 日)以内として速やかな手続に努める。</p> <p>助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を 4 週間(28 日)以内とする。</p>	<p>関する説明会を開催し、原則として参加を義務づけるとともに、複数年にわたる助成活動を行う全団体について、事務所指導調査を助成期間中に必ず 1 回は実施する。</p> <p>助成金交付が内定した団体と、目標共有の場として個別面談を実施し計画を確定させるとともに、その後の助成金交付申請の受理から交付決定までの処理期間を 4 週間(28 日)以内として速やかな手続に努める。</p> <p>助成金の支給にあたり、厳正な審査は引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り利便性の向上に努める。また、助成金支払申請の事務処理については、1 件当たりの平均処理期間を 4 週間(28 日)以内とする。</p>	<p>交付決定処理期間(前中期目標期間実績：平均 26.8 日)</p>	<p>に、会計等の事務を確実に行っていただくため、交付申請手続や支払申請手続等に関する説明会を、平成 31 年 4 月 17 日と 19 日の 2 日間で計 5 回開催し、全団体が参加した。</p> <p>)事務所指導調査の実施 複数年にわたる助成活動計画を有する団体で令和元年度(2019 年度)1 年目の団体(55 団体)のうち、30 団体に対して、助成制度に必要な諸手続きに関する指導や、活動の実施状況の確認を行った。</p> <p>助成金交付申請の速やかな手続の実施)個別面談の実施 令和元年度(2019 年度)の助成先として内定した全ての団体(197 団体)と、4 月に個別面談を行った。 新規団体については(B))「事前目標共有」による活動目標の共有を行い、継続団体については活動状況の確認を行って、交付申請手続に向けたすり合わせを行った。</p> <p>)速やかな交付申請手続の実施 助成金交付申請の提出日を令和元年 5 月 15 日とし、交付決定を 6 月 11 日に行えたことから、処理期間は 27 日であった。</p> <p>事務の効率化と利便性向上の取り組み)要望書提出の電子化 基金における事務の効率化と、要望団体側の紙使用量の抑制の観点から、要望書提出の電子化を令和元年度に整備し実施した。 要望提出時に行ったアンケートでは、その操作性等について「容易だった」との回答が 8 割を占めており、利便性が向上した意見をいただいた。また、基金側でも紙の使用量削減、審査期間の確保(審査の迅速化)、データ管理が容易等の利点が多くあった。</p> <p>)一部概算払いの実施 平成 30 年度も助成を受けていた団体のうち、「平成 30 年度の支払事務が適正に行われてい</p>		
---	---	--	--------------------------------------	--	--	--

				<p>る」、「活動が概ね計画どおりに行われている」、「活動計画が概算払いの必要性が高い」を総合的に勘案し、22 団体に対して、助成金 50%を上限に概算払い（34,500 千円）を実施した。</p> <p>）E X C E Lマクロファイル利用の推進 支払申請の利便性向上のために構築した E X C E Lマクロファイルについて、4月の内定団体説明会で説明するとともに、基金ホームページに 2019 年度版を公表した（平均利用率 93.9%）。</p> <p>）他の助成制度の紹介 環境保全活動を対象とする国内の他の民間財団等による助成制度をまとめた冊子を作成し基金ホームページに掲載した。</p> <p>冊子は、（C））「助成金説明会の開催」で記載の助成金説明会全 12 か所で、参加者全員に配布した。</p> <p>）助成金支払申請の速やかな手続の実施 助成金の支払申請に係る事務（年 5 回）については、厳正な審査をしつつ迅速な処理に努め、平均処理日数は 24.8 日であった。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 3 - 2	振興事業		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8 - 3. 環境パートナーシップの形成 令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ユース世代の活動団体の交流会実施回数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 2 回	10 回（8 地方大会、全国大会、ecocon）					予算額（千円）	973,824				
ユース世代を対象とした研修実施回数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 4 回 / 年	6 回					決算額（千円）	884,213				
研修受講者アンケートによる肯定的評価	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 95.4%	98.5%					経常費用（千円）	904,907				
								経常利益（千円）	93,580				
								行政コスト（千円）	989,474				
								従事人員数	11.5				

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(2) 振興事業 <評価指標> (A) 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化</p> <p><関連した指標> (a1) ユース世代の活動団体の交流会実施回数(前中期目標期間実績:平均2回/年)</p>	<p>(2) 振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を、地域毎及び全国規模で毎年度2回以上実施する。</p>	<p>(2) 振興事業 (A) 民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、以下の取組を行う。</p> <p>広く国民の環境活動への積極的な参加を促すため、全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした交流会を行うとともに、地域毎及び全国規模の発表会を2回以上開催する。</p>	<p><主な定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 環境保全活動を行う人材の創出</p> <p>全国ユース環境活動発表大会の実施) 地方大会の実施 平成30年度から開始した地方大会を、令和元年度の「第5回全国ユース環境活動発表大会」においても同じく全国8地区で開催した。募集に当たっては、実施に関するプレスリリースを平成30年度より前倒し(9月7月)、参加のしやすさや発表準備期間に配慮するなどにより、参加校は162校と拡大した(昨年度実績:152校)。) 全国大会の実施) により選出された16校により、令和2年2月9日(日)に東京都内の会場において発表を行った。全国大会では、広島県立世羅高等学校(環境大臣賞)や京都府立木津高等学校(環境再生保全機構理事長賞)など全16校を優秀な取組として表彰した。) 全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2019)の共催 令和元年12月28日(土)に開催の全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2019)に共催として参画し、持続可能な社会に向けて環境・社会活動を行っている全国の大学生が互いに学び、ネットワークを形成するための支援を行った。なお、参加団体数は15団体であった。</p>	<p><評価と根拠></p> <p>評価: B</p> <p>民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、ユース世代の活動団体の交流会として、全国ユース環境活動発表大会について地方大会を8か所、全国大会を1回実施するとともに、全国大学生環境活動コンテスト(e c o c o n 2019)に共催として参画し、計10回の交流機会を創出した。</p> <p>また、ユース世代を対象とした環境保全やSDGs、地域循環共生圏に関する研修や民間企業と協働で開催するセミナーを全国各地で計6回実施した。</p> <p>研修事業の一つである若手プロジェクトリーダー研修については、前年度に外部有識者から受けた意見をもとにプログラムを一部見直すなど、効果的なカリキュラムになるよう努めた。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 令和元年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ユース世代の環境活動の促進を目的として、全国大学生環境活動コンテスト(ecocon 2019)の共催や、環境省事業「全国ユース環境活動発表大会」について、全国8か所での地方大会の協力開催など、ユース世代による環境保全活動に対する支援を実施された。 ユース世代の環境活動の促進を目的として、高校生及び大学生を対象として、環境省が推進する地域循環共生圏やSDGsに関する地域別セミナーを開催された。 若手プロジェクトリーダー研修については、2年目の研修講師を統一することで、研修期間のフォローアップを可能とするなどの改善を図るなど、より効果的、実践的な研修が実施された。 <p>以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、振興事業を適正に実施していると判断して「B」評価とした。</p>	

<p>(B) カリキュラムの見直しや民間団体のニーズの反映による事業の質的向上及び効果的な実施 <関連した指標> (b1) 研修受講者アンケートによる肯定的評価（前中期目標期間実績：平均 95.4%）</p>	<p>全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、地域毎に毎年度 4 回以上実施する。</p> <p>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p>	<p>全国の高校生や大学生などユース世代を対象とした研修を、民間団体、企業、自治体等と連携して 4 回以上実施する。</p> <p>(B) 研修や調査等の振興事業の質的向上及び効果的な実施を通じて民間団体の発展につなげるため、以下の取組を行う。</p> <p>研修や調査等の計画にあたっては、外部有識者による助言を受け、効果的なカリキュラムとなるよう努める。</p>	<p>ユース世代の活動団体の交流会実施回数（前中期目標期間実績：平均 2 回 / 年）</p>	<p>ユース世代を対象とした研修等の実施 ユース世代（高校生及び大学生）の環境保全活動への積極的な参加を促すため、全国ユース環境活動発表大会の運営などを通じて構築した高校や大学とのネットワークを通じ、全国各地で環境保全やSDGs、地域循環共生圏に関する研修やセミナーを、令和元年度は 6 回実施した。</p> <p>(B) 研修・調査等事業の効果的な実施</p> <p>研修・調査の企画運営) 若手プロジェクトリーダー研修の実施 令和元年度は、助成事業において中心的に活動する若手（第 4 期 7 名、第 5 期 7 名、第 6 期 13 名の計 27 名）に対して、活動の戦略づくり、マーケティング、ファンドレイジング（資金調達）、広報・PR、合意形成、プロジェクトマネジメントなど、プロジェクトを推進するために必要かつ、NPOからの要望の高いプログラムを提供し、それぞれの活動を効果的に進めるための実践的な演習、ワークショップを行った。</p> <p>なお、外部有識者から平成 30 年度に受けた意見を踏まえ、2 年目の研修については講師を通年で依頼し、研修と研修の間にさらにフォローアップする研修を追加して、実質的に年 5 回にわたり研修生とコンタクトを取る方法に改善した。</p> <p>) 海外派遣研修の実施 国際協力の振興と実践活動を担う若手人材を育成するため、インドネシアにおいて短期コース（11 日間）・長期コース（20 日間）の環境ユース海外派遣研修を実施した。（2 月）</p>	<p><課題と対応> 若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修についてはカリキュラム等の不断の見直しを行うなど効果の向上に引き続き努めつつ、学生との交流事業については定着を図るべく取組を強化する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が研修等の実施に影響を及ぼすことが避けられない中、開催時期における社会状況を踏まえつつ、必要に応じてインターネットを活用したりリモート参加型の方法を取り入れるなど、無理なくかつ有意義な方法を検討し実施する。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業について、引き続き、研修の理解度や活用度、ユース層の要望等を把握するとともに、より実践的、効果的な内容を検討・実施することで、ユース世代の環境保全活動への支援に努めること。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	---	---	---	--	--	---

		<p>環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を年1回以上継続的に実施する。</p>	<p>環境保全を含む複数の目標を統合的に解決するSDGsの考え方に関する研修を1回以上実施する。</p>	<p>研修受講者アンケートによる肯定的評価 (前中期目標期間実績：平均95.4%)</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点> ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p>研修生は、事前審査を通過した10名を対象とし、インドネシアでの研修の学びをより深めるため、研修前に「事前研修」を実施した。なお、研修後に予定していた「研修報告会」は新型コロナウイルスの影響により開催を見送ったが、研修の効果向上のため、令和2年度において開催を計画している。</p> <p>また、本研修を受講した研修生が、受講年度をこえて交流や情報交換等が行えるよう、SNSを活用したネットワーク化の取り組みを進めた。</p> <p>）研修受講者アンケート 実施した研修において、参加者が有意義だったと肯定的な回答を行った回答率は、全体で98.5%であった。</p> <p>SDGs等に関する研修等の実施 SDGsの考え方に関する研修として、広く民間団体に対して、(1)助成事業(C) 「複数の目標を統合的に解決することを目指した環境保全活動の推進」で記載したセミナーを9回実施した。</p> <p>また、ユース世代に対して、(A) 「ユース世代を対象とした研修等の実施」で記載した研修等を6回実施した。</p>		
--	--	---	--	---	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 3 - 3	地球環境基金の運用等		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8 - 3. 環境パートナーシップの形成 令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
SNS（ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数）	-	-	ツイッター掲載数：118 件、 フォロワー数：484 人 インスタグラム掲載数：91 件、 フォロワー数：167 人						予算額（千円）	973,824			
特定寄付金の受け入れ金額	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 13,750 千円	18,000 千円						決算額（千円）	884,213			
基金の運用益	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 185 百万円	82 百万円						経常費用（千円）	904,907			
									経常利益（千円）	93,580			
									行政コスト（千円）	989,474			
									従事人員数	11.5			

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(3) 地球環境基金の運用等 <評価指標> (A) 基金の充実のための、助成対象活動の国民・事業者に対する理解促進</p> <p><関連した指標> (a1) SNS(ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)</p>	<p>(3) 地球環境基金の運用等 (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため、以下の取組を行う。 ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知を行うとともに、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p>	<p>(3) 地球環境基金の運用等 (A) 環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進を通じて、基金の充実につなげるため以下の取組を行う。 ホームページ、SNSや各種媒体を通じた積極的な広報・周知を行い、地球環境基金事業の理解促進に努める。また、環境NGO・NPOが開設するホームページのリンク化を進めることで助成活動及び個々の団体が行う活動への理解促進、意識向上を図り、個人や企業等による寄付の確保に努める。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>SNS(ツイッター、インスタグラム掲載数、フォロワー数)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A)環境NGO・NPOが行う助成活動の国民・事業者等に対する理解促進及び基金の充実</p> <p>ホームページ、SNSを通じた積極的な広報・周知、個人や企業等による寄付の確保</p> <p>ホームページ、SNSを通じた広報 ホームページ、SNSを通じて助成団体の活動情報、イベントの周知等を広範に情報発信し、地球環境基金事業の認知度向上に努めた。</p> <p>ホームページのリニューアルを行い、助成金の募集等の必要な情報を分かりやすく分類するなど、利便性の向上を図った。また、パソコンだけでなく、スマートフォンやタブレットからの閲覧に応じてデザインレイアウトを可変することができるようにレスポンス対応を行った。</p> <p>Twitterは118件のツイートを発信し、フォロワーとなった人数は令和元年度末に484人まで増加した。(平成30年度に発信したツイート：78件、平成30年度末のフォロワー：266人)</p> <p>Instagramは91件を投稿し、フォロワーとなった人数は令和元年度末に167人まで増加した。(平成30年度投稿：51件、平成30年度末のフォロワー：101人)。</p> <p>新聞、広報誌等による広報 新聞や高齢者向け情報誌等を活用して、地球環境基金事業の紹介等を行うとともに、広報</p>	<p><評価と根拠> <評価と根拠> 評価：B 根拠： ホームページのリニューアルやツイッター及びインスタグラムのSNSによる発信強化、広報誌等の各種媒体の活用等により、地球環境基金事業の広報・周知を積極的に進めた。</p> <p>○地球環境基金を取り巻く状況が厳しい中において、地球環境基金企業協働プロジェクトへの特定寄付金について、令和元年度は、第3期中期目標期間実績を上回る18,000千円の寄付を獲得することができた。</p> <p>著しい低金利が続く中、資金の安全性の確保を最優先した上で、市場等の動向を一層注視しつつ運用を行った。</p> <p><課題と対応> ○寄付者からの「寄付先のみえる化」等の要望に対応するため、ベストプラクティスを含め地球環境基金の助成先の一つひとつの事業</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 令和元年度計画に沿って適正に事業が実施されている。</p> <p>・WebサイトやSNS等のメディア媒体を活用した地球環境基金事業の周知など、積極的な広報及び募金活動が実施された。</p> <p>・「地球環境基金企業協働プロジェクト」への特別寄付金について、第3期中期目標期間実績を上回る18,000千円の寄付を獲得されている。</p> <p>・資金の安全性を確保した上で、市場金利の低下が続く厳しい市場の状況を考慮した運用が実施された。</p> <p>以上のことから、運用等に関する事業を適正に実施していると判断して「B」評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 企業等による寄付を得るために必要な環境を整備するため、引き続き、企業等の事業に対するニーズの把握及び企業と連</p>	

				<p>誌「地球環境基金便り」を年2回各39,000部発行し、寄付者、自治体、図書館、商工会議所、高等学校、NPOセンター等約8,000箇所へ送付した。さらに、地球環境基金便りにおける新しい試みとして、AR(拡張現実)アプリを活用し、スマートフォン等から手軽に助成団体の活動動画等を閲覧することができる仕組みを取り入れた。</p> <p>なお、地球環境基金に対して寄付をいただいている方への年度報告として、また、助成成果の一部をベストプラクティスという形で報告しつつ助成先団体への事例普及を行うツールとして、令和元年度から新たに「地球環境基金レポート」を作成し、寄付者や令和元年度助成先団体など約700箇所へ送付した。</p> <p>) イベント等への出展 環境意識が高い市民が集まる環境イベントにブース出展を行い、地球環境基金事業や企業協働プロジェクトの紹介等を行い認知度向上に努めた。また、国内最大級の環境イベントであるエコプロ2019では、助成金活動報告会とともに事業紹介等を行うことで、効果的な理解促進を図った。</p> <p>) 個人や企業等による寄付の確保 地球環境基金企業協働プロジェクト、継続的な寄付獲得に向けた地球環境基金サポーターのほか、古本を活用した身近でリサイクル意識の啓発と環境保全活動の支援に参加できる寄付メニュー(本de寄付)などについて積極的な周知活動を行うなど総合的な広報活動のほか、寄付者に対する謝意として、領収書や感謝状の発行及びホームページ上への寄付者名の掲載時期の早期化(週単位)に努めた。</p> <p>このような取組の結果、募金箱や振込による寄付に加え、本de寄付や企業の商品等の売上の一部による寄付等の多様な方法を通じ、令和元年度については寄付額22,015千円(対平成30年度96%)、寄付件数905件を受け入れた。</p>	<p>活動について効果的な広報に努める。</p> <p>○地球環境基金企業協働プロジェクトに対する企業の参画を得るため、企業が賛同しやすい助成分野(テーマ)を検討するとともに、同プロジェクトの枠組みを活用して寄付の受け入れに繋がるよう周知を継続する。</p>	<p>携した寄付メニューの実施など、積極的な広報及び募金活動に努め、機構の総力を結集して寄付の獲得に努めること。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
--	--	--	--	--	---	--

<p>(a2) 特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）</p>	<p>寄付を行った企業、団体の名称が明らかになることにより貢献度が明確となる地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>	<p>環境に対する企業の貢献度が明確な、地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付について、前中期目標期間で受け入れた水準以上の寄付を獲得するよう努める。</p>	<p>特定寄付金の受け入れ金額（前中期目標期間実績：平均13,750千円）</p>	<p>地球環境基金企業協働プロジェクトへの寄付の獲得 地球環境基金企業協働プロジェクトに参画し、環境NGO・NPOの環境保全活動（LOVE BLUE助成）に支援をいただいている業界団体（（一社）日本釣用品工業会）に対し成果及び効果について報告を行った。また、令和元年度も引き続き本プロジェクトに賛同いただき、平成30年度の水準を確保することができた。（15,000千円、平成30年度同額。） また、同プロジェクトの枠組みで獲得した寄付も活用し実施している全国ユース環境ネットワーク促進事業（振興事業）では、平成30年度と同件数となる4社から寄付を得ることができた（総額3,000千円）。</p>		
<p>(B) 安全かつ有利な資金運用 <関連した指標> (b1) 基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円）</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 安全かつ効率的に運用を行い、前中期目標期間と同水準の運用益の獲得に努める。</p>	<p>(B) 安全かつ有利に資金を運用するため、以下の取組を行う。 低金利が続いている状況を踏まえ、市場等の動向を一層注視しつつ、運用方針に基づき、安全性の確保を最優先に、効果的な運用を行う。</p>	<p>基金の運用益（前中期目標期間実績：平均185百万円） <その他の指標> <評価の視点> ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。</p>	<p>(B) 安全かつ有利な資金運用 安全かつ効率的な運用 市場金利の継続的な低金利となる中、運用方針に従い基金の安全な運用に努めつつ、市場の状況を考慮した運用を行った（利息額82百万円）。</p>		

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成事業		
業務に関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0176 令和元年度行政事業レビューシート 事業番号 0308 令和 2 年度基金シート 基金シート番号 02 - 004

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報					主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
審査基準、審査状況等の公表回数	-	第 3 期中期目標期間実績：4 回 / 年	4 回					予算額（千円）	3,174,168				
基金の管理状況の公表回数	-	第 3 期中期目標期間実績：1 回 / 年	1 回					決算額（千円）	1,961,725				
								経常費用（千円）	1,962,260				
								経常利益（千円）	6,014				
								行政コスト（千円）	1,973,745				
								従事人員数	2.25				

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 助成業務 <評価指標> (A) 審査基準、助成対象事業の状況等を公表するなど、透明性・公平性を確保した堅実な制度運営</p> <p><関連した指標> (a1) 審査基準、審査状況等の公表回数(前中期目標期間実績: 4回/年)</p> <p>(B) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限を見</p>	<p>(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>審査基準、これに基づく助成金の審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページにおいて公表する。</p> <p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組</p>	<p>(1) 助成業務 (A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>環境大臣が指定する者からの助成金の交付申請、支払申請等の内容を適正に審査した上で交付するとともに、審査状況及び助成対象事業の実施状況などの情報を、四半期毎にホームページ等において公表する。</p> <p>(B) 基金の適切な管理を図るため、以下の取組を行</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>審査基準、審査状況等の公表回数(前中期目標期間実績: 4回/年)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営</p> <p>助成金の審査基準、審査状況</p> <p>ア) 軽減事業 中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用軽減のため、環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で令和元年5月14日に交付決定し、四半期ごとの支払申請に対して全3,676件を適正に処理して1,938,777千円の助成金を交付した。 また、本助成金の審査基準や審査状況、助成事業の実施状況等について機構ホームページで公表し、透明性の確保を図った。</p> <p>イ) 代執行支援事業 都道府県等が実施するPCB廃棄物処理に係る代執行事業への支援のための基金造成について、国から補助金100,000千円、産業界から出せん金180,500千円の合計280,500千円の拠出を受けた。 また、代執行支援事業についても環境大臣が指定する者からの交付の申請を審査した上で、月ごとの支払申請に対して3,529千円助成金を交付した。</p> <p>(B) 基金の適切な管理</p>	<p><評価と根拠> 評価: B 根拠: 軽減事業については、環境大臣の指定する者からの四半期ごとの支払申請に対し、全件を適正に処理して助成金を交付した。 本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、目標どおり機構ホームページで公表した。</p> <p><課題と対応> 令和元年度中に助成対象範囲の変更を目的とする省令改正が行われ、機構においても業務方法書及び交付要綱の改正を行った。支払申請に係る審査に当たっては、改正点に留意し引き続き適正に実施していく。</p>	<p>評価</p> <p>B</p> <p><評価に至った理由> 軽減事業について環境大臣の指定する者からの支払申請に対して、全件適正に処理し助成金が交付されていることや、本基金の助成対象事業の実施状況や基金の管理状況等について年度計画通りホームページで公表されていることから、PCB廃棄物の処理に係る助成業務が適正になされていることから「B」評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 今後も、中小企業者等が保有するPCB廃棄物等の処理が促進されるよう着実な執行に努めていただくとともに、引き続き、基金の管理状況や助成金の審査基準、審査状況などを公表し、事業の透明性、公平性を確保いただきたい。また、代執行事業においては、都道府県等が実施するPCB廃棄物の処理に係る行政代執行に係る業務の資金支援に関する申請に対する審査について、着実かつ適正に実施いただきたい。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

<p>据えた基金の適切な管理 < 関連した指標 > (b1) 基金の管理状況の公表回数 (前中期目標期間実績: 1回 / 年)</p>	<p>を行う。</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限 (平成 39 年 3 月) を見据えつつ、基金を適正に管理するとともに、基金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>う。</p> <p>基金の管理状況を年 1 回ホームページにおいて公表する。</p>	<p>基金の管理状況の公表回数 (前中期目標期間実績: 1 回 / 年)</p> <p>< その他の指標 ></p> <p>< 評価の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。 	<p>基金の適正な管理及び管理状況の公表</p> <p>ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限 (令和 9 年 3 月) を見据えつつ、流動性と安全性を重視した運用を行うなど適正な管理を行った。また、基金の管理状況 (拠出状況、助成状況、運用状況等) について年 1 回機構ホームページで公表した。</p>		
---	---	---	--	---	--	--

注 5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 5	維持管理積立金の管理業務		
業務に関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 6 号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 5
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4-4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4-5. 廃棄物の不法投棄の防止等 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 1,203 回 / 年	1,180 回					予算額（千円）	882,969				
維持管理積立金の管理状況の公表回数	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 1 回 / 年	1 回					決算額（千円）	356,780				
								経常費用（千円）	279,266				
								経常利益（千円）	784				
								行政コスト（千円）	287,619				
								従事人員数	1.25				

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 管理業務 <評価指標> (A) 積立者に対する運用状況等の情報を提供するなど透明性・公平性の確保 <関連した指標> (a1) 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数(前中期目標期間実績:平均1,203回/年)</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理 <関連した指標> (b1) 維持管理積立金の管理状況の公表回数(前中期目標期</p>	<p>(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実にを行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて</p>	<p>(1) 管理業務 (A) 透明性・公平性を確保しつつ、堅実に制度を運営するため、以下の取組を行う。 積立者に対し運用状況等の情報提供を着実にを行うため、運用利息等を毎年度1回通知するとともに、積立て、取戻しに対する事務を適切かつ確実にを行う。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理を行うため、以下の取組を行う。 維持管理積立金の管理状況を年1回ホームページにおいて公</p>	<p><主な定量的指標> 設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の情報提供回数(前中期目標期間実績:平均1,203回/年)</p> <p>維持管理積立金の管理状況の公表回数(前中期目標期間実績:平均1回/年)</p>	<p><主要な業務実績> (A) 透明性・公平性の確保 情報提供及び適切かつ確実な事務) 利息の通知と払渡し 最終処分場設置者への維持管理積立金の令和元年度運用利息額の通知を令和2年3月末に行った。請求を受けた令和元年度中の利息の払渡しは602件328,813千円であった。) 積立て及び取戻し 最終処分場設置者からの積立て及び取戻しについて、それぞれ適切に対応し、積立て及び取戻しに係る最終処分場設置者への預り証書の発行・送付を遅滞無く行った。令和元年度において積立てがあった最終処分場数及び金額は677件、7,686,556千円、取戻しについては53件、991,954千円であった。 また、最終処分場設置の許可権者(94都道府県等)に対し、平成30年度分の維持管理積立金の積立て及び取戻し状況を令和元年6月に通知した。</p> <p>(B) 維持管理積立金の適正な管理 管理状況の公表 適正な維持管理を促進するため、平成30年度分の維持管理積立金の管理状況(積立て及び取戻し状況)について、年1回機構ホームペー</p>	<p><評価と根拠> 評価:B 根拠: 設置者への維持管理積立金の積立て及び取戻し並びに積立金利息の通知及び払渡し、並びに許可権者への積立て及び取戻し状況の通知を適切に行い、業務の透明性・公平性の確保に努めた。 維持管理積立金を適正に管理し、管理状況をホームページで公表した。</p> <p><課題と対応> 維持管理積立金の管理を適切に行うため、稼働期間が長期に及ぶ最終処分場には特に留意し、許可権者との情報共有を図っていく必要がある。</p>	<p>評価 B</p> <p><評価に至った理由> 積立者に対する運用状況等の透明性・公平性の確保については、設置者等及び許可権者への積立額や取戻額、運用利息額等の通知を定期的に送付しており、確実に情報提供が行われている。また、維持管理積立金の適正な管理についても、積立て及び取戻し状況が確実にホームページで公表されている。 以上の中期計画を着実に達成していることから、「B」評価とした。</p> <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場の埋立処分の終了後における適正な維持管理を促進するため、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法による運用や維持管理積立金の積立者に対する運用状況等の情報提供等に努めていただきたい。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>	

間実績：平均 1 回 / 年)	公表する。	表する。	<その他の指標> <評価の視点> ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	ジで公表した。		
--------------------	-------	------	---	---------	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 6 - 1	認定・支給に係る業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条及び第 79 条の 2 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 104 号）附則第 3 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	<p><重要度：高> 石綿健康被害救済制度において、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給に係る業務を適確かつ迅速に実施していくことは、制度の根幹となる重要なものであるため。</p> <p><難易度：高> 石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿健康被害者の迅速な救済が求められており、石綿健康被害救済制度への申請が増加もしくは現水準で推移することが予想される中、石綿健康被害者の認定及び救済給付の支給を速やかかつ正確に実施する必要があるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	<p>7. 環境保健対策の推進</p> <p>7-3. 石綿健康被害救済対策</p> <p>令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0261</p> <p>令和 2 度基金シート 基金シート番号 02-005</p>

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報							主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数	122 日 （前中期目標期間中の平均処理日数）を維持	122 日 （前中期目標期間中の平均処理日数）	95 日					予算額（千円）	5,664,044				
<関連指標>								決算額（千円）	4,796,871				
労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報	-	第 3 期中期目標期間実績：平均 12 回 / 年	12 回					経常費用（千円）	4,839,795				

療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の速やかな支給(特殊案件を除く。)	-	第3期中期目標期間実績:平均17日	19日						経常利益(千円)	-				
認定更新対象者への状況確認等の案内送付	-	第3期中期目標期間実績:100%	100%						行政コスト(千円)	5,053,810				
窓口相談、無料電話相談件数	-	第3期中期目標期間実績:平均5,688件/年	5,683件						従事人員数	43				
施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数	-	-	22回											
保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数	-	第3期中期目標期間実績:平均13回/年	14回											
制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表	-	第3期中期目標期間実績:各1回/年	各1回											
救済制度において診断実績のある医療機関数	-	平成29年度実績:1,778病院	1,822病院											
医療従事者向けセミナーの実施回数	-	第3期中期目標期間実績:平均14回/年	13回											
個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率(派遣職員等を含む)	-	第3期中期目標期間実績:100%	100%											

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 認定・支給に係る業務 <評価指標> (A) 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績(平均122日)を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p> <p><関連した指標> (a1) 労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数(前中期目標期間実績：平均12回/年) <定量的な目標水準の考え方> (a) 療養中の方からの認定申請から決定までの平均処理日数(特殊な事情を有する案件を除く)は、前中</p>	<p>(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績(平均122日)を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>申請・請求段階から医療機関と緊密に連絡を行い、医学的判定に必要な資料の整備に努める。</p> <p>申請・請求窓口である保健所においても必要</p>	<p>(1) 認定・支給に係る業務 (A) 療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数について、前中期目標期間実績(平均122日)を維持するとともに、厚生労働省との定期的な情報共有を図るため、以下の取組を行う。</p> <p>環境大臣への申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行う。</p> <p>申請・請求窓口である保健所においても必要</p>	<p><主な定量的指標> 医療機関と連携しつつ、療養中の方及び未申請死亡者の遺族からの認定申請・請求から認定等決定までの処理日数：前中期目標期間実績(平均122日)を維持、厚生労働省との定期的な情報共有</p>	<p><主要な業務実績> 申請受付件数が前年度比で2.4%増加(平成30年度：1,303件 令和元年度：1,334件)したが、医療機関に対して、病理標本等の資料提出を積極的に求めることや、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会の審査において必須である免疫染色検査の結果の提出を求め、当該検査が未実施の案件については、機構が免疫染色を実施するなど、環境省への判定申出前から可能な限り資料の収集に努めたことにより、療養者及び未申請死亡者に係る申請等において、1回の医学的判定で認定等の決定を行った案件の割合が64.9%(前年度実績59.9%)へ増加した。</p> <p>保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、相談及び医学的事項に関する知識の向上を図るため、北海道から九州までの全国7ブ</p>	<p><評価と根拠> 評価：A ・環境省への判定申出前から可能な限り資料の収集に努めたことにより、1回の医学的判定で認定等の決定を行った案件の割合が64.9%(前年度実績59.9%)へ増加し、療養者及び未申請死亡者に係る申請等に係る平均処理日数は95日(前年度実績100日)となり、前中期目標期間の平均122日と比べて期間短縮(22.1%減)が図れた。 ・医療費の未請求者への手続き方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行った。 ・認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い認定更新に係る事務を適切に行った。 ・判定小委員会、分科会による判定票の受領日によって処理日数が延長することはあったものの、概ね基準どおりの処理日数となった。 ・保健所等への情報提供、医師・医療機関への申請手続きの周知及び医療機関への知見の還元等継続してきた取組と、平成28年12月</p>	<p>評価 A</p> <p><評価に至った理由> ・石綿による健康被害の救済に関する法律は、「石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする」とされており、迅速な認定・支給の実施は重要である。特に、療養中の石綿健康被害者に1日でも早く安心して医療サービスを受けていただくためには、期間短縮に向けた取組が重要である。</p> <p>令和元年度においては、申請受付件数が前年度に比べ増加(1,303件 1,334件：2.4%増)する中、環境大臣への医学的申出前から、医療機関に病理標本等の提出を求めたこと等により、1回の医学的判定で結果が得られた割合が前年度同等の64.9%(前年度59.9%)となった。こうした期間短縮に向けた取組の結果として、療養中の方の申請から認定等決定までの平均処理日数は、石綿繊維計測等の特殊事例を除き95日(前年度実績100日)に短縮され、前中期目標期間と比べても期間短縮(122日 95日：22.1%減)が図られている。</p> <p>・中央環境審議会石綿健康被害救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて、石綿救済制度の申請窓口となる保健所等の担当者に対し、受付・相談及び医学的事項等に係る必要な知</p>	

<p>期目標期間において約 47 日間の短縮を達成しており、過剰な目標は確認作業の不徹底等を誘発する可能性も否めないこと等を踏まえ、前中期目標期間の実績を堅持する設定とした。</p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援 <関連した指標> (b1) 療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の速やかな支給(特殊案件を除く。)(前中期目標期間実績:平均 17 日)</p>	<p>な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、毎年度、保健所説明会を通じて、保健所担当者等に対し手続のポイントを実例を交えながら丁寧に説明する。</p> <p>労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省(労災保険窓口)との定期的な情報共有を行う。</p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行うな</p>	<p>な資料が整備され、かつ迅速に受付がなされるよう、北海道から九州までの全国での保健所説明会において、保健所窓口担当者に対し各種手引やリーフレット等を活用し、窓口での相談に当たったの留意点や書類を受付けてからのポイントを丁寧に説明する。</p> <p>労災保険制度の対象になり得る申請等について、厚生労働省(労災保険窓口)に毎月、情報提供を行い、連携を図る。</p> <p>(B) 救済給付の確実な支給、認定更新申請の漏れを防止するための被認定者支援として、以下の取組を行う。</p> <p>認定後速やかに支給を行えるようにするため、認定通知を行う部署と緊密に連携を図り、通知作業と並行して請求書類の確認を行う。また、被認</p>	<p>労災保険制度の対象となり得る申請についての厚生労働省への情報提供回数(前中期目標期間実績:平均 12 回/年)</p> <p>療養中の被認定者に支給する療養手当(初回)の速やかな支給(特殊案件を除く。)(前中期目標期間実績:平均 17 日)</p>	<p>ロックと、県単独での開催の要望があった 4 県において、保健所説明会を開催した。</p> <p>保健所説明会では、機構から救済制度及び申請・給付の手続について、労働局から労災保険制度について、また、専門医から石綿関連疾患について説明を行った。</p> <p>労災保険制度の対象となる可能性が高い案件を今年度は 12 回厚生労働省に情報提供した。</p> <p>認定から支給までの期間を短くするよう支払日を複数化する取組や、組織内で被認定者に係る情報を迅速に共有することで、第 3 期中期目標期間と同程度の処理日数で支給を行った。(初回療養手当の認定から支給までの日数:第 3 期中期目標期間の平均処理日数 17 日に対し、令和元年度の平均処理日数 19 日)</p> <p>また、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の被認</p>	<p>に救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」を踏まえて平成 29 年度より開始した医療関係団体等との協力による医療現場への制度周知の取組を着実に実施した。</p> <p>・効果の高いテレビCM・新聞広告及びターゲットを絞ったWeb広告等を中心とした一般向け広報を展開したことに加え、医療関係団体(学会等)との連携により医療従事者等へ周知したことにより、第 3 期中期目標期間実績と同程度の無料電話相談等 5,683 件に対応し、平成 30 年度比で 2.4%増の 1,334 件の申請等に繋げることができた。</p> <p>・制度運用に係る統計調査や被認定者に関する石綿ばく露調査については、引き続き着実に実施した。</p> <p>・環境省との意見交換会を行い、平成 28 年 12 月にとりまとめられた中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会の指摘事項を踏まえ、関係機関と連携を図りながら、「石綿による肺がん」の重点周知、医療機関への広報などの取組を行った。</p> <p>個人情報保護及び情報セキュリティへの対応を適切に行うために各種対策を順次実施し、また石綿健康被害救済部独自に、石綿救済業</p>	<p>識の向上を図るため、保健所説明会を実施するとともに、地方公共団体主催研修会において、医療従事者や地方公共団体担当者を対象に石綿関連疾患や石綿救済制度等に係る講演を行うなど積極的な情報提供・周知を行い、制度運営の円滑化に向けた取組を着実に実施しており、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。</p> <p>・労災保険制度の対象となり得る申請については、申請者の同意を得て労災保険窓口へ情報提供を行うなど、引き続き他制度との連携を図っている。</p> <p>・被認定者への医療費請求に係る手引きの作成や手続き方法の再案内を行い、支払日を複数化するなど、迅速な支給を図るための取組を行っているが、救済給付の支給に係る期間は、第 3 期中期目標期間の平均よりも長くなっており目標を達成していない。(療養手当(初回)支給までの処理期間:17 日 19 日)</p> <p>・石綿健康被害救済法によって救済されるべき方が、適切に申請等を行い、迅速に救済されるためには、国民全体に幅広く制度を継続して周知していくことが重要である。</p> <p>過去の実績で最も広報効果の高かったテレビCMと新聞広告にインターネットを加えて重点的に、効率的に制度の認知度を高める広報を実施した。また、無料電話相談(石綿救済相談ダイヤル)により制度等の相談対応を広く実施しており、広報活動による幅広い制度周知の結果、件数は窓口相談件数 54 件、無料電話相談件数 5,629 件、申請件数において前年度比で 2.4%増加、(1,303 件 1,334 件)しており、適切な媒体を活用した効果的な広報の取組が引き続き実施されたと考えられる。</p>
---	--	--	---	---	--	---

<p>(b2) 請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）</p> <p>(b3) 認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）</p>	<p>ど、支給審査の準備を可能な限り進める。</p> <p>漏れなく救済給付の支給を行うため、葬祭料等請求期限のある救済給付の請求対象者（他法給付を除く。）に、請求勧奨を行う。</p> <p>認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう事前に案内するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>アンケートの実施等を通じて被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。</p>	<p>定者や医療機関等に向けた案内資料をより分かりやすくなるよう見直し、被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進める。</p> <p>漏れなく救済給付の支給を行うため、請求できる期限が法で定められている葬祭料や医療費の請求対象者（他法給付を除く。）に対して、電話や文書により、請求手続の再案内を実施する。</p> <p>認定更新の申請漏れを防ぐため、事前の案内や未申請者への状況確認・再案内を実施するなど、認定更新に係る事務を適切に行う。</p> <p>制度利用者へのアンケートにより、被認定者等のニーズを把握し、制度運営に反映させる。</p>	<p>請求期限のある救済給付の請求対象者への周知（前中期目標期間実績：100%）</p> <p>認定更新対象者への状況確認等の案内送付（前中期目標期間実績：100%）</p>	<p>定者については、医療費請求等について被認定者や医療機関等から問い合わせを受けることが多いため、請求手続が円滑に行われるよう、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚専用の手引きを作成して被認定者に送付する取組を開始した。</p> <p>時効により救済給付の請求ができなくなることや、早めの手続が行われるようにするため、遺族への手続の再案内に加え、療養中の被認定者についても、認定後一定期間が経過しても医療費（償還）の請求を行っていない場合は再案内を継続的に実施した。</p> <p>認定の更新を受けるべき被認定者が申請漏れにより資格を失うことのないよう、丁寧に手続を進め、更新申請の申請を行った被認定者に対しては、認定の有効期間満了2か月前を目途に、漏れなく認定更新等の決定を行った。具体的には次の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定の有効期間が満了する日の属する月を単位に対象者を整理 ・満了月の7か月前に認定更新申請書及び診断書様式等を送付 ・満了月の4か月前に認定更新の申請状況を確認、未申請者への状況確認・再案内を開始 <p>被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、制度運営に反映するため、被認定者等に対するアンケート調査を行った。</p>	<p>務に携わる全ての職員（派遣職員等を含む）に対して研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定・給付システムについて、引き続き安定的に運用を行っている。 <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請受付件数が増加傾向にある中、全体としての平均処理日数を維持していくため、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行う、追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得られるよう管理を徹底するなどの取組を継続的に実施する。 ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。 ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。 ・制度のより円滑な運営を図るためには、被害者の申請・請求、指定疾病の診断・治療及び療養指導等に関わる保健所担当者、医師・医療機関、看護師、ソーシャルワーカー等の協力が重要である。今後も、これら制度運営に関わるステークホルダーに対する制度及び申請手続の周知や情報提供等に取り組む。 ・これまでに実施した広報の結果を踏まえ、引き続き、効果の高い制度周知に取り組む。 ・令和4年（2022年）3月 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿関連疾患に関する学会等での医学的セミナーにおいて医師向けに石綿関連疾患や制度等周知を行ったほか、中皮腫細胞診断実習研修会において細胞検査士の診断技術の向上を図るとともに、肺がんの医学的判定に係る石綿小体計測について、検査技師等の計測精度の均てん化を図るための精度管理事業を実施するなど、医療従事者に対し医学的判定で得られた知見の還元等を行った。 以上のとおり幅広い医療従事者に対し石綿救済制度に係る周知を行い、制度運営の円滑化に向けた取組を着実に実施しており、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。 ・認定・給付システムの運用にあたり、システム担当者間における情報共有や過去のインシデント情報やヒヤリハット事例を収集・共有し、対策事例集を作成するなど、引き続きシステムの安定的運用及び情報セキュリティの確保を図るほか、システムを活用した審査中案件の進捗管理の実施など、業務の効率化を図っている。 また、救済業務に携わる全職員を対象とした個人情報保護及び情報セキュリティの確保に係る研修の実施など、個人情報保護及び情報セキュリティ確保のための対応が適切に図られている。 以上を踏まえ、中期計画の所期の目標水準を上回る成果が得られていると認められるため、「A」評価とした。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策></p> <p>申請件数が増加傾向にあり、判定の難易度が高いものも含まれ、また新型コロナウイルス感染症拡大防止のため判定小委員会・分科会の開催が滞ってきた中、処理日数の</p>
---	---	---	---	--	--	---

<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均5,688件/年）</p> <p>(c2) 施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>各種広報媒体を活用した広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。また、救済制度に関する相談内容に適確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p> <p>関係機関とも連携して施行前死亡者の遺族に対し、特別遺族弔慰金等の請求期限（平成34年3月27日）について周知を行う。</p> <p>都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者に対する効果的な救済制度の周知を図る。</p>	<p>(C) 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の制度周知を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>第3期中期計画期間の広報事業の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体を選択し全国規模の広報を行う。</p> <p>救済制度に関する相談に的確に対応するため適宜マニュアルを見直し、窓口相談、無料電話相談に対応する。</p> <p>施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限（令和4年3月27日）の周知に関する手法の検討等を行う。</p>	<p>窓口相談、無料電話相談件数（前中期目標期間実績：平均5,688件/年）</p> <p>施行前死亡者の遺族への特別遺族弔慰金等の請求期限に関する周知回数</p>	<p>これまでの広報実績から、無料電話相談の導入経路や被認定者等の制度認知経路として広報効果の高かったテレビ、新聞に令和元年度はインターネットを加えて予算を重点的に配分し、テレビCM、新聞広告及びWeb広告等による広報を行った。</p> <p>一般の方からの健康不安や申請手続等の相談・質問について、無料電話相談等を通じ広範かつ丁寧に対応した。</p> <p>ア．窓口相談件数54件（平成30年度52件） イ．無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）5,629件（平成30年度6,183件）</p> <p>中皮腫、肺がんに係る特別遺族弔慰金及び特別葬祭料の請求期限の周知を次のとおり行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所担当者等説明会、地方公共団体主催研修会における周知（14回） ・新聞広告による周知（7回） ・Web広告による周知（2/20～3/20） 	<p>27日に中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金・特別葬祭料の請求期限が到来することを踏まえた周知・広報に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度運用に係る統計調査や被認定者に関する石綿ばく露調査については、引き続き着実に実施する。 ・政府による改正法施行5年の救済制度の見直しについて、救済小委員会の「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」の指摘事項を踏まえ、環境省他、関係機関とも連携のうえ、必要な対応を行う。 ・引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティの強化を図る。 	<p>大幅な短縮は厳しいと見込まれるが、平均処理日数の維持のため、環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本等の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うことにより、追加資料を求められる割合を減らすなど、迅速かつ適正な認定・支給に向けた取組を引き続き着実に実施していく必要がある。</p> <p>各機関への制度周知、情報提供において、今後も、医療従事者・医療機関や、申請手続の相談等に携わる保健所等担当者に対し、制度や申請手続き等の周知を着実に推進する必要がある。また、効果的な制度周知のため、対象団体や手段等を引き続き検討していく必要がある。</p> <p>制度周知の広報においては、一時的な効果に限定されるマスメディアを用いた広報に留まらず、継続的に救済制度の広報活動を推進し、周知徹底を図る必要がある。また、相談件数についてフリーダイヤルの相談件数が前年度比で約9%減少しており、広報の効果が相談・申請件数の増加に反映されているか引き続き注視する必要がある。</p> <p>また、中皮腫ポータルサイトについては、総合的な情報提供の取組を推進し、適切な運用に努めることが必要である。</p> <p>さらに、中皮腫及び肺がんの施行前死亡者に係る特別遺族弔慰金等の請求期限の到来を踏まえた周知等について検討していく必要がある。</p> <p>今後も引き続き制度運用に係る統計調査等を着実に実施し、環境省との意見交換を行っていくとともに、中央環境審議会における報告書を踏まえ、関係機関とも連携をとった上で適切な対応を図っていく必要がある。</p> <p>引き続き、認定・給付システムの安定的運用を図るとともに、個人情報の保護及び情報セキュリティ確保のための対応を図る。</p>
--	--	---	--	--	---	--

<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表</p> <p>< 関連した指標 ></p> <p>(d1) 保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数(前中期目標期間実績:平均 13 回/年)</p>	<p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>環境省、厚生労働省とも連携を図り、保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明会を実施する。</p>	<p>都道府県がん診療拠点病院や関連学会等と連携し、石綿健康被害者の療養に関わる医療関係者等に救済制度を周知する。</p> <p>中皮腫とその診断・治療、補償・救済や介護に関する制度及び緩和ケア・在宅医療等中皮腫の療養に関わる総合的な情報を、ホームページを通じて提供する。</p> <p>(D) 保健所等の窓口担当者への情報提供、救済制度の施行状況等に係るデータの収集・整理・公表を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>環境省、厚生労働省とも連携し、地域において認定申請・請求の受付や相談に対応する保健所等の窓口担当者を対象とする説明会を行う。また、地方公共団体が</p>	<p>保健所(受付機関)担当者説明会、地方公共団体研修会等での制度説明実施回数(前中期目標期間実績:平均 13 回/年)</p>	<p>都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会において救済制度のパンフレットを配布した。</p> <p>また、医療ソーシャルワーカーが加入する日本医療社会福祉協会に協力を依頼し、同協会の医療ソーシャルワーカー基幹研修(東京、兵庫、福岡)において、救済制度のパンフレットを配布した。</p> <p>さらに、日本肺癌学会及び日本癌学会のホームページにバナー広告を掲載した。</p> <p>中皮腫に係る専門医療機関、地域の医療・介護・福祉サービス、緩和医療等に関する情報を機構のホームページを通じて総合的に提供するため、平成 30 年度に作成したポータルサイトの運用を開始した。また、パンフレット等へのサイトアドレスの記載、サイト紹介用チラシの作成・配布等により周知を図った。</p> <p>保健所等窓口担当者の救済制度に係る受付、相談及び医学的事項に関する知識の向上を図るため、北海道から九州までの全国 7 ブロックと、県単独での開催の要望があった 4 県において、保健所説明会を開催した。</p> <p>保健所説明会では、機構から救済制度及び申請・給付の手続について、労働局から労災保険制度について、また、専門医から石綿関連疾患について説明を行った。((1) (A) と同)</p>	<p>ていく必要がある。</p> <p>< その他事項 ></p> <p>・新型コロナウイルスの感染症の拡大防止のため、環境省における判定小委員会・分科会の開催が延期となり、認定等処理に遅れが生じているものとする。保健所説明会や研修会、学会セミナー等についても一部開催中止や延期となっているものもある。With コロナ / After コロナを見据え、代替案を捻出するなど、極力、影響を最小化し、石綿健康被害救済制度を円滑に運用するように心掛けることが重要である。</p>
---	--	---	--	--	--

<p>(d2) 制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回/年）</p> <p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供</p> <p><関連した指標></p> <p>(e1) 救済制度において診断実績のある医療機関数（平成29年度実績：1,778病院）</p>	<p>救済制度の施行状況等について取りまとめ、関係機関に提供するほか、ホームページ等を通じて公表する。</p> <p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、毎年度、以下の取組を行う。</p> <p>救済制度において診断実績のある医療機関等へ最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料について関連する資料等を配布す</p>	<p>地域の医療・保健指導従事者等を対象に行う研修会等で救済制度の説明を行う。</p> <p>申請・請求の受付及び認定の状況について、月次及び年次の集計を行い公表する。</p> <p>認定、支給の状況等について、制度運用に関する統計資料として取りまとめ、公表する。</p> <p>申請・請求の際に提出のあったアンケートをもとに、被認定者に関するばく露状況調査を実施し、結果を公表する。</p> <p>(E) 指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等への効果的な情報提供を行うため、以下の取組を行う。</p> <p>救済制度において診断実績のある医療機関等へ、最新の医学的判定の考え方、判定に必要な医学的資料に関連する資料等を配布する。</p>	<p>制度運用に関する統計資料、被認定者に関するばく露状況調査の公表（前中期目標期間実績：各1回/年）</p> <p>救済制度において診断実績のある医療機関数（平成29年度実績：1,778病院）</p>	<p>毎月及び年度の最新情報をホームページ上で公表した。</p> <p>申請・認定の状況、救済給付の支給状況等を取りまとめた石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料を作成し、ホームページ上で公表した。</p> <p>救済制度における申請時に提出のあった任意のアンケートをもとに被認定者の職歴や居住歴等の分類・集計等を行った。</p> <p>集計が完了した過年度分については「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。</p> <p>救済制度において診断実績のあった医療機関1,822病院を含む1,837病院のほか、保健所518か所、地方公共団体154か所、環境省地方環境事務所11か所の計2,520か所に対して、医師、医療機関向け手引や各種パンフレットを送付した。</p>		
---	--	---	---	---	--	--

<p>(e2) 医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回 / 年）</p>	<p>る。 医師の他、看護師、医療系ソーシャルワーカーを対象に、学会セミナー等を通じて、指定疾病の診断・治療等についての最新の知見を提供する。</p>	<p>医師、看護師及び医療系ソーシャルワーカーを対象とする学会等において、指定疾病の診断・治療等に関する最新の知見を提供するセミナーを開催する。 指定疾病の診断に関わる検査・計測技術の標準化、精度の確保・向上等を図るための事業を実施する。</p>	<p>医療従事者向けセミナーの実施回数（前中期目標期間実績：平均 14 回 / 年）</p>	<p>医師等への石綿関連疾患及び救済制度の周知のため、学会セミナーを 12 回開催した。 また、地域の開業医等に対して石綿関連疾患及び救済制度等の周知を行うため、医師会との連携により医師を対象とした研修会を当該地域で実施し、専門医の講演と機構職員による制度説明を行った。（1 回）</p> <p>医療機関を対象に中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として、細胞検査士を対象に関西地区で、中皮腫細胞診実習研修会を開催した。 なお、2 月に関東地区においても実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止とした。 また、労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として、医療機関（13 機関）が参加する石綿小体計測精度管理事業を実施した。 なお、3 月に第 2 回検討会を開催して計測結果に関する誤差等について検討する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止とした。</p>		
<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営 < 関連した指標 > (f1) 個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（派遣職員等を含む）前中期目標期間実績：100%）</p>	<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を対象に個人情報保護等に係る職員研</p>	<p>(F) 個人情報の管理等に万全の対策を講じた制度運営を行うため、以下の取組を行う。 申請書類等の管理を厳格に行うとともに、個人情報保護等に係る職員研修実施し、担当部署の全職員（派遣職員等を含む。）を受講</p>	<p>個人情報保護等に係る職員研修への担当部署の職員参加率（派遣職員等を含む）前中期目標期間実績：100%）</p> <p>< その他の指標 ></p>	<p>過去のインシデント情報を集約化して部内で共有し、再発防止を図った。 また、インシデントには至らないヒヤリハット事例を収集・共有するために、部内の共有ネットワーク内に構築したデータベースの運用を開始し、これまで延べ 63 件の事例が収集された。収集した事例については、それぞれの類型に応じた対策を検討した上で、実施可能</p>		

	<p>修を実施する。引き続き情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。</p> <p>石綿健康被害者の増加を想定して、業務の効率化及び見直しを行う。</p> <p>事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るといいう制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>	<p>させる。</p> <p>情報セキュリティを確保しつつ認定・給付システムを確実に運用する。また、認定・給付システムを活用して認定・支給事務の進捗状況等を随時把握し、業務を適切に管理する。</p> <p>石綿による健康被害の救済に関する業務について、より一層の事務処理の効率化を図るための検討を行う。</p> <p>事業者、国及び地方公共団体の全体の費用負担により、石綿健康被害者の迅速かつ安定した救済を図るといいう制度趣旨を踏まえ、適切に石綿健</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。 ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。 ・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。 ・保健所等の窓口担当者に対して、石綿健康被害に係る知識等の向上を図るための情報提供が行われているか。 ・指定疾病の診断・治療に携わる医療従事者等に対する制度周知が適切に行われているか。 ・個人情報の管理等に万全の対策が講じられているか。 	<p>な対策から実施してきており、対策事例集を作成した。対策事例集については、今後、部内研修や事務引継ぎ等の場面で関係職員へ共有を図ることとしている。</p> <p>個人情報保護及び情報セキュリティの徹底を図るため、総務部が行う研修に加え、石綿健康被害救済部独自に、部に所属する全職員(派遣職員等を含む。)を対象に、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に対する意識の向上を図るための研修を実施した(参加率100%)。</p> <p>毎月、各課のシステム担当者等による定例会を開催し情報共有を図るなど、情報セキュリティの確保を図るとともに、認定・給付システムの安定的な運用に取り組んだ。また、システムを活用して、毎月、審査中案件の進捗管理を行うなど、業務を効率的に実施した。</p> <p>石綿による健康被害の救済に関する業務について、より一層の事務処理の効率化を図るため業務効率化チームを立ち上げ、検討体制の整備を行うとともに効率化の対象となる業務の洗い出しを行った。また、本年度の取組として、印刷物の少額調達の集約化や医療関係者への効率的な周知を行うため、全国の薬局(56,498箇所)へ制度周知ポスターを配布した。</p> <p>石綿健康被害救済基金の運用・管理を適切に行い、基金の管理状況をホームページにおいて7月に公表した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

			<p>康被害救済基金の運用・管理を行い、基金の管理状況をホームページにおいて公表する。</p>				
--	--	--	---	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 6 - 2	納付義務者からの徴収業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7-3. 石綿健康被害救済対策 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0261

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
特別拠出金の徴収率	第 3 期中期目標期間実績：100%	第 3 期中期目標期間実績：100%	100%					予算額（千円）	5,664,044				
								決算額（千円）	4,796,871				
								経常費用（千円）	4,839,795				
								経常利益（千円）	-				
								行政コスト（千円）	5,053,810				
								従事人員数	43				

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 （令和元年度）	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
（2）納付義務者からの徴収業務 <評価指標> （A）納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） <定量的な目標>	（2）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う	（2）納付義務者からの徴収業務 （A）納付義務者からの徴収率について、前中期目標期間実績（平均 100%）を達成するため、以下の取組を行う。	<主な定量的指標> 納付義務者からの徴収率 100%（前中期目標期間実績：平均 100%） <その他の視点>	<主要な業務実績> 特別事業主 4 社に対し、年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、うち 2 事業主からの延納申請（4 期に分納）を受け付け、全納分及び延納分の徴収すべき額を全て徴収した。	<評価と根拠> 評価：B 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納分）を徴収しており、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施していることから自己評価を B とした。	評価	B <評価に至った理由> 特別拠出金については、救済給付の支給に係る費用として、全ての特別事業主より確実に徴収を行うことができ、中期計画の所期の目標を達成していると認められるため、「B」評価とした。

<p>水準の考え方> (a) 納付義務者からの費用の徴収について、これまでの実績も勘案し、徴収すべき額を全て徴収する設定とした。</p>	<p>う。 関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p>関係法令等に従い、特別事業主が納付すべき特別拠出金の額の決定を行い当該特別事業主に通知し、期日までに徴収を行う。</p>	<p><評価の視点> ・徴収すべき額を確実に徴収しているか。</p>		<p><課題と対応> 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 引き続き、着実な徴収を行う必要がある。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
---	--	---	--	--	---	---

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

イサー（PO）のキックオフ（KO）会合、アドバイザーボード（AD）会合への参加課題数等		全課題参加											
研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動	-	平成 29 年度実績：1 回	1 回										
一般国民を対象にしたシンポジウムなどの回数	-	平成 29 年度実績：無し	1 回										
研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数	-	平成 29 年度実績：2 回	1 回										
実地検査（中間検査及び確定検査）を実施した研究課題数	-	平成 29 年度実績：50 課題	56 課題										

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要と考える情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

3 . 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(1) 研究管理 ＜評価指標＞</p> <p>(A) 研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評価を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5</p>	<p>(1) 研究管理</p> <p>(A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を導入するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>事後評価の実施に当たって</p>	<p>(1) 研究管理</p> <p>(A) 外部有識者委員会による事後評価において、より客観的・定量的な評価指標を検討するとともに、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合：毎年度70%以上を確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>事後評価における現行の評価</p>	<p>< 主な定量的指標 ></p> <p>研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図る観点から、機構が行った研究管理を包括的に評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入のうえ、外部有識者委員会による事後評価において5段階中上位2段階の評価を獲得する課題数の割合を70%以上（前中期目標期間中5年間の実績平均値：62%）</p>	<p>< 主要な業務実績 ></p> <p>(A) 事後評価において、「概ね当初計画通りの研究成果があがっている評価」を獲得する課題数の割合について、毎年度70%以上を確保</p> <p>平成30年度に終了した53課題について書面による事後評価を行ったところ、全ての課題がS～Bとなり、上位2段階（S、A評価）の比率は、86%（46/53課題）となり、第4期中期計画に掲げる目標を16ポイント上回る高い評価を得た。（対中期計画目標値123%）。</p> <p>客観性・定量性を高めた評価方法への見直し</p>	<p>< 評価と根拠 ></p> <p>評価：A</p> <p>終了研究課題の事後評価において、中期計画に掲げる目標を大きく上回る高い評価を獲得</p> <p>平成30年度に終了した53課題の事後評価を行ったところ、上位2段階（S、A評価）の課題の比率は、第4期中期計画に掲げる目標を16ポイント上回る高い評価を得ることができた。（対中期計画目標値123%）</p> <p>客観性・定量性を高めた新評価方法の立案</p> <p>客観性・定量性を高めた評価基準による新評価方法は、他の競争的資金</p>	<p>評価</p> <p>A</p> <p>< 評価に至った理由 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年10月の業務移管後、研究者への助言、支援の一層の強化を図るため、各研究者への助言や進捗管理を行うPOの体制を強化し、業務を円滑に進めた結果、第4期中期計画において目標としていた事後評価における上位2段階（S、A評価）の評価を得た課題の割合が多かったものと評価できる。 財務省から求められた客観性、定量性を高めた評価方法への見直しについて迅速に対応し、令和2年度の間接評価から試行する新評価方法を立案するに至った過程は評価できる。機構による国民対話の推進及び情報発信については引き続き積極的な活動を期待する。国内最大級の環境分野に関するイベント「エコプロ2019」でのサイエンスカフェの開催、16課題のパネル展示につ 	

<p>年間の実績平均値：62%） < 定量的な目標水準の考え方 > (a) 第4期中期目標期間の当初においては、機構が本業務に本格的に取り組んで間もないことや、事後評価に係る課題は、機構が全期間にわたって研究管理を行ったものではないこと等を踏まえ、外部有識者による事後評価結果については、機構への業務移管前の水準をベースとした設定とする。なお、必要に応じて達成すべき目標水準を見直すなどの対応を適切に行うものとする。</p>	<p>は、現行の評価基準に加えて、他機関の取組を参考としつつ、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価するため、より客観的・定量的な評価指標を導入する。</p> <p>研究成果の社会実装を見据え、研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（K O）会合やアドバイザーボード（A D）会合等の場を活用し、外部のアドバイザー及びプログラムオフィサー（P O）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。</p> <p>低評価を受けた研究課題には評価を上げるための対応方策の作成を求め、プログラムディ</p>	<p>基準に加えて、推進費の研究成果の環境政策への反映等の社会実装の状況などを評価できるよう、他機関の取組を参考としつつ、より客観的・定量的な評価指標を検討する。</p> <p>研究成果の最大化を図るため、採択された課題について、キックオフ（K O）会合の実施を求めるとともに、全ての課題についてアドバイザーボード（A D）会合を、原則として年1回以上、研究代表者に開催させることとし、関係者に対する学識経験者からの助言に加えて、プログラムオフィサー（P O）・機構職員による研究の進め方等の助言を充実させる。</p> <p>中間評価において5段階評価で下位3段階の低評価を受けた研究課題に対しは、研究課題の</p>		<p>研究開発分野ごとの特性に応じて、具体的かつ明確で達成状況を判定しやすい研究目標を設定し、自己点検結果等も活用したうえで、研究目標の達成状況等を点数化して評価することにより定量性を高め、さらに統計的な基準化処理等による客観性を向上させる評価方法を立案した。令和2年度の間中評価から新評価方法を試行する。</p> <p>研究成果の最大化に向けた研究者への助言・支援の充実</p> <p>新規に採択された研究課題について、K O会合を開催するとともに、継続課題を含めた全ての研究課題について、原則として年1回以上、A D会合を研究代表者が開催して、学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、P Oによる研究の進捗確認、研究の進め方に関する助言等を行った。</p> <p>なお、機構職員も研究管理業務の能力向上のためK O会合やA D会合に出席することで専門性やスキルの向上に努めた。</p> <p>中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しなどのフォローアップの実施</p> <p>令和元年度実施課題のうち、中間年度にあたる47課題についてヒアリングによる中間評価を行った。全ての課題がS～B評価となり、上位2段階（S、A評価）の</p>	<p>制度でも導入実績はなく、非常に困難が予想されたことから、事前に有識者から意見を聴取するなど、議論を前倒しで進め、その意見等を踏まえて、客観性、定量性を高めた評価方法への見直しを行い、併せて、評価要領の改定や研究目標の作成要領を作成し、令和2年度中間評価から試行することができた。</p> <p>研究費の適正執行と研究不正の防止の取組の強化</p> <p>事務処理説明会において推進費の使用ルール徹底と論文不正に係る研究公正の研修を行った。また、計画的な会計実地検査の実施と検査対象を分担者機関にも拡大するなど、適正執行と不正防止の取組みを強化した。</p> <p>上記の通り、本項目は、研究成果の社会実装を見据えた、研究成果の最大化を図ることが求められる重要な業務である。終了研究課題の事後評価において、中期計画の目標を大きく上回ることができたこと、さらには、客観性、定量性を高めた新しい評価方法を立案し、研究成果の最大化に向けて研究が一層推進されるような仕組みを構築することができたことは高く</p>	<p>いては、環境分野に携わる関係者に対して推進費の研究成果をアピールする手段としてきわめて効果的と思われ、評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対中期計画目標値 123%という成果を踏まえ、以上のことから「A」評価とした。 <p>< 指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策 ></p> <p>特になし。</p> <p>< その他事項 ></p> <p>特になし。</p>
--	---	--	--	---	---	--

<p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p> <p><関連した指標></p> <p>(b1) 環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成29年度実績：18件）</p>	<p>レクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化することなどにより、中間評価結果を踏まえた研究計画の見直しや研究者への指導等、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究の打ち切りを検討する。</p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>環境省の政策担当者及びPDと連携し、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。</p>	<p>審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映させるための対応方策の作成を求める。その際、プログラムディレクター（PD）と連携しつつPOを中心として研究者への指導・助言を強化するとともに、フォローアップを充実させる。なお、改善が見られないなどの場合は研究費の打ち切りを検討する。</p> <p>(B) 他の国立研究開発法人等の知見の収集・活用等を含めた、研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理を実施するため、以下の取組を行う。</p> <p>環境省の政策担当者及びPDと連携し、また機構職員の実施能力を向上させること等により、POや機構職員がKO会合やAD会合において、政策検討状況の情報提供、助言等を行う。また革新型</p>	<p>環境政策への反映状況（環境政策に関する法令、行政計画、報告書等に反映された（見込みを含む））件数（平成29年度実績：18件）</p>	<p>比率は、95.7%（45/47 課題）であった（平成30年度は89.6%）。</p> <p>5段階評価（S～D）で、下位3番目（B）以下の評価を受けた課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、POの助言、指導の下、研究代表者に成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。</p> <p>(B) 研究成果の社会実装を見据えた確かつ効果的な研究管理の実施</p> <p>政策検討状況の情報提供、助言等</p> <p>KO会合・AD会合において、行政推薦課題については環境省の政策担当者と連携し、POや機構職員が政策検討状況の情報提供、助言等を行った。</p> <p>また、革新型研究開発（若手枠）の研究者に、半期毎に研究の進捗等に関するレポート（半期報）を提出してもらい、POが助言するなど進捗状況のフォローアップを行った。</p>	<p>評価できる。以上により自己評価をAとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>○新評価方法の適正運用</p> <p>令和2年度中間評価から試行する客観性、定量性を高めた新評価方法の試行的取組みを通し、新評価方法を運用していく上での課題を整理するなど、PDCAサイクルを回して、評価制度の充実に努めていく。</p> <p>○研究成果の最大化に向けた研究管理等の支援の充実</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため移動を控えることが求められているため、今後、研究進捗の遅れや研究者間での連携がうまく出来ない場合が生じるなどの影響が懸念される。ウェブ会議等を活用してプログラム・オフィサー（PO）がキックオフ（KO）会合・アドバイザリーボード（AD）会合に出席し研究の進め方に関する助言・指導等を行うとともに、研究機関・研究者の状況を踏まえ研究成果報告書の提出期限の延長を認めるなどの柔軟な対応を検討する。</p>	
--	--	---	---	---	---	--

<p>(b2) 研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：2件）</p>	<p>産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書で担保するとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p>	<p>研究開発（若手枠）の研究者に対し研究の進捗に関するレポート（半期報）の提出を求めるなど、進捗状況のフォローアップを充実させる。</p> <p>研究成果の社会実装を推進するため、産業技術力強化法（いわゆる「日本版バイドール制度」）に則り、研究成果による知的財産権が研究機関に帰属するよう契約書に知的財産権の帰属に関する項目を盛り込むとともに、研究機関から出願された知的財産出願件数を把握する。</p>	<p>研究機関からの知的財産権出願通知書の提出件数（平成29年度実績：2件）</p>	<p>知的財産出願件数の把握</p> <p>機構に業務移管された平成29年度以降に実施された研究課題について、令和元年度に研究機関から出願された知財財産出願数は8件であった。</p>	<p>研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p> <p>環境省が開催する追跡評価委員会に参画し研究成果の活用状況等を把握した。</p> <p>また、他の競争的資金制度の事例を参考にして、令和2年度新規公募において、技術開発の成果の社会実装を進めるための技術実証型の区分を設けるなど、今後の公募や研究管理に活用した。</p> <p>第1回 令和元年7月14日 第2回 令和元年10月3日 第3回 令和2年2月26日</p>	
<p>(b3) 他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成29年度委員会出席実績：無し）</p>	<p>環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、研究成果の社会実装を見据えた的確かつ効果的な研究管理に努める。</p>	<p>環境省が開催する追跡評価委員会に参画し、研究成果を的確に把握するとともに、他の国立研究開発法人等の知見や事例を参考にして、次年度の公募や研究管理に活用する。</p>	<p>他の国立研究開発法人等の知見や追跡評価結果に関する情報収集状況（追跡評価委員会への参画等）（平成29年度委員会出席実績：無し）</p>	<p>研究成果の社会実装を見据えた研究管理</p> <p>環境省が開催する追跡評価委員会に参画し研究成果の活用状況等を把握した。</p> <p>また、他の競争的資金制度の事例を参考にして、令和2年度新規公募において、技術開発の成果の社会実装を進めるための技術実証型の区分を設けるなど、今後の公募や研究管理に活用した。</p> <p>第1回 令和元年7月14日 第2回 令和元年10月3日 第3回 令和2年2月26日</p>		

<p>(b4) プログラムオフィサー(PO)のキックオフ(KO)会合、アドバイザリーボード(AD)会合への参加課題数等(平成29年度実績:全課題参加)</p>	<p>各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、PO体制の強化、役割の見直し等により、POによる研究支援を強化、充実する。</p>	<p>各領域の多分野にわたる研究内容に的確に対応できるよう、また行政ニーズに対応した研究が確実に実施できるよう、POの増員や研究管理に関する役割の強化、機構職員の研究管理能力の向上方策等を検討する。また、環境省が選任するPDの一部業務を機構が直接契約することにより、PO業務及び機構の業務との連携を強化し、研究管理を一層充実させる。さらに情報共有機能と研究情報データベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究管理を効果的、効率的に行うことによって、研究者を支援する。</p>	<p>プログラムオフィサー(PO)のキックオフ(KO)会合、アドバイザリーボード(AD)会合への参加課題数等(平成29年度実績:全課題参加)</p>	<p>POによる研究支援の充実等 POの研究管理における役割強化に向けて、POの標準的な業務内容の整理に着手した。 また、機構・PD・POの3者による定例会を毎週開催し、連携を図りながら研究管理の充実に努めた。 研究情報管理システム(ESS)を活用した研究管理を効果的、効率的に行うため、令和元年度は、研究情報管理システム(ESS)と論文検索システム「Scopus」の連動システムを構築し、推進費として実施した研究成果の学術論文の調査や研究者の過去の実績を調査・確認するために活用する。</p>		
<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進 <関連した指標></p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。</p>	<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進を図るため、以下の取組を行う。</p>		<p>(C) 研究成果に係る情報発信の強化及び普及推進</p>		

<p>(c1) 研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：1 回）</p> <p>(c2) 一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）</p>	<p>研究コミュニティ及び国、地方公共団体における環境行政の関係者等に向けた効果的な成果の普及及びその支援を行う。</p> <p>推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」を促し、または支援し、研究成果を積極的に普及する。</p> <p>機構において、国民を対象にしたシンポジウム等を毎年度開催するなど国民対話を推進し、情報発信を強化する。</p>	<p>研究成果の普及・促進を図るため、研究コミュニティと連携し、研究成果発表会を開催する。また、環境省の各部署及び地方の環境行政担当者に効果的な成果の普及が図られるよう支援する。</p> <p>推進費で実施する研究課題について、「国民との科学・技術の対話」の開催を促すとともに、機構ウェブサイトに掲載するなど支援し、研究成果を積極的に普及する。</p> <p>機構において、国民を対象にしたシンポジウム形式のイベント等を開催し、国民対話の推進、情報発信を強化する。</p>	<p>研究コミュニティ等に向けた成果の普及活動（平成 29 年度実績：1 回）</p> <p>一般国民を対象にしたシンポジウム等の回数（平成 29 年度実績：無し）</p> <p>研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数（平成 29 年度実績：2 回）</p>	<p>研究成果の普及</p> <p>令和元年 9 月 13 日に名古屋大学（参加者：30 名）において環境科学会年会の協力を得て、推進費で実施中の気候変動領域における研究課題を中心に発表会を行った。</p> <p>また、平成 30 年度終了課題の研究成果を環境政策へ活用するため、環境省が推薦した課題については、研究成果報告書とは別に、研究者が環境省の担当課室に環境政策への活用の提言をまとめた政策決定者向けサマリーを作成し、機構から環境省へ提出した。</p> <p>「国民との科学技術の対話」の支援</p> <p>各研究課題が実施する「国民との科学技術対話（シンポジウム等）」の開催案内について、年間を通じて、機構ホームページで紹介した（実績 38 件）。</p> <p>機構による国民対話の推進及び情報発信</p> <p>ア 推進費広報ツール「2019 年版 推進費パンフレット」の作成（6,500 部）</p> <p>推進費の概要や研究成果の一部を取りまとめたパンフレットを製作し、各種イベントで活用した。</p> <p>イ 環境イベント「エコプロ 2019」への出展と研究成果発表</p> <p>国内最大級の環境分野に関するイベントである「エコプロ 2019」へ出展し、台風の最新シミュレーションや太陽光パネルのリサイクルなど関心が高そうな 4 課題についてサイエンスカフェを開催するとともに 16 課題のパネル展示を行い、推進費の研究成果について自治体や企業を含む一般の国民に広く情報発信した。</p> <p>地球環境基金部と合同ブースで出展</p> <p>ウ 放送大学 BS 放送による情報発信</p>		
--	--	--	---	---	--	--

<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止 <関連した指標></p> <p>(d1) 研究者及び事務担当者向けの研究費使用ルール又は研究公正のための説明会開催数(平成29年度実績:2回)</p> <p>(d2) 実地検査(中間検査及び確定検査)を実施した研究課題数(平成29年度実績:50課題)</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を毎年度実施するなどの取組を行う。</p> <p>研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、毎年度、継続中・終了の研究課題について実地検査(中間検査及び確定検査)を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行う。</p>	<p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のため、以下の取組を行う。</p> <p>研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、研究者及び事務担当者向けの説明会を実施する。</p> <p>研究機関における適正な研究費執行の確認と適正執行の指導のため、継続中・終了の研究課題について実地検査(中間検査及び確定検査)を行う。中間検査は、すべての研究課題について、研究期間中に最低1回は行えるよう計画的に行う。</p>	<p>実地検査(中間検査及び確定検査)を実施した研究課題数(平成29年度実績:50課題)</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。</p>		<p>平成30年度に放送大学と共同制作した推進費研究成果の番組コンテンツ「SDGsの地域実装に関する研究」()を放送大学BSチャンネルで年間を通して(10回)放送するとともに、「YouTube」(アクセス数:約1,825回)でも情報発信した。</p> <p>研究課題名:「ポスト2015年開発アジェンダの地域実装に関する研究」(研究代表者:法政大学・川久保准教授)</p> <p>(D) 研究費の適正執行及び研究不正の防止のための取組を行う</p> <p>使用ルールの周知徹底</p> <p>研究費使用ルールの周知徹底及び研究公正の確保・不正使用の防止を図るため、平成31年4月11日に新規採択課題の研究者及び事務担当者向けの事務処理説明会を開催した。継続課題の研究者及び事務担当者向けの事務処理説明会については、従来3月に実施していたが参加者の業務の繁忙時期であること等を勘案し令和2年4月に開催する予定とした。(新型コロナウイルス感染症対策のため延期した。)</p> <p>実地検査の実施</p> <p>研究機関における適正な研究費執行の確認と指導のため、継続中・終了の研究課題について実地検査(中間検査及び確定検査)を計画的に行うこととし、今年度実施課題すべてについて、研究期間中に最低1回は行えるよう令和3年度までの実地検査計画を策定した。</p> <p>なお、令和元年度は、56課題64件の実地検査を実施している。また、新たに令和元年度より研究代表者のほか、共同実施契約を締結している研究分担者についても検査対象として実地検査を実施している。</p> <p>令和元年度会計実地検査の結果、架空請求や不適切な行為などの不正な会計処理は</p>		
---	---	---	--	--	--	--	--

					確認されなかった。なお、一部の機関に対し明解な根拠資料を整理しておくように指導した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 7 - 2	公募、審査・評価及び配分業務		
業務に関連する政策・施策	-	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 8 号～10 号
当該項目の重要度、難易度	< 難易度：高 > 応募件数は外的要因により増減するうえに、機構の限られた体制の中で革新型研究開発（若手枠）の応募件数を 2 割程度増加させるためには、これまで以上に、幅広い大学や研究機関等に対して工夫して周知を図らなければ達成が困難であり、難易度が高い。	関連する政策評価・行政事業レビュー	9. 環境政策の基盤整備 9 - 3. 環境問題に関する調査・研究・技術開発 令和 2 年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注 1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
< 評価指標 >								予算額（千円）	5,687,259				
高い研究レベルを確保するため、応募件数は第 3 期中期目標期間中 5 年間の水準以上を確保	-	第 3 期中期目標期間中 5 年間の実績平均値：261 件 / 年	328 件					決算額（千円）	5,448,554				
革新型研究開発（若手枠）の応募件数	32 件以上 / 年	業務移管前 2 年間の実績平均値：27 件 / 年	53 件					経常費用（千円）	5,409,649				
< 関連した指標 >								経常利益（千円）	21,185				
外部有識者委員会の開催回数	-	平成 29 年度実績：3 回 / 年、領域毎の研究部会の開催回数：各 2 回 / 年	委員会 3 回 / 研究部会 11 回 （領域毎の研究部会各 2 回 / 年）					行政コスト（千円）	5,435,559				
新規課題説明会の開催回数	-	平成 30 年度採択案件に係る実績：1 回 / 年	1 回					従事人員数	10				
早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日	-	平成 30 年度実績：平成 30 年 5 月 31 日	5/31										

注 2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

注 3) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

注 4) 上記以外に必要な情報があれば欄を追加して記載しても差し支えない

各 3 回 / 年を予定していたが、新型コロナウイルス感染症対策により延期したため各 2 回 / 年となったもの。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>(2) 公募、審査・評価及び配分業務</p> <p><評価指標></p> <p>(A) 高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>(a) 応募件数の増加が目的ではなく、高い研究レベルを確保するためには一定の応募件数を確保する必要があるという視点での目標であることから、申請件数については、前中期目標期間中の水準以上を確保する設定と</p>	<p>(2) 公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>研究者に行政ニーズを的確に周知するため、毎年度、公募説明会を実施するなど効果的な広報を展開する。</p>	<p>(2) 公募、審査・評価及び配分事務</p> <p>(A) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究・技術開発を推進する観点から、環境政策への貢献が期待される高い研究レベルを確保するため、以下の取組を行う。</p> <p>これらの取組を推進することにより、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保する。(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)</p> <p>研究者に行政ニーズを的確に周知するため、公募説明会を30年度と同様9箇所程度で実施するとともに、広報ツールの製作、学会等の研究者コミュニティサイトや大学のウェブサイトへの掲載を働きかけるなど効果的な広報</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>高い研究レベルを確保するため、応募件数は前中期目標期間中5年間の水準以上を確保(前中期目標期間中5年間の実績平均値:261件/年)</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>(A) 第3期中期目標期間中5年間の応募件数(実績平均値:261件以上)の水準以上を確保</p> <p>令和元年9月27日から11月1日まで、令和2年度新規課題の公募をした結果、328件(戦略的研究プロジェクトを除く)の申請があり、第3期中期目標期間中5年間の実績平均値(261件)を25.7%上回る増加となった。</p>  <p>効果的な広報展開</p> <p>今年度の公募説明会については、公募受付前後に研究者向けに開催する説明会に加え、公募受付の約2ヶ月前に、大学等において研究推進支援を担うURA(ユニバースティ・リサーチ・アドミニストレーター)等向けに説明会を2会場で開催した。</p> <p>公募の広報ツールとして、ポスター・チラシを作成し、環境分野の学科を設置する大学、研究機関、研究者コミュニティ等に幅広く配布した。また、日本土壌肥料学会、大気環境学会にブース出展するとともに、環境新聞(令和元年9月25日掲載)に広告を掲載するなど効果的に広報展開した。</p>	<p><自己評価></p> <p>評価: A</p> <p><根拠></p> <p>○新規課題公募において、技術開発の社会実装を推進するための仕組みの充実、第3期中期目標期間5年間の実績平均値を25%以上上回る申請件数の獲得</p> <p>令和2年度新規課題の公募において、技術開発の社会実装を推進するための仕組みを充実させるため、技術開発課題の実証・実用化フェーズの公募区分の新規設定や次世代事業の対象を全領域に拡大するなどの見直しを行い、また公募説明会等の広報も充実して公募を行った結果、目標を25%以上上回り、機構への業務移管後、最も多い328件の申請を得ることができた。</p> <p>○若手研究者の活躍の促進と育成支援の充実</p> <p>革新型研究開発(若手枠)は、一定の採択枠を設けて公募を実施するとともに、公募説明会等において若手枠を積極的に広報することで平成30年度を大幅に上回る53件の申請があり、目標を66%上回る申請</p>	<p>評価: A</p> <p><評価に至った理由></p> <ul style="list-style-type: none"> 技術開発課題の実証・実用化に向けたフェーズの研究を対象とする新規公募区分設定や、全領域(統合、気候変動、資源循環、自然共生、安全確保)を対象とした次世代事業の公募区分拡充等を実施し、機構移管後最大となる申請件数があったものと考えられ評価できる。 第3期中期目標期間5年間の実績平均値を25%以上上回る申請件数を達成していることを踏まえ、「A」評価とした。 <p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方針></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>	

<p>する。</p> <p>(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年（業務移管前2年間の実績平均値：27件/年）</p> <p>< 定量的な目標水準の考え方 > (b) 政府方針において若手研究者の育成、活躍推進が求められており、社会実装を見据えながらも独創力や発</p>	<p>公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p> <p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。</p> <p>前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を設定し、若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促</p>	<p>を展開する。</p> <p>推進費の制度や公募情報の早期発信を行い、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を確保する。</p> <p>(B) 若手研究者を育成・支援し、推進費の若手研究者による研究を充実するため、以下の取組を行う。これらの取組を推進することにより、革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年を確保する。（業務移管前2年間の実績平均値：27件/年）</p> <p>前中期目標期間を上回る若手研究者の採択枠を増やすなど若手研究者の新規性、独創性の高い研究を一層促進</p>	<p>革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年（業務移管前2年間の実績平均値：27件/年）</p>	<p>広報の早期化</p> <p>ア 第1回 環境研究推進委員会（7月17日開催）において、公募の基本方針が決定した直後の7月末から公募の概要について広報を開始し、研究者が申請しやすくなるよう、十分な準備期間を設けた。</p> <p>イ 国際共同研究推進のための「環境研究の国際展開推進に向けて」セミナー開催</p> <p>平成30年度に実施した環境研究分野における海外の資金提供機関（FA）や研究機関の動向に関する調査報告、国際的な研究政策に関する調査研究者や国際的共同研究を実践する研究者、FAによる発表及びパネルディスカッションを通して、環境研究の国際展開を推進するためのセミナーを令和元年12月6日に開催した。</p> <p>(B) 革新型研究開発（若手枠）の応募件数を32件以上/年確保</p> <p>革新型研究開発（若手枠）は、平成30年度の申請を大幅に上回る53件の申請があり、第4期中期計画に掲げる目標（32件）を66%上回る増加となった。</p> <p>若手研究者による研究採択枠の確保</p> <p>若手研究者の育成の支援と活躍促進を図るため、革新型研究開発（若手枠）については、第3期中期目標期間の採択枠（H30～H31 新規課題の平均）を上回る採択枠を確保して公募した。</p> <p>また、公募2か月前に開催した公募説明</p>	<p>を得ることができた。また若手研究者を対象にP0による研究マネジメント講習、「半期報」によるP0の指導・支援、サイトビジットの実施など育成支援の充実を図った。</p> <p>上記のとおり、本項目は、申請件数を確保して研究レベルを維持することや研究成果を社会実装に繋げることなどが求められる重要な業務である。新規課題の公募において、中期計画に掲げる基準値を大きく上回ったことは高く評価できる。以上により自己評価をAとした。</p> <p>< 課題と対応 ></p> <p>環境研究の推進</p> <p>令和2年度新規課題公募では中期計画を大幅に上回る多くの申請件数を確保し、一定の研究レベルを確保することができた。今後は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るための移動制約等が申請件数の確保、ひいては研究の質の向上に影響を及ぼすことが懸念される。しかしながら、環境行政貢献型の競争的資金として、「環境研究・環境技術開発の推進戦略」を踏まえより行政ニーズと合致する研究課題を確</p>
--	---	--	--	---	--

<p>想力に優れた若手研究者の育成と活躍促進を図るため、全体では(a)のとおり高い研究レベルを確保するために一定の応募件数を確保する中で、特に、若手研究者からの応募件数については、2割程度増加させることが望ましい。</p> <p>(C) 研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価の実施</p> <p><関連した指標></p> <p>(c1) 外部有識者委員会の開催回数(平成29年度実績:3回/年)(領域毎の研究部会の開催回数:各2回/年)</p>	<p>進する。また、若手研究者を対象とした公募に関する広報を充実させる。</p> <p>新規に採択された採択課題の若手研究者に対して研究マネジメント等についての講習会を実施するなど、研究成果を向上させる支援を行う。</p> <p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会の運用方法の見直しを行うなど、適切な業務運営を行う。</p> <p>外部有識者により構成される推進委員会に</p>	<p>する。また、若手研究者を対象とした公募説明会を行うなど、若手枠に関する広報の充実を図る。</p> <p>新規採択課題説明会において、若手研究者に対して、研究計画の作成や研究マネジメント等についての講習会を実施するなど若手研究者育成の支援を行う。</p> <p>(C) 適切な業務運営及び研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえた透明で公正な審査・評価を進めるため、以下の取組を行う。</p> <p>環境省との協議を経て、公募の方針の審議、研究課題の評価等を行う委員会、部会について、効果的かつ効率的に運営する。</p> <p>外部有識者により構成される推進委員会及び</p>	<p>外部有識者委員会の開催回数(平成29年度実績:3回/年)(領域毎の研究部会の開催回数:各2回/年)</p> <p>新規課題説明会の開催回数(平成30年度採択案件に係る実</p>	<p>会では、若手枠について積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、POによる研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスを含めて実施した。</p> <p>若手研究者の育成支援</p> <p>新規採択課題事務処理説明会(4月11日開催)において、若手研究者の育成を図るため、POによる研究計画の作成や研究マネジメント等の講習を実施した。また、若手研究者から半期ごとに提出されるレポート(半期報)で報告された研究実施上の課題や問題点などについてPOが指導・支援するとともに、必要に応じて、サイトビジットを行った。</p> <p>(C)透明で公正な審査・評価の実施</p> <p>環境研究推進委員会、研究部会の適切な業務運営</p> <p>新規課題の公募方針、公募要領、中間・事後評価の評価結果等の審議を行うため、環境研究推進委員会を3回開催するとともに、新規課題公募・中間評価のヒアリング審査、終了課題の成果報告会を行うため、各研究部会を11回開催し、業務を適切に運営した。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和2年3月に予定していた終了課題成果報告会(6回)は開催を中止した。</p> <p>公正な審査・評価の実施</p> <p>ア 技術開発の実証、実用化フェーズ課題の評価方法の設定</p>	<p>保できるよう、公募時の案内手法の工夫などにより、できる限り応募される研究の質の向上を図る。</p> <p>また、引き続き革新型研究開発(若手枠)について一定の採択枠を設けるなど若手研究者の育成支援に努める。</p> <p>○審査・評価における研究データベースの活用</p> <p>新規課題公募、中間・事後評価において「研究情報管理システム(ESS)」の研究データベースの情報を活用した審査方法の導入についてシステム改修を含め検討を行う。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

	<p>において、専門的な知見に基づいた公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する</p>	<p>研究部会において、研究成果の社会実装を推進する視点を踏まえつつ、研究の必要性、有効性、効率性等についてより専門的な視点から公正な評価を行う。当該評価を行うに当たっては、評価結果が研究の改善策や今後の対応に活かせるよう、新しく構築した研究情報管理基盤システムのデータベースを活用するなどにより、研究評価を効果的に実施する。</p>	<p>績：1回/年)</p>	<p>令和2年度新規課題公募において、研究成果がより効果的に社会実装に結びつくように、環境問題対応（技術実証型）及び次世代事業に「技術実証・実用化事業」の区分を企画委員会の方針を踏まえて新たに設けた。これらの区分の評価については、従来の評価の観点とは異なることから、技術開発の先導性、発展性、実用性などを評価する基準を作成するとともに、研究成果の実用化・事業化の見通しなどの有効性の観点に重みをおいた評価方法とした。</p> <p>イ 利害関係者の対象（過去への遡及）についての再整理</p> <p>現行の利害関係者の基準において、評価委員が研究代表者または研究分担者と直接の上司・部下の関係にある場合については、利害関係に該当するとして当該課題の評価に参画できないこととしているが、過去に上司・部下の関係にあった場合の対応が不明瞭であることから、過去3年間に遡って適用すること、また他の競争的資金制度を参考にして、過去3年間に緊密な共同研究を行った者について、利害関係者に該当する旨の規定を設けた。</p> <p>ウ 「研究情報管理システム（ESS）」の研究データベースの活用</p> <p>新規課題公募の2次審査において、「研究情報管理システム（ESS）」のデータを活用して、推進費における研究者の過去の申請や採択状況等の情報を提供する取組みを試行した。</p> <p>エ 令和2年度新規課題の審査</p> <p>ア) 第一次審査</p> <p>プレ審査を通過した359課題を対象に各研究領域の研究部会等の委員による第一次審査（書面審査）を実施し、戦略プロジェクト31課題、環境問題対応型・革新型（若手枠）、課題調査型研究113課題を選定した。この第一次審査において、</p>		
--	---	---	----------------	--	--	--

				<p>研究成果が環境行政に資するよう、環境省の担当課室が推薦する研究課題を加点した。</p> <p>また、重点的に公募したテーマである地域レベルの気候変動適応課題、環境問題対応型（技術実証型）の課題、次世代事業については、一定以上の採択数が確保されるよう措置した。</p> <p>イ）第二次審査</p> <p>第一次審査を通過した課題を対象に、各研究部会において、第二次審査（ヒアリング審査）を実施した。第二次審査では、採択課題でも研究費が過大、不要と思われるものは厳しく査定した。</p> <p>ウ）採択課題の決定</p> <p>「環境問題対応型研究」については、5つの研究領域の36課題を採択し、そのうち、特に提案を求めるテーマとして募集した「技術実証型」の課題については、5課題（総合2課題、資源循環2課題、自然共生1課題）、「地域レベルの気候変動適応課題」については、3課題（いずれも気候変動領域）を採択した。</p> <p>「革新革新型研究開発（若手枠）」については、令和元年度新規課題の採択数と同程度の課題数を確保できるよう、あらかじめ予算枠を設けて公募を行い、5つの研究領域において15課題を採択し、「次世代事業」は総合領域で1課題、資源循環領域で1課題を採択した。</p> <p>戦略プロジェクトについては、「戦略的研究開発（ ）」1プロジェクト（19課題）、「戦略的研究開発（ ）」2プロジェクト（各6課題）を採択した。</p> <p>今回の採択では、平成30年度採択数（59課題）とほぼ同数の55課題の採択を行ったが、申請件数が大幅に伸びたため、採択率が下がる結果となった。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上</p> <p><関連した指標></p> <p>(d1) 新規課題説明会の開催回数(平成30年度採択案件に係る実績:1回/年)</p> <p>(d2) 早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日(平成30年度実績:平成30年5月31日)</p>	<p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を毎年度実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p> <p>研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>	<p>(D) 予算の弾力的な執行により利便性を向上させるなど、より使い勝手の良い制度とするため、以下の取組を行う。</p> <p>研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって使い勝手がよくなるよう推進費の使用ルールの一層の改善を行うとともに、新規に採択された課題を対象とした説明会を4月に実施し、研究の進め方や研究費使用ルールを周知徹底する。</p> <p>研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送するなどにより、研究費の早期執行を図る。</p>	<p>早期契約による十分な研究期間の確保という観点から、新規課題に係る契約等手続の完了日(平成30年度実績:平成30年5月31日)</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。 	<p>(D) 予算の弾力的な執行による利便性の向上</p> <p>予算の弾力的な執行と利便性の向上</p> <p>研究者に効果的、効率的に研究を推進してもらうため、研究者にとって利便性がよくなるよう、同一のサブテーマにおいて、研究分担者が複数の研究機関から参画できるよう見直した。また、新規に採択された課題を対象とした事務処理説明会を平成31年4月11日(参加者124名)に実施し、研究の進め方や研究費使用ルールの周知徹底を図った。</p> <p>契約事務等の早期化による研究費の早期執行</p> <p>研究計画書又は交付申請書を受領後、2か月以内に契約書又は交付決定通知を発送することにより、研究費の早期執行を図ることとし、新規契約課題については、平成31年4月1日から研究費の執行を可能とする契約書等を令和元年5月31日までに発送した。</p> <p>なお、継続契約課題については令和元年5月31日までに、新規契約課題についても令和元年7月31日までに研究費資金を配分し、研究代表者の所属研究機関等に対し支払を完了した。</p>		
---	--	--	--	--	--	--

注5) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 1	経費の効率化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費	8.125%以上	平成30年度予算	17.1%					除く人件費、効率化除外経費等
業務経費	5%以上	平成30年度予算	12.2%					除く人件費、効率化除外経費等

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 経費の効率化 一般管理費 一般管理費(人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度比で8.125%以上	(1) 経費の効率化 一般管理費 一般管理費(人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度比で8.125%以上	(1) 経費の効率化 一般管理費 一般管理費(人件費、新規業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標(8.125%)を達成すべく所要の削減を見込んだ令和元年度予算	< 主な定量的指標 > 一般管理費(人件費、新規に追加される業務、拡充業務、事務所等借料、システム関連経費及び租税公課等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で8.125%以上の削減を行うこと。	< 主要な業務実績 > 一般管理費 平成30年度 90百万円 令和元年度 74百万円 17.1%	< 評価と根拠 > 評価: B 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。	評価 B < 評価に至った理由 > 一般管理費及び業務費について、業務運営の効率化等の取組により、中期計画の削減目標の達成を予め見込んだ令和元年度予算を作成し、その執行を通じて、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施している。 一方、令和元年度においては、コロナウイルスの影響による業務の中止や事業の延長も大きな削減要因と認められるため、「B評価」とするのが妥当であると考えられる。 < 今後の課題 > 特になし。 < その他事項 > 特になし。	

<p>年度において前中期目標期間の最終年度比で 8.125% 以上の削減を行うこと。</p> <p>業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認め</p>	<p>上の削減を行う。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）</p> <p>業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、</p>	<p>を作成し、効率的執行に努める。（消費税率引き上げによる影響額を除く。）</p> <p>業務経費 公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化</p>	<p>公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、システム関連経費、競争的資金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、システム関連経費、石綿健康被害救済給付金及び効率化が困難であると認められる経費を除く。）について、業務運営の効率化</p> <p><その他の指標></p>	<p>平成 30 年度 1,550 百万円 令和元年度 1,360 百万円 12.2%（公健 21.0%、石綿 14.0%、研究 11.2%、基金 8.7%）</p>		
--	--	---	---	---	--	--

<p>られる経費を除く。)について、業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行うこと。</p> <p><定量的な目標水準の考え方></p> <p>これまでも経費の効率化に着実に取り組み、目標を達成してきたこと等を踏まえ、引き続き前中期目標の水準を堅持する設定とした。</p>	<p>業務運営の効率化等の取組により、本中期目標期間の最終年度において前中期目標期間の最終年度比で5%以上の削減を各勘定で行う。(消費税率引き上げによる影響額を除く。)</p>	<p>等の取組により、中期計画の削減目標(5%)を達成すべく所要の削減を見込んだ令和元年度予算を作成し、効率的執行に努める。(消費税率引き上げによる影響額を除く。)</p>	<p><評価の視点></p> <p>一般管理費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。</p> <p>業務経費について目標に掲げた経費の効率化が行われているか。</p>	<p>一般管理費(令和元年度計画予算額 令和元年度実績額): 14百万円 (88百万円 74百万円)</p> <p>)一般管理費については、中期計画の削減目標(8.125%:単年度当たりの削減水準1.625%)を達成すべく所要の額を見込んだ令和元年度予算(88百万円)を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、令和元年度実績額(74百万円)は第3期中期目標の最終年度(平成30年度)比で17.1%となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>)年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和元年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>業務経費(令和元年度計画予算額 令和元年度実績額): 167百万円 (1,527百万円 1,360百万円)</p> <p>)業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金事業、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進費業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費(人件費、新規業務、拡充業務、システム関連経費及び競争的資金、石綿健康被害救済給付金等の効率化が困難であると認められる経費を除く。)については、中期計画の削減目標(5%:単年度当たりの削減水準1%)を達成すべく、所要の額を見込んだ令和元年度予算を作成した。</p> <p>その予算の範囲内で業務の効率化に努めた結果、令和元年度実績額は、第3期中期目標の</p>	<p>一般管理費</p> <p>)一般管理費については、中期計画の削減目標を達成すべく、各種経費の縮減等を図るなどの効率的な執行に努めた結果、令和元年度実績額は、第3期中期目標の最終年度(平成30年度)比で17.1%となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>)年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和元年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p> <p>業務経費</p> <p>)業務経費については、中期計画の削減目標を達成すべく、業務の効率化に努めた結果、令和元年度実績額は、第3期中期目標の最終年度(平成30年度)比で12.2%(公健21.0%、石綿14.0%、研究11.2%、基金8.7%)となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>)業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和元年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p>	
---	--	--	---	---	--	--

				<p>最終年度（平成 30 年度）比で 12.2%（公健 21.0%、石綿 14.0%、研究 11.2%、基金 8.7%）となり、目標を上回る水準を達成した。</p> <p>）業務経費についても、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、令和元年度予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。</p>	<p>< 課題と対応 > 一般管理費及び業務経費とともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。</p>
--	--	--	--	---	---

注 3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

--

別紙

令和元年度計画予算

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	7,120
国庫補助金	344
その他の政府交付金	11,459
業務収入	33,076
受託収入	5
運用収入	801
その他収入	110
計	52,916
支出	
業務経費	56,883
公害健康被害補償予防業務経費	40,855
うち人件費	292
石綿健康被害救済業務経費	5,489
うち人件費	310
環境保全研究・技術開発業務経費	5,408
うち人件費	112
基金業務経費	4,947
うち人件費	140
承継業務経費	184
うち人件費	114
受託経費	5
一般管理費	968
うち人件費	426
予備費	200
計	58,057

[人件費の見積り]

令和元年度 1,099百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
収入			
運営費交付金	362	-	362
国庫補助金	41	204	244
その他の政府交付金	7,279	-	7,279
業務収入	30,069	-	30,069
運用収入	-	483	483
その他収入	1	-	1
計	37,751	687	38,438
支出			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	40,142	713	40,855
うち人件費	198	94	292
一般管理費	155	107	262
うち人件費	70	48	118
計	40,296	820	41,116

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
その他の政府交付金	4,180
業務収入	126
受託収入	5
その他収入	20
計	4,331
支出	
業務経費	
石綿健康被害救済業務経費	5,489
うち人件費	310
受託経費	5
一般管理費	309
うち人件費	134
計	5,804

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
運営費交付金	5,747
受託収入	0
計	5,748
支出	
業務経費	
環境保全研究・技術開発業務経費	5,408
うち人件費	112
受託経費	0
一般管理費	139
うち人件費	59
予備費	200
計	5,748

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金額
収入	
業務収入	2,681
その他収入	51
計	2,732
支出	
業務経費	
承継業務経費	184
うち人件費	114
一般管理費	99
うち人件費	44
計	283

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金 事業	PCB基金 事業	維持管理 事業	合計 金額
収入				
運営費交付金	943	31	37	1,011
国庫補助金	-	100	-	100
業務収入	-	200	-	200
運用収入	75	-	243	318
その他収入	24	15	-	39
計	1,041	346	280	1,667
支出				
業務経費				
基金業務経費	906	3,167	875	4,947
うち人件費	112	16	12	140
一般管理費	128	14	16	159
うち人件費	58	6	7	72
計	1,034	3,181	890	5,106

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度収支計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	60,144
経常費用	59,856
公害健康被害補償予防業務経費	40,870
石綿健康被害救済業務経費	5,547
環境保全研究・技術開発業務経費	5,412
基金業務経費	4,349
承継業務経費	2,618
受託業務費	5
一般管理費	980
減価償却費	74
財務費用	1
臨時損失	288
収益の部	60,011
経常収益	59,723
運営費交付金収益	6,873
国庫補助金収益	244
その他の政府交付金収益	8,118
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,987
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	3,150
業務収入	35,142
受託収入	5
運用収入	812
その他の収益	234
財務収益	157
臨時利益	288
純利益(△純損失)	△ 134
前中期目標期間繰越積立金取崩額	149
総利益(△総損失)	15

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
費用の部	40,442	832	41,274
経常費用	40,327	832	41,159
公害健康被害補償予防業務経費	40,148	721	40,870
補償業務費	40,148	-	40,148
予防業務費	-	721	721
一般管理費	151	106	258
減価償却費	27	4	32
財務費用	0	0	0
臨時損失	115	-	115
収益の部	40,437	689	41,126
経常収益	40,321	689	41,011
運営費交付金収益	350	-	350
国庫補助金収益	41	204	244
その他の政府交付金収益	7,279	-	7,279
業務収入	32,618	-	32,618
資産見返負債戻入	16	-	16
賞与引当金見返に係る収益	11	-	11
退職給付引当金見返に係る収益	6	-	6
運用収入	-	486	486
財務収益	1	-	1
臨時利益	115	-	115
純利益(△純損失)	△ 6	△ 143	△ 148
前中期目標期間繰越積立金取崩額	6	143	149
総利益(△総損失)	0	-	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,946
経常費用	5,891
石綿健康被害救済業務経費	5,547
受託業務費	5
一般管理費	329
減価償却費	10
財務費用	0
臨時損失	55
収益の部	5,946
経常収益	5,891
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	4,987
その他の政府交付金収益	839
受託収入	5
資産見返負債戻入	4
賞与引当金見返に係る収益	36
退職給付引当金見返に係る収益	20
臨時利益	55
純利益(△純損失)	-
総利益(△総損失)	-

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	5,582
経常費用	5,558
環境保全研究・技術開発業務経費	5,412
受託業務費	0
一般管理費	139
減価償却費	7
財務費用	0
臨時損失	24
収益の部	5,582
経常収益	5,558
運営費交付金収益	5,533
受託収入	0
資産見返負債戻入	6
賞与引当金見返に係る収益	14
退職給付見返に係る収益	6
臨時利益	24
純利益(△純損失)	0
総利益(△総損失)	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,736
経常費用	2,736
承継業務費	2,618
一般管理費	98
減価償却費	20
財務費用	0
収益の部	2,750
経常収益	2,750
事業資産譲渡高	2,524
資産見返負債戻入	18
財務収益	157
雑益	51
純利益(△純損失)	14
総利益(△総損失)	14

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
費用の部	1,118	3,192	297	4,606
経常費用	1,042	3,182	289	4,512
基金業務経費	910	3,167	273	4,349
地球環境基金業務費	910	-	-	910
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	-	3,167	-	3,167
維持管理積立基金業務費	-	-	273	273
一般管理費	128	14	16	157
減価償却費	5	1	1	6
財務費用	0	0	0	0
臨時損失	76	10	8	94
収益の部	1,118	3,192	297	4,607
経常収益	1,042	3,182	289	4,513
運営費交付金収益	926	29	35	990
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	-	3,150	-	3,150
地球環境基金運用収益	75	-	-	75
維持管理積立基金運用収益	-	-	251	251
資産見返負債戻入	3	0	0	4
寄付金収益	17	-	-	17
賞与引当金見返に係る収益	14	2	1	17
退職給付見返に係る収益	8	1	1	10
臨時利益	76	10	8	94
純利益(△純損失)	0	0	0	0
総利益(△総損失)	0	0	0	0

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

令和元年度資金計画

(総 計)

(単位:百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 18,651
業務活動による支出	△ 78,334
業務活動による収入	59,683
運営費交付金収入	7,120
国庫補助金収入	344
その他の政府交付金収入	11,459
業務収入	32,960
受託収入	5
運用収入	836
その他の収入	6,957
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,908
投資活動による支出	△ 126,608
投資活動による収入	124,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	6
財務活動による支出	△ 17
財務活動による収入	24
資金増加額(△資金減少額)	△ 20,552
資金期首残高	46,492
資金期末残高	25,940

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	補償事業	予防事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,581	△ 133	△ 2,714
業務活動による支出	△ 40,333	△ 820	△ 41,153
業務活動による収入	37,753	687	38,439
運営費交付金収入	362	-	362
国庫補助金収入	41	204	244
その他の政府交付金収入	7,279	-	7,279
業務収入	30,070	-	30,070
運用収入	1	483	483
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,200	-	2,200
投資活動による支出	△ 25,500	△ 2,300	△ 27,800
投資活動による収入	27,700	2,300	30,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5	△ 2	△ 7
財務活動による支出	△ 5	△ 2	△ 7
資金増加額(△資金減少額)	△ 386	△ 135	△ 521
資金期首残高	3,400	1,305	4,705
資金期末残高	3,014	1,171	4,184

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,202
業務活動による支出	△ 5,522
業務活動による収入	4,320
その他の政府交付金収入	4,180
業務収入	115
受託収入	5
運用収入	20
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,000
投資活動による支出	△ 62,000
投資活動による収入	60,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 5
財務活動による支出	△ 5
資金増加額(△資金減少額)	△ 3,208
資金期首残高	6,031
資金期末残高	2,823

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(環境保全研究・技術開発勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	143
業務活動による支出	△ 5,604
業務活動による収入	5,748
運営費交付金収入	5,747
受託収入	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1
財務活動による支出	△ 1
資金増加額(△資金減少額)	142
資金期首残高	195
資金期末残高	337

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(基金勘定)

(単位:百万円)

区 分	地球基金事業	PCB基金事業	維持管理事業	合計金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 168	△ 2,854	4,195	1,172
業務活動による支出	△ 1,191	△ 3,200	△ 2,880	△ 7,271
業務活動による収入	1,023	346	7,075	8,444
運営費交付金収入	948	31	32	1,011
国庫補助金収入	-	100	-	100
業務収入	-	200	-	200
運用収入	75	15	243	333
その他の収入	-	-	6,800	6,800
投資活動によるキャッシュ・フロー	-	5,800	△ 7,900	△ 2,100
投資活動による支出	△ 5,300	△ 11,000	△ 20,500	△ 36,800
投資活動による収入	5,300	16,800	12,600	34,700
財務活動によるキャッシュ・フロー	22	△ 0	△ 0	22
財務活動による支出	△ 2	△ 0	△ 0	△ 2
財務活動による収入	24	-	-	24
資金増加額(△資金減少額)	△ 146	2,945	△ 3,705	△ 906
資金期首残高	546	4,820	11,687	17,053
資金期末残高	400	7,765	7,981	16,146

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(承継勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 16,051
業務活動による支出	△ 18,783
業務活動による収入	2,732
業務収入	2,575
その他の収入	157
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 8
投資活動による支出	△ 8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1
財務活動による支出	△ 1
資金増加額(△資金減少額)	△ 16,060
資金期首残高	18,509
資金期末残高	2,449

(注)各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2	給与水準等の適正化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組を着実に実施することにより、報酬・給与等の適正化、説明責任・透明性の向上、情報公開の充実を図る。	(2) 給与水準等の適正化 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等の政府方針に基づく取組として、役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況	(2) 給与水準等の適正化 役職員の給与水準等については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について毎年厳格に検証した上で適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況	< 主な定量的指標 >	< 主要な業務実績 > 給与水準及び検証結果については、6月28日に機構ホームページ上に公表した。対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は105.9(昨年値105.9)であり、主務大臣の検証結果としては、役員報酬、職員給与ともに「妥当な水準」であるとの評価を受けた。	< 評価と根拠 > 評価: B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。	評価 B < 評価に至った理由 > 対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)は105.9と前年度同水準であり、また、職員給与において、一部職員の住居手当の据え置き等の人件費抑制措置を講じていること、専門性がある業務が多いという特性から大卒以上の職員が占める割合が国と比べて高いことを鑑みても、昨年度と同等と評価できる。 また、役員報酬についても、法人における自己検証(国の指定職俸給表との比較、地域的・規模的に類似する他独法との比較等)に加え、平成30年度業務実績評価結果(B評価)であることを勘案して、「B」評価とした。 なお、これらの検証結果や取組状況については公表されている。 < 今後の課題 > 特になし。	

<p>< 関連した指標 > 役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。</p>	<p>を公表する。</p>		<p>役員の報酬や退職手当の水準、職員給与の支給水準や総人件費等について、対国家公務員指数や他の独立行政法人との比較、対前年度比、経年比較による趨勢分析等。</p> <p>< その他の指標 ></p> <p>< 評価の視点 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与水準が適正かどうか。 ・給与水準の検証結果等について、総務省の定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」等に基づき公表しているか。 		<p>給与水準については、主務大臣から「妥当な水準」であるとの評価を受けた。</p> <p>給与水準の検証結果等については、国のガイドライン等に基づき適切に公表した。</p> <p>< 課題と対応 > 引き続き、給与水準の適正化に取り組むとともに、給与水準の検証結果については、適切に公表する。</p>	<p>< その他事項 > 特になし。</p>
--	---------------	--	--	--	--	---

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 3	調達合理化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

(単位：件、百万円)

2. 主要な経年データ														
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度 値等)		令和 元年度		令和 2年度		令和 3年度		令和 4年度		令和 5年度		(参考情報) 当該年度までの累積値等、必 要な情報
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
調達等合理化計画 の実施状況														
競争性のある契約	-	(71.1%) 32	(92.3%) 1,029	(81.8%) 36	(96.5%) 900									
うち競争入札等	-	(64.4%) 29	(85.0%) 947	(68.2%) 30	(79.9%) 746									
うち企画競争・ 公募	-	(6.7%) 3	(7.3%) 81	(13.6%) 6	(16.5%) 154									
競争性のない随意 契約	-	(28.9%) 13	(7.7%) 86	(18.2%) 8	(3.5%) 33									
合計	-	(100.0%) 45	(100.0%) 1,115	(100.0%) 44	(100.0%) 933									
一者応札・応募の状 況														
2者以上	-	(96.9%) 31	(25.7%) 264	(83.3%) 30	(79.4%) 715									
1者	-	(3.1%) 1	(74.3%) 765	(16.7%) 6	(20.6%) 186									
合計	-	(100.0%) 32	(100.0%) 1,029	(100.0%) 36	(100.0%) 900									

(注1) 各計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 各年度の上段()書きは、各項目の合計に対する構成比である。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
<p>(3) 調達 の合理化 「独立行政 法人におけ る調達等合 理化の取組 の推進につ いて」(平成 27年5月25 日総務大臣 決定)に基づ き、機構が 策定する「 調達等合理 化計画」を 着実に実施 し、監事よ る監査や外 部有識者等 から構成さ れた契約監 視委員会 の点検等よ り、公正性 ・透明性を 確保しつつ 調達等の合 理化を推進 する。 <関連した 指標> 競争性のある 契約実績(件 数・金額)が 全体に占め る割合や一 者応札・応 募実績の対 前年度比、 機構に設置 された契約 手続審査委 員会や外部 有識者を含 む契約</p>	<p>(3) 調達 の合理化 調達の競争 性・透明性 の確保 機構が実施 する調達案 件は、原則 として一般 競争入札の 方法により 競争性を確 保して実施 する。また 、随意契約 の方法によ り契約を行 うものにつ いては、機 構内部に設 置する契約 手続審査委 員会による 事前審査及 び監事・外 部有識者よ って構成す る契約監視 委員会によ る事後点検 等により透 明性を確保 する。 調達等合理 化の取組の 推進</p>	<p>(3) 調達 の合理化 調達の競争 性・透明性 の確保 機構が実施 する調達案 件は、原則 として一般 競争入札の 方法によ り競争性を 確保して実 施する。ま た、随意契 約の方法に よる契約を 行うものにつ いては、機 構内部に設 置する契約 手続審査委 員会による 事前審査及 び監事・外 部有識者よ って構成す る契約監視 委員会によ る事後点検 等により透 明性を確保 する。 調達等合理 化の取組の 推進</p>	<p><主な定量的指標> <その他の指標> <評価の視点> ・調達の合理化 入札及び契 約手続にお ける透明性 の確保、公 正な競争の 確保等を図 るための審 査体制等は 確保され、 着実に実施 されている か。</p>	<p><主要な業務実績> 調達の競争 性・透明性 の確保 「独立行政 法人におけ る調達等合 理化の取組 の推進につ いて」(平成 27年5月25 日総務大臣 決定)に基づ き、事務・ 事業の特性 を踏まえ、 PDCAサイ クルにより 、公正性・ 透明性を確 保しつつ、 自律的かつ 継続的に調 達等の合理 化に取り組 むため、令 和元年度調 達等合理化 計画を策定 した。同調 達等合理化 計画におい ては、当機 構における 調達の現状 と要因を分 析した上で 、重点的に 取り組む分 野を定め、 調達等の合 理化を推進 した。) 随意契約 の状況 令和元年度 は契約件数 44件、契 約金額933 百万円の契 約を行った が、契約の 性質又は目 的が競争を 許さない場 合と認めら れた8件、 33百万円 の契約を除 いては、競 争性のある 契約(企画 競争・公募 を含む。)と して調達を 実施した。) 一者応札 ・応募に関 する改善 一般競争入 札の実施に あたり一者 応札・応募 の発生を抑 制するため 、下記取組 を実施した 。(ア) 公 告から入札 までの期間 について10 営業日以上 を確保した 。(イ) 契 約手続審査 委員会によ る事前の審 査については 、競争性を 確保するた め、調達数 量、業務範 囲、スケジ ュール、必 要な資格設 定、業務の 実績要件及 び地域要件 の妥当性につ いて重点を 置いた審査 を実施した 。(ウ) 調 達情報に係 るメールマ ガジン等の 活用により 、発注情報 の更なる周 知を図った 調達等合理 化の取組の 推進</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 以下により 、年度計画 に基づく取 り組みを着 実かつ適正 に実施した ため、自己 評価を「B 」とした。 調達の競争 性・透明性 の確保 令和元年度 に締結した 契約44件 において、 契約の性質 又は目的が 競争を許さ ない場合と 認められた 8件を除い ては、競争 性のある契 約(企画競 争・公募を 含む。)に 付した。ま た、競争性 のない随意 契約8件に ついては、 契約手続審 査委員会に おいて、会 計規程に定 める「随意 契約による ことができる 事由」との 整合性や、 より競争性 のある調達 手続きの実 施の可否の 観点で審査 を実施する とともに、 新規の案件 については 、契約監視 委員会への 事前説明を 経て調達を 行った。</p>	<p>評定 B <評定に至 った理由> 競争性のある 契約の件数 及び契約額 ともに、基 準値を上回 っており、 昨年度と同 様に高い水 準の実績を 維持していると 評価できる。 令和元年度 に締結した 契約44件 において、 契約の性質 又は目的が 競争を許さ ない場合と 認められた 8件を除い ては、競争 性のある契 約(企画競 争・公募を 含む。)に 付している 。また、競 争性のない 随意契約8 件については 、契約手続 審査委員会 において、 会計規程に 定める「随 意契約によ ることができる 事由」との 整合性や、 より競争性 のある調達 手続きの実 施の可否の 観点で審査 を実施する とともに、 新規の案件 については 、契約監視 委員会への 事前説明を 経て調達を 行っている など、十分 に調達の競 争性・透明 性の確保が なされると 考えられる 。契約監視 委員会にお いて、平成 30年度の 契約の状況 に係る報告 及び「平成 30年度調 達等合理化 計画実績及 び自己評価 」、「令和 元年度調達 等合理化計 画」の審査 及び点検を 受け、令和 元年5月に 策定・公表 を行っており 、また、令 和元年度に 締結した契 約44件に ついては、 令和元年度 調達等合理 化計画を踏 まえ、契約 手続審査委 員会の事前 審査を行った 上で契約を 締結し、そ の結果は毎 月理事会に 報告をし、 公表を行う など、調達 等合理化の 取組の推進 についても 適切に実施 されている と考えられ る。 以上のこと から、「B」 評価とした 。 <今後の課 題> 特になし。</p>	

<p>監視委員会における審議回数及び評価等。</p>	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p>	<p>「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、機構が策定した「調達等合理化計画」を着実に実施することとし、契約手続審査委員会による審査及び契約監視委員会による点検など、PDCAサイクルによる調達等の合理化を推進する。</p> <p>) 調達等合理化計画の策定 調達に関する内部統制システムを確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実施するため毎年度、調達等合理化計画を策定して公表する。また、年度終了後、速やかに、調達等合理化計画の実施状況について、自己評価を実施し、その結果を公表する。</p>		<p>) 随意契約に関する内部統制の確立 該当事案に係る審査の厳格化 令和元年度の競争性のない随意契約8件については、機構内に設置した契約手続審査委員会において、会計規程に定める「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点で審査を実施するとともに、新規の案件については、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。</p>	<p>平成31年4月に契約監視委員会を開催し、平成30年度の契約の状況に係る報告及び「平成30年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「令和元年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受け、令和元年5月に策定・公表を行った。また、令和元年度に締結した契約44件については、令和元年度調達等合理化計画を踏まえ、契約手続審査委員会の事前審査を行った上で契約を締結し、その結果は毎月理事会に報告をし、公表を行った。</p> <p><課題と対応> 随意契約等の見直し 今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切なPDCAサイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。</p>	<p><その他事項> 特になし。</p>
----------------------------	--	--	--	---	---	--------------------------------

	<p>） 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>	<p>） 調達等合理化計画の推進体制 調達案件は、契約手続審査委員会において適切に競争性が確保されることなどを審査した上で調達を実施し、その結果は、契約締結後、速やかに理事会に報告して公表する。また、契約監視委員会において、調達等合理化計画の実施状況を通じて、一者応札・一者応募案件及び随意契約に至った理由等について点検を受け、その審議内容を公表する。</p>		<p>） 契約に係る審査体制の活用 （ア） 機構内における審査体制 a． 契約手続審査委員会による審査 契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約について審査することとしており、本委員会 30 回、分科会 12 回を開催し、計 44 案件の審査及び契約事務マニュアル等の追加・改訂を実施した。 b． その他の審査等 ・ 少額随契案件の審査 少額随契等（委員会等の審査対象外）は、平成 30 年度に引き続き財務部において全件審査を実施した。 ・ 1000 万円以上の予定価格の設定 1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。 ・ 契約の公表 競争入札及び随意契約（少額随意契約を除く）について、毎月、理事会への報告を経て、ホームページで公表した。 （イ） 契約監視委員会による審査 令和元年度の競争性のない随意契約 8 件のうち新規の案件については、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。また、平成 31 年 4 月に開催した契約監視委員会において、平成 30 年度の契約の状況に係る報告及び「平成 30 年度調達等合理化計画実績及び自己評価」、「平成 31 年度調達等合理化計画」の審査及び点検を受けた。 ） 不祥事の発生の未然防止等のための取組 契約事務研修を通じて、適切な事務手順及び不正予防等コンプライアンスの維持に努めるよう調達担当職員を指導した。また、特定個人情報及び個人情報を取り扱う業務の委託業者に対して、個人情報に関する管理状況の実</p>		
--	---	---	--	---	--	--

					地検査を実施した。		
--	--	--	--	--	-----------	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 1	財務運営の適正化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 財務運営の適正化 自己収入・寄付金の確保に努めるほか、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。 また、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成	(1) 財務運営の適正化 適切な予算、資金計画等の作成 自己収入・寄付金の確保に努め、「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、適切な予算執行管理を行う。なお、毎年度の運営費交付金の収益化について適正な管理を行い、運営費交付金額の算定については、運営費	(1) 財務運営の適正化 適切な予算、資金計画等の作成 別紙のとおり	< 主な定量的指標 > < その他の指標 > < 評価の視点 > ・計画予算と実績について「第4業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。	< 主要な業務実績 > 適切な予算、資金計画等の作成 令和元年度計画予算と実績(概略) 法人総計としての収入は、計画額約 529 億円に比し実績額約 542 億円と+13 億円(+2.4%)となった。また、法人総計としての支出は、計画額約 581 億円に比し実績額約 518 億円と 62 億円(10.7%)となった。 各勘定の主な増減要因については、以下のとおり。 ・公害健康被害補償予防業務勘定 収入 計画予算 38,438 百万円 実績 38,537 百万円 差額 +99 百万円 収入は、賦課金収入が予算に比し計画を上回ったため、+99 百万円となった。 支出 計画予算 41,116 百万円 実績 37,860 百万円 差額 3,256 百万円	< 評価と根拠 > 評価: B 評価理由: 以下により、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、上記のとおり、自己評価を「B」とした。 ○ 令和元年度については、第4期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、年度中には予算執行状況を踏まえて年度計画予算等の変更を行った。 また、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理を行った。 ○ 社債の取得条件について経営理念に照らし、環境	評価 B < 評価に至った理由 > ・第4期中期計画に基づき年度計画予算等を作成し、年度中には予算執行状況を踏まえて年度計画予算等の変更を行うなど、適切に予算、資金計画等の作成が行われていると認められる。 ・計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施し、独立行政法人会計基準等を遵守しつつ、適正な会計処理に努めていると評価できる。 ・社債の取得条件について経営理念に照らし、環境負荷の低減 その他社会的課題の解決等の観点による基準を新たに設けるとともに、資金運用環境が厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券の取得資金の拡大等を行うで前年度よりも普通預金残額の圧縮を図るなど、業務の効率化に十分な努力がなされただけでなく、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行っているとして認められる。	

<p>し、適切な執行管理を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、引き続き適正な会計処理に努める。また、「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。</p> <p>< 関連した指標 > 勘定別の総利益や利益剰余金、金融資産の普通預金以外での運用割合の対前年度比及びその要因分析等。</p>	<p>交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。予算、収支計画、資金計画については、別紙のとおり。</p>			<p>支出については、公害健康被害補償予防業務経費における補償給付費の認定患者数が予算に比し計画を下回ったこと等から、3,256百万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済業務勘定 <p>収入 計画予算 4,331 百万円 実績 4,402 百万円 差額 +71 百万円 収入は、労災との併給調整の結果、支払済の救済給付費の返還分を受け入れたことにより、+71 百万円となった。</p> <p>支出 計画予算 5,804 百万円 実績 4,936 百万円 差額 868 百万円 支出については、救済給付費が予算に比し計画を下回ったこと等から、868 百万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全研究・技術開発勘定 <p>収入 計画予算 5,748 百万円 実績 5,763 百万円 差額 +15 百万円 収入は、前年度の研究費の返還金を受け入れたことにより、+15 百万円となった。</p> <p>支出 計画予算 5,748 百万円 実績 5,507 百万円 差額 240 百万円 支出については、予備費の翌事業年度への留保等により、240 百万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金勘定 <p>収入 計画予算 1,667 百万円 実績 1,653 百万円 差額 15 百万円 収入は、PCB の民間出えん金受入が予算に比し計画を下回ったことにより、15 百万円となった。</p> <p>支出 計画予算 5,106 百万円</p>	<p>負荷の低減 その他社会的課題の解決等の観点による基準を新たに設けた。</p> <p>○ 一方、資金運用環境が前年度に引き続き厳しい状況の中、預金運用の弾力化や有価証券の取得資金の拡大等を行ったことで前年度よりも普通預金残額の圧縮を図ることができた。</p>	<p>・運営費交付金について、運営費交付金債務の発生要因等についても、各事業において具体的に分析がなされている。</p> <p>以上、財務運営の適正化が行われていると判断でき、中期目標の水準を満たしていると認められるため、「B」評価とした。</p> <p>< 今後の課題 > 特になし。</p> <p>< その他事項 > 特になし。</p>
--	--	--	--	--	---	--

				<p>実績 3,227 百万円 差額 1,829 百万円 支出については、PCB 廃棄物の処理が計画に比し予定を下回ったことにより、中間貯蔵・環境安全事業(株)に対する助成金が少なかったこと等のため、1,829 百万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継勘定 <p>収入 計画予算 2,732 百万円 実績 3,814 百万円 差額 + 1,082 百万円 収入は、業務収入の正常債権以外の債権回収が増加したこと等から、+ 1,082 百万円となった。</p> <p>支出 計画予算 283 百万円 実績 239 百万円 差額 44 百万円 支出については、仮差押保証金の支出が予定を下回ったこと等から、44 百万円となった。</p> <p>運営費交付金債務の発生状況 当期の運営費交付金債務については、265 百万円が発生し、令和元年度末残高は 265 百万円となった。</p> <p>なお、内訳は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公害健康被害補償予防業務勘定 <p>当期発生額 34 百万円 令和元年度末残高 34 百万円 (主な要因) システム開発を翌期へ繰り越したため発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境研究保全・技術開発勘定 <p>当期発生額 230 百万円 令和元年度末残高 230 百万円 (主な要因) 予備費を翌期へ留保したため発生。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金勘定 <p>当期発生額 - 百万円 令和元年度末残高 - 百万円</p> <p>財務の状況 () 当期総利益</p>		
--	--	--	--	--	--	--

・運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。

				<p>令和元年度の総利益は、431 百万円であり、その主な発生要因は、承継勘定における割賦譲渡元金の利息分の回収の増加等によるものである。</p> <p>各勘定別の当期総利益については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害補償予防業務勘定 9 百万円 (主な要因) 二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失(53)、業務の効率化による経費の縮減等(43) ・ 石綿健康被害救済業務勘定 - 百万円 (主な要因) - <p>(注)石綿勘定は、政府交付金による業務運営並びに被害者救済のための基金を発生費用に充当することから、損益は発生しない構造となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境研究保全・技術開発勘定 21 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等(21) ・ 基金勘定 100 百万円 (主な要因) 業務の効率化による経費の縮減等(100) ・ 承継勘定 319 百万円 (主な要因) 利息収支差(250)、遅延損害金等の雑益(281) <p>() 利益剰余金 利益剰余金は、平成 30 年度末の 28,412 百万円に対して、令和元年度は、国庫納付額 18,788 百万円、繰越積立金取崩額 41 百万円、当期積立額 431 百万円を計上し、令和元年度期末残高は 10,015 百万円となった。</p> <p>各勘定別の利益剰余金については、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公害健康被害補償予防業務勘定 		
--	--	--	--	---	--	--

<p>512 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿健康被害救済業務勘定 <p>-百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境研究保全・技術開発勘定 <p>58 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金勘定 <p>100 百万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継勘定 <p>9,344 百万円</p> <p>適切な資金運用</p> <p>資金の運用については、平成 28 年度から続くマイナス金利政策の影響を受け、金融機関の預金の引き受け状況が厳しいなか、効率的な運用を図る観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額を設定する等、預金内容の弾力化を図った。 ・預託金の金利の低下等、再運用が困難な状況を考慮し、1 年程度の運用においても大口定期預金等による運用を拡大した。 ・一部の資金の余裕金(維持管理積立金及び石綿健康被害救済基金)について、運用環境や資金の性質も考慮しつつ中期及び長期での債券運用を拡大した。(14 銘柄、72 億円新規取得) <p>これらの結果、普通預金残額の圧縮を図ることができた。(平成 30 年度比、平均残額は 0.98%ポイント減少)</p>	<p>適切な資金運用</p> <p>「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講じるものとする。</p>	<p>適切な資金運用</p> <p>「資金の管理及び運用に関する規程」を遵守し、保有する債券のリスク管理を適切に実施するなど、資金の安全かつ有利な運用を行う。同規程に基づき設置されている資金管理委員会による定期的な点検等を踏まえ、資金の安全な運用を行うこととする。なお、保有債券のうち機構において定めた信用上の運用基準に該当しなくなったものについては、適宜、適切な対応を講じるものとする。</p>	
--	--	--	--

						<p>< 課題と対応 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も引き続き、中期計画に基づき、経費の効率化等を踏まえた年度計画予算等を策定し、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。 ○ 引き続き資金運用環境が厳しい中、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を含め、金融資産の運用への影響等を注視し、適切なリスク管理を行いつつより効率的かつ機動的な運用を行っていく。 	
--	--	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 2	承継業務に係る適切な債権管理等		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
債権残高	-	115億円	81億円					
(うち一般債権)	-	80億円	54億円					
(うち一般債権以外の債権)	-	36億円	27億円					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、約定弁済先の管理を強化し、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、法的処理を含めて回収強化と迅速な償却に計画的に取り組む。また、将	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 適切な債権管理等 貸倒懸念債権、破産更生債権及びこれに準ずる債権については、引き続き債務者の経営状況等を見極めつつ、個別債務者ごとの対応方針を策定するとともに、それを踏まえた各年度の行動計画に基づき回収強化と迅速な償却に取り組む。具体的に	(2) 承継業務に係る適切な債権管理等 適切な債権管理等 回収困難案件の割合が増加している状況を踏まえ、個別債務者ごとに当年度の行動計画を立案し、債権の管理回収に取り組む。	< 主な定量的指標 > - < その他の指標 > - < 評価の視点 > 債権残高の推移	< 主要な業務実績 > 債権残高の推移 令和元年度も適切な債権管理に努め、債権残高は期首 115 億円から 81 億円となった。(平成 30 年度比 29.5%) 計画的な債権管理回収にむけた取組 年度当初に債務者毎の処理目標及び対応方針を踏まえた行動計画を作成し、債務者等との回収交渉、面談協議に取り組んだ。返済交渉等のため、電話による状況把握のほか債務者等と面談・協議等(委託案件を除く)を実施した。このほか、一般債権も含めた全ての債務者について、決算書等を徴取の上、決算分析を行い、経営状況及び財務内容等を把握に努めた。 「一般債権以外の債権」の圧縮のための取組 面談や財務分析の結果、今後、業況の回復等が見込め、他の金融機関からの支援が得られると思われる債務者については、他金融機関からの借り換えによる機構債権の全部または一部の繰り上げ償還を粘り強く交渉し、早期	< 評価と根拠 > 評価: A 年度計画に基づく取り組みを着実に実施し、以下の成果をあげることができたため、自己評価を A とした。 ○ 債権残高は、令和元年度期首残高 115 億円から 34 億円圧縮し、同期末残高は 81 億円となった。(平成 30 年度比 29.5%) ○ 特に一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで期首残高 36 億円から 9 億円(24.7%)の圧縮を実現し、期末残高は 27 億円にまで減少し、圧縮率は平成 30 年度(23.4%)を上回る結果となった。 ○ この 9 億円のうち 50.7%にあたる 4.4 億円	評価	A
						< 評価に至った理由 > 債権残高は、令和元年度期首残高 115 億円から 34 億円圧縮し、同期末残高は 81 億円となっている。(平成 30 年度比 29.5%) 特に一般債権以外の債権残高については、回収困難案件の割合が増加しているなかで期首残高 36 億円から 9 億円(24.7%)の圧縮を実現し、期末残高は 27 億円にまで減少し、圧縮率は平成 30 年度(23.4%)を上回る結果となっている(前期における対前年度比目標 14.6%)。 また、この 9 億円のうち 50.7%にあたる 4.4 億円は、各債務者や金融機関と粘り強く交渉を重ねた結果、経営破綻を起し倒産リスクが高まり貸し倒れも覚悟せざるを得ない大口債務者から約定期限より前倒しで元金が完済されるなど、回収の早期化にも大きく貢献したことは、業務の質的側面においても高く評価できる。	

<p>来的な承継業務の整理に向け、債権状況の明確化に努める。</p> <p>< 関連した指標 > 回収額等、債権残高、貸倒懸念債権・破産更生債権及びこれに準ずる債権の比率等。</p>	<p>は以下) ~) を実施する。</p> <p>) 貸倒懸念債権等の債権の適切な状況把握貸倒懸念債権等の債権については、債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等、債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、万一、債務者企業が経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には、迅速かつ適切な措置を講ずる。</p> <p>) 返済態勢延滞債権は的確に返済確実性を見極め、法的処理、償却処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の再約定化に</p>	<p>) 約定弁済先への対応 債務者の経営状況の的確な把握のため、決算書の厳格な分析などを実施する。 万一延滞が発生した場合は、速やかに原因究明を行い、返済計画の策定を協議するなど、延滞解消、再約定化に努める。</p> <p>) 延滞先への対応 延滞債権については債務者の状況を踏まえ以下のとおり実施する。</p> <p>ア 返済態勢返済確実性を高めるため、保有資産の売却、他金融機関の借換、法的・私的再生の活用等の返済策を債務者に態勢する。</p>		<p>回収につなげた。</p> <p>一般債権以外の債権にかかる法的処理は、平成 30 年度から係属していた 3 件(仮差押 1 件、差押 1 件、訴訟 1 件)のうち 2 件(仮差押 1 件、差押 1 件)が終結した。</p> <p>また、令和元年度末に 2 件(計 2 億円)の貸倒償却を実施した。</p> <p>これらにより一般債権以外の債権については、期首残高 36 億円から約 25% 圧縮(9 億円)し、27 億円とした。</p>	<p>は、各債務者や金融機関と粘り強く交渉を重ねた結果、経営破綻を起こし倒産リスクが高まり貸し倒れも覚悟せざるを得ない大口債務者から約定期限より前倒しで元金が完済されたもの等である。長いものでは約 8 年の前倒しでの完済となり、回収の早期化にも大きく貢献した。</p> <p>< 課題と対応 > 一般債権の回収が順調に進む一方、今後、一般債権以外の債権は、経済情勢の変化に伴い回収ペースの鈍化、長期化が想定される。一般債権以外の債権については引き続き個別債権の管理の厳格化、粘り強い交渉を継続し、回収の早期化、回収額の増額に努める。</p>	<p>以上のことから、「A」評価とした。</p> <p>< 今後の課題 > 特になし。</p> <p>< その他事項 > 特になし。</p>
---	--	---	--	--	--	--

	<p>努める。</p> <p>）法的処理 債権の保全と確 実な回収を図る ため、訴訟、競 売等法的処理が 適当と判断され るものについて は、厳正、迅速 に法的処理を進 める。</p> <p>）償却処理 形式破綻、ある いは実質破綻先 で担保処分に移 行することを決 定したもの等、 償却適状となっ た債権は迅速に 償却処理を進め る。</p> <p>債権状況の 明確化等 将来的な承継業 務の整理に向け た取組として、 債権管理の状況 を明確にするた め、正常債権を 含めた債権区分 ごとに回収額、 償却額、債権の 区分移動の状況 を明示する。ま た、今後は回収 困難案件の比重 が高まることに 鑑み、債権の最 終的な処理に向 けた体制の整備 を進める。</p>	<p>イ 法的処理 延滞解消が見込 めず、訴訟、競 売等法的処理が 適当と判断され るものについては、 債権の保全と確 実な回収を図る ため、厳正、迅速 に法的処理を進 める。</p> <p>ウ 償却処理 形式破綻、あるい は実質破綻先で 担保処分に移行 することを決定 したもの等、償却 適状となった債 権は迅速に償却 処理を進める。</p> <p>債権状況の明 確化 当年度の期首と 期末の債権残高 を比較し、正常債 権を含めた債権 区分ごとに回収 額、償却額、債権 の区分移動の状 況を明らかにす る。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 4 - 1	内部統制の強化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)		年2回	4回					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(1) 内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づく取組を着実に実施するとともに、理事長をトップとする「内部統制推進委員会」等を活用し、	内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実にを行う。) 内部統制推進委員会等による取組	内部統制の強化 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について(平成26年11月28日 総務省行政管理局長通知)等の政府方針に基づき、内部統制の強化に関し、業務方法書に記載した事項の運用を着実にを行う。) 内部統制推進委員会等による取組	< 主な定量的指標 >	< 主要な業務実績 >) 内部統制推進委員会等による取組 ア 内部統制推進計画の策定 各部の内部統制上の課題を整理し、これら	< 評価と根拠 > 評価: B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 内部統制及びリスク管理については、期初に計画	評価 B < 評価に至った理由 > 内部統制及びリスク管理については、期初に計画を策定して各部における取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなど、引き続き適正な運用を行っている。 その一方で、新型コロナウイルス感染症対策のため一部の研修を中止したが、内部統制等に係る研修の実施、Eラーニングの活用等により、引き続き役職員の意識向上に取り組んでいるなど、状況に応じて適切に対応している。 また、評価基準である内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認(回数)も、4回と基準を満たしている。 以上のことから、「B」評価とした。	

<p>取組状況の共有・確認等を行う。また、内部統制の仕組みの有効性について随時、点検・検証を行い、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p><関連した指標></p> <p>内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。</p>	<p>具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、毎年度、内部統制推進委員会が内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、毎年度、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>）リスク管理の強化</p> <p>半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、毎年度、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。</p>	<p>具体的には、機構として定める「内部統制基本方針」等に基づき、内部統制推進委員会が令和元年度における内部統制を推進するための計画を策定し、半期毎に取組状況の確認等を行う。また、経営と現場の対話として内部統制担当理事による職員面談等を行う。</p> <p>）リスク管理の強化</p> <p>半期毎にリスク管理委員会を開催して事務事故等の対応状況の確認等を行うとともに、危機事案発生時における広報対応等の訓練を行う。</p>	<p>内部統制推進委員会の開催による取組状況の確認（回数）、外部有識者を含む内部統制等監視委員会による検証・評価等。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>・年度計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。</p>	<p>に対応するため、内部統制推進委員会における検討を経て、平成31年度内部統制推進計画を策定した（4月）。</p> <p>イ 内部統制推進計画に基づく取組状況の確認等</p> <p>内部統制推進委員会を半期毎に開催（11月、3月）し、内部統制推進計画の進捗状況を定期的に確認することで内部統制の推進を図った。また、事務事故の発生等を踏まえ、同委員会を臨時的に開催（4月、1月）し、対策等について検討し実務に反映した。</p> <p>ウ 内部統制担当理事による職員面談の実施</p> <p>当機構の抱える業務運営上の課題を含めた内部統制の現況を把握するため、内部統制担当理事と各部門の若年層の職員計43名との個別面談（1人当たり40分程度）を実施した（9月～10月）。</p> <p>エ 内部統制研修の実施</p> <p>役職員一人ひとりの内部統制の本質に対する理解の深化を図ることを目的として、全役職員を対象に「内部統制の重要性について」をテーマとして内部統制研修を実施した（11月）。</p> <p>）リスク管理の強化</p> <p>ア 事務事故等の対応状況の確認</p> <p>リスク管理委員会を3回開催し、発生した事務事故等の対応について半期毎に確認するとともに、リスク管理方針を適時適切に見直すことにより、機構内及び環境省等への速やかな報告体制を保持しつつ、類似事案の発生防止に努めた（9月、11月、3月）。</p> <p>イ リスク管理に関する全体方針等の見直し</p> <p>リスク対応をより確実なものとするため、上記のリスク管理委員会等において、「環境再生保全機構リスク管理方針」等の見直しを行った。</p> <p>ウ 危機事案発生時における広報対応等の訓練</p> <p>危機事案が発生した場合においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を適切に果たす観点から、</p>	<p>を策定して各部における取組を推進し、機構内部の委員会での進捗確認、外部有識者による検証を受けるなど、引き続き適正な運用を行った。</p>	<p><今後の課題></p> <p>特になし。</p> <p><その他事項></p> <p>特になし。</p>
--	---	--	---	--	---	---

	<p>) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、毎年度、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p>	<p>) 内部統制等監視委員会による検証等 内部統制の仕組みの有効性について、外部有識者を含む内部統制等監視委員会において検証を行うとともに、監事監査において内部統制の評価を受ける。これらの検証等を踏まえ、必要に応じて機能向上のための仕組みの見直しを行う。</p> <p>) 役職員のコンプライアンス意識の向上 機構に対するステークホルダーの信頼を確保する観点から、コンプライアンス研修やコンプライアンスチェックシートによる自己検証について改善を行い、法令遵守及び倫理観保持に対する役職員の意識向上を図る。</p>		<p>全役職員を対象に緊急時の広報対応に関する研修を実施した(2月)。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、3月に予定していた模擬記者会見による実践的なトレーニングは中止した。</p> <p>) 内部統制等監視委員会による検証等 ア 内部統制等監視委員会による検証 内部統制等監視委員会を開催し、平成30年度における当機構の内部統制推進状況について外部有識者による検証を受けた(4月) イ 監事による確認 平成30年度の内部統制推進状況について、監事監査において確認を受けた(6月)</p> <p>iv) 役職員のコンプライアンス意識の向上 全役職員を対象として、コンプライアンス研修を実施した(10~11月)。集合研修の効率化及び充実化を図るためにE-ラーニングによる事前基礎学習(「職場のコンプライアンスステップアップコース」)の受講を必須とした上で、集合研修では特に「職員の秘密保持義務」をテーマとして説明を行い、コンプライアンス意識の向上を図った。 また、日常の業務運営が法令等に沿って行われていることの再確認のため、職員を対象に「コンプライアンス・チェックシート」による自己点検を実施し、正答率は98.6%であった(10月)。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため一部の研修を中止したが、内部統制等に係る研修の実施、Eラーニングの活用等により、引き続き役職員の意識向上に取り組んだ。</p>	
--	---	---	--	---	---	--

						<p>< 課題と対応 ></p> <p>令和元年度までの取組状況を踏まえ、引き続き、内部統制の推進等に取り組む。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に伴う業務環境の変化等を踏まえ、オンライン上で決裁や会議を効率的に行う仕組みを検討する等、引き続き業務の適正を確保できるよう必要な見直し等を講じる。</p>	
--	--	--	--	--	--	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4 . その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 4 - 2	情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
全役職員を対象とした情報セキュリティ研修(回数・参加率)	-	年1回・100%	1回・100%					
標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数)	-	年2回	2回					
担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績(回数・参加率)	-	年1回・100%	文書管理担当者を対象とした研修: 1回・100% 新人職員を対象とした研修: 1回・100%					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(2) 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等 「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年11月12日法律第104号)、「政府機関等の情報セキュリティ対	情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等)情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏	情報セキュリティ対策の強化、適切な文書管理等)情報セキュリティ対策の強化 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」の改正状況等を踏	<主な定量的指標>	<主要な業務実績>)情報セキュリティ対策の強化 ア 情報セキュリティ対策推進計画に基づく取組等 「平成31年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を踏まえ、次のとおり各種取組を推進した。 (ア) 情報セキュリティ委員会の開催 情報セキュリティ委員会を計2回開催し(6	<評価と根拠> 評価: B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 政府の方針を踏まえ、「平成31年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき各種取組を展開するとともに、	評価	B <評価に至った理由> 政府の方針を踏まえ、「平成31年度環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」に基づき各種取組を展開するとともに、基幹ネットワークの更改及びセキュリティ対策強化を実施するなど、引き続き機構全体の情報セキュリティ高度化を図っている。 また、法令等に基づき、文書管理、情報開示等を適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施するなど、十分な対応が講じられて

<p>策のための統一基準群」等を踏まえ、関連規程類を適時適切に見直し、対応する。また、これらに基づくセキュリティ対策に加え、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練等を適時に実施することにより、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。さらに、これらの対策の実施状況を毎年度把握し、その結果を踏まえた取組の見直しと推進を行う。</p> <p>また、文書管理、情報公開については、法令等に従い適切に対応する。 <関連した指</p>	<p>まえ、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、毎年度「情報セキュリティ対策推進計画」を策定し、保有する個人情報の流出等を未然に防止するためのシステム対策等を行うとともに、全役職員を対象とする情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施することで、適切な情報セキュリティレベルを確保する。</p> <p>) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法</p>	<p>え、機構として定める「情報セキュリティ対策基準」、「情報セキュリティ実施手順書」等について適時見直しを行う。また、平成31年度情報セキュリティ対策推進計画を策定し、同計画に基づき、適切な情報セキュリティレベルを確保するため、情報システム対策、情報セキュリティ研修、標的型メール攻撃訓練等を実施する。</p> <p>) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理、情報公開については、「公文書等の管理に関する法律」</p>	<p>全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績(回数・参加率等)。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績(回数・参加率等)。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点> ・年度計画に基づいて</p>	<p>月、3月) 令和2年度の情報セキュリティ対策推進計画の作成、情報セキュリティインシデントの情報共有等を行った。 (イ) 環境再生保全機構情報セキュリティポリシー規程等の改正 「情報セキュリティ実施手順書」の改正を行った(3月)。 (ウ) サイバー攻撃への技術的対策 当機構のウェブサイトの再構築に伴い、セキュリティ強化を実施した。 (エ) 基幹ネットワークの更改等 ファイルサーバ更改に伴うインシデント対策等の強化、机上端末のノート化など、利便性を維持・向上させつつ、セキュリティ対策の強化を図った。(11月)。 (オ) 情報セキュリティ対策の自己点検 情報セキュリティ実施手順書の遵守状況の確認のため、全役職員を対象とした自己点検を実施した(10月)。 (カ) 情報セキュリティ監査 「環境再生保全機構情報セキュリティ対策基準」に基づき、監査室による内部情報セキュリティ監査を実施した(12~2月)。 (キ) ネットワークの脆弱性対策の推進 外部セキュリティベンダによるペネトレーションテストを実施した(2月)。 (ク) 情報セキュリティに関する教育・訓練 全役職員を対象とする情報セキュリティ研修を実施し、各種セキュリティ実施手順書の内容の浸透等を図った(10月)。 また、標的型攻撃等の不審メール受信時の対策を徹底するため、全役職員から対象者をランダムに抽出して訓練を実施した(10月、2月)。</p> <p>) 適切な文書管理及び情報公開 文書管理については、「公文書等の管理に関する法律」及び「行政文書の管理に関するガイドライン」等に基づき、令和2年度以降は機構全体に展開することを目的として、総務部において保有する事務所内の紙媒体の文書及びファイルサーバ上の電子文書について先</p>	<p>基幹ネットワークの更改及びセキュリティ対策強化を実施するなど、引き続き機構全体の情報セキュリティ高度化を図った。</p>	<p>おり、指標である研修回数等も基準値を満たしていることから、「B」評価とした。</p> <p><今後の課題> メールの誤送信など軽微なインシデント事案があった。引き続き情報の取り扱いには留意するよう周知徹底を図ること。</p> <p><その他事項> 特になし。</p>
---	---	---	---	---	---	--

<p>標> 全役職員を対象とした情報セキュリティ研修や、標的型攻撃等の不審メールに備えた訓練実績（回数・参加率等）。また、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修実績（回数・参加率等）。</p>	<p>律」（平成21年7月1日法律第66号）「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」等について適時見直しを行うとともに、毎年度、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施することで、周知徹底を図る。</p>	<p>（平成21年法律第66号）「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）等に基づき、適切に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を踏まえ、「文書管理規程」、「情報公開規程」等について適時見直しを行う。また、関係法令等の周知徹底を図るため、担当職員等を対象とする文書管理・情報公開研修を実施する。</p>	<p>業務が適切に実施されているかどうか。</p>	<p>行的に現状調査を実施することにより保存方法等の見直しを行い、文書管理のガイドライン案を作成した（2月）。また、関係法令等の周知徹底及び理解の促進を図るため、新人職員を対象とした研修を4月に、文書管理担当者を対象とした研修を6月に実施した。情報公開については、一般からの情報開示請求等4件について、適正に情報の開示等を行った。また、実務上の留意点等について学ぶことを目的として、外部セミナーに実務担当者を派遣した（9月）。</p>	<p>法令等に基づき、文書管理、情報開示等を適正に実施するとともに、担当職員等を対象とした文書管理・情報公開研修を実施した。</p> <p><課題と対応> 政府の方針、令和元年度までの取組等を踏まえ、引き続き、情報セキュリティの高度化、文書管理の適正化等に取り組む。 新型コロナウイルス感染症対策のため在宅勤務（テレワーク）等を導入したことを踏まえ、情報セキュリティ対策の強化等について検討する。</p>	
--	--	--	---------------------------	---	--	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
- 4 - 3	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化		
当該項目の重要度、難易度	-	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビューシート 事業番号 0308

注1) 重点化の対象としない項目については、法人の業務管理に活用しやすい単位ごとに、複数の項目をまとめて作成することが可能

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対基準年度比	-	平成25年度比で令和2年度までに10%削減 令和12年度までに40%削減	20.5%削減 (暫定値)					

注2) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに主要な経年データを記載 2018年度(平成30年度)のCO2排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画 (令和元年度)	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
(3)業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化 人事評価、研修制度、働き方改革、業務における環境配慮等の様々な観点から、法人内部の状況や社会状況を	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化) 人事、組織の活性化に関する取組 職員の士気向上に資するよう人事諸制度を毎年度検証し、人事評価制度を着実に	業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化) 人事、組織の活性化に関する取組 平成30年度に改正した人事評価制度の着実な運用と検証を行うとともに必要に応	<主な評価指標等> 職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定め	<主要な業務実績>) 人事、組織の活性化に関する取組 ア 人事評価制度の着実な運用と検証、見直し 平成28年度から導入した新たな人事評価制度について、期末までの目標達成に向けて改善点を明確にするため、中間面談の実施方法について見直しを行った。また、期末評価の実施に際して、一次評価者となる課長職全員に対して人事評価研修を3月に予定していた	<評価と根拠> 評価：B 以下のとおり、年度計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評価をBとした。 人事、組織の活性化に関する取組については、人事評価制度について見直しを行うとともに、着実な運用を行った。また、職員のワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を確実に実行し、働き方改革の推進も行われている。さらに、「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成のため、研修体	評価	B

<p>勘案しつつ、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な取組を創出し、重点化又は効果的に組み合わせることで実施すること等により、業務運営に係る体制の強化・改善及び組織の活性化を図る。また、業務運営を今後もの確に行うために社会環境の変化への対応が必要であること及び民間等による活動・研究等の原資となる資金の分配、公害等の健康被害への対応など、ステークホルダーとの信頼関係構築が特に重要である業務を含め多様な業務を実施していることを踏</p>	<p>運用するとともに、他の機関との人材交流を行うことにより効果的な人材登用及び人材育成を図る。また、働き方改革を推進するため、職員の様々なライフ・ステージに配慮した人事諸制度の設計や勤務環境の整備を行う。さらに、組織の将来像を踏まえたキャリアプランを構築し、職員自らのキャリアビジョンにも配慮した研修機会の提供を行うとともに、多角的な研修計画を策定し、研修内容を毎年度見直す。</p>	<p>じて見直しを行う。また、時間外労働の適正管理、年次有給休暇の確実な取得等、職員のワークライフバランスに配慮した取組を確実にすることにより、働き方改革を推進する。さらに、平成30年度に実施したキャリアデザイン研修等を引き続き実施し、組織の将来像を描ける人材の育成を図るとともに、外部研修への参加等を通じて視野を拡げ、ミッションを達成するために様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材の育成を図る。加えて、受講者へのアンケート等を踏まえつつ、より実践的かつ効果的な研修内容となるよう見直す。</p>	<p>る実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p> <p><その他の指標></p> <p><評価の視点></p> <p>・年度計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。</p>	<p>が、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。</p> <p>また、平成30年度から組織の活性化を目的として実施しているメンター制度については、引き続き令和元年度も実施し、12月にはメンター、メンティーそれぞれから制度に関する改善意見等を聴取する意見交換会を行い、制度の向上を図るとともに職員間の交流を活発化した。</p> <p>イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組</p> <p>衛生委員会を通じて、職員の時間外労働の適正管理や年次有給休暇の確実な取得等を推進し、10月に、厚生労働省から子育てサポート企業の認定を受け、「くるみんマーク」を取得した。</p> <p>また、機構における女性活躍推進の状況及び課題を把握するために、1月に職員を対象としてアンケートを実施・集計を行った。今後は、集計結果を分析し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画等に反映することを予定している。</p> <p>そのほか、ワーク・ライフ・バランスの推進に資することを目的としてテレワークの試行を開始した。さらに2月末以降、日本国内に蔓延し始めた新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する喫緊の対策の必要性が生じたことから、従前の時差通勤（シフト勤務）の拡大やテレワークの弾力的な運用を行った。</p> <p>ウ 研修等の実施による人材育成及び研修内容の見直し</p> <p>第4期中期目標に記載の「機構のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指して、令和元年度から5か年の研修計画とし、次の2つの側面からのアプローチによる研修体系の見直しを行った。</p> <p>「世の中の動向を先読みすることで環境問</p>	<p>及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指すため、研修体系の見直しを行った。</p>	<p>系の見直しを行うなど人材育成に向けた取組や組織の活性化が図られている。</p> <p>業務実施体制の強化・改善等については、「ERCA業務継続計画（BCP）」に定めた非常時優先業務の実施体制等について検証し、PDCAサイクルによる継続的な改善を行うために実効性の検証、課題の抽出を行った。法人文書管理体制については、平成30年度に先行して実施した管理部門の外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部署で所管する外部倉庫においても棚卸を実施し、管理状況の改善が図られている。</p> <p>業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「2019年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減を実施している。廃棄物中の可燃ゴミ排出量の削減目標は未達成であるものの、事務所におけるエコバッグのシェアリングやごみの分別を徹底することなど廃棄物の排出抑制に向けた対策が講じられている。</p> <p>災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等など、積極的に国の災害廃棄物業務の支援を行っており、その協力体制は高く評価できる。</p> <p>以上、総合的に見て主な指標等について、目標の水準を満たしていると認められるため、「B」評価とした。</p>
---	---	--	---	--	--	--

<p>まえ、法人のミッションを達成するために必要な組織の将来像を描ける人材及び各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材を育成することを念頭に、多角的な研修計画を策定し、研修内容の見直しを不断に行うこと、人事評価制度の活用及び適時の見直しを行うこと、専門性を有する機関との人材交流を行うこと等を通じて、各部門の現場レベルでの効果的な人材登用を図る。さらに、東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任</p>	<p>) 業務実施体制の強化・改善等 災害等の場合においても業務を継続するための非常時優先業務の実施体制等の改善及び業務の効率化を図るための法人文書管理体制の</p>	<p>) 業務実施体制の強化・改善等 「E R C A 業務継続計画(B C P)」に定めた非常時優先業務の実施体制等について検証し、より実効性のある計画となるよう</p>		<p>題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズに柔軟に応えられる人材」 「機構の所掌業務の適切な運用に必要な専門知識・技能を有した人材」 具体的には、職位ごとに期待される役割等に対して受講すべき研修を整理し、実施した(計 80 講座)。なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、一部の研修を中止した。研修の効果に関しては、受講後アンケート(自由記述形式)により、それぞれの研修が職員の行動変容や意識改革を促していることを確認した。 また、令和元年度は、理事長が各層の職員全員と意見交換を行い、第 4 期中期目標期間の組織運営のポイントである「次世代の人材育成」に係る取組の検討に着手した。 エ SNS等を活用した組織的な広報の推進 新たに F a c e b o o k 公式アカウントを開設し、イベント、事業等についての情報発信、他の機関と連携しての情報発信等に取り組んだ。(11月～) また、平成 29 年度から引き続き、機構内の「広報関係担当者連絡会議」を月 1 回程度(計 11 回)開催し、各部の広報担当者等による情報・意見交換を通じた連携促進、機構ウェブサイトや各事業 SNS の傾向等の分析などに取り組んだ。) 業務実施体制の強化・改善等 ア E R C A 業務継続計画(B C P) P D C A サイクルによる継続的な改善を行うために、「E R C A 業務継続計画(B C P)」の実効性の検証、課題の抽出を行った。また、発災時における関係者の判断・対応能力の向上を目的として、平成 30 年度に引き続き役職員向け「防災セミナー」を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(N E D O) と共同開催した(11月)。さらに、災害対策本部初動対応訓練を実施するとともに、職員の災害対策のためのミニハンドブックを作成した。(3月)</p>	<p>業務実施体制の強化・改善等については、「E R C A 業務継続計画(B C P)」に定めた非常時優先業務の実施体制等について検証し、P D C A サイクルによる継続的な改善を行うために実効性の検証、課題の抽出を行った。法人文書管理体制については、平成 30 年度に先行して実施した管理部門の外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部で所管する外部倉庫においても棚卸を実施し、管理状況の改善を行った。</p>	<p><指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策> 特になし。 <その他事項> 特になし。</p>
--	---	--	--	--	---	---

<p>務の一つになり、自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物対応に係る連携など災害対応の強化に取り組む。</p> <p>< 関連した指標 ></p> <p>職員の士気向上を図る新たな取組や、研修受講者アンケートを踏まえた研修制度・研修内容等の進捗状況や検証結果。また、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置につい</p>	<p>改善を毎年度行う。</p> <p>）業務における環境配慮の推進</p> <p>温室効果ガス排出量の削減に向け、政府方針を踏まえた「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づいた取組を毎年度着実に行う。また、業務における環境配慮等の状況を毎年度取りまとめ、環境報告書として公表する。</p>	<p>改善を図る。</p> <p>法人文書管理体制について、平成30年度に先行して実施した管理部門の外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部署で所管する外部倉庫の管理状況の改善を図る。</p> <p>）業務における環境配慮の推進</p> <p>業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定めるとともに、自己点検を実施し、環境配慮の取組を職員に促し、省エネルギー（電気使用量の削減）省資源（用紙使用量の削減）及び廃棄物の排出抑制に努める。さらに、オフィスにおける業務活動に係る環境負荷だけでなく、事業活動による影響や調達についても第4期中期目</p>		<p>イ 外部倉庫の管理環境の改善</p> <p>平成30年度に先行して実施した管理部門の外部倉庫棚卸結果等を踏まえ、各部署で所管する外部倉庫においても棚卸を実施し、管理状況を把握するとともに、外部倉庫の利用ルールの見直しに向けた検討を開始した（12～3月）。</p> <p>）業務における環境配慮の推進</p> <p>業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため「2019年度環境配慮のための実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定した（6月）。実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組むとともに、9月に1回目の自己点検、2月に2回目の自己点検を行い、環境配慮の取り組みを職員に促した。また、3月に環境委員会を開催し、「2020年度環境配慮のための実行計画」を策定した。</p> <p>「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成29年10月改定、以下「機構実施計画」という。）」において定めた削減目標に対する令和元年度の達成状況に関しては、機構実施計画において定めた2013年度を基準とした2020年度までの温室効果ガス排出量、事務所の電気使用量、用紙の使用量、廃棄物の排出量の削減目標については達成することができたが、廃棄物中の可燃ごみ排出量の削減目標については未達成であった。</p> <p>事業活動による影響や調達については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆるグリーン購入法）に基づき、平成31年度の環境配慮物品等の調達の推進を図るための方針を定め、目標を達成すべく調</p>	<p>○業務における環境配慮の推進については、環境負荷の低減を図るため「2019年度環境配慮のための実行計画」を策定し、実行計画に基づいて全役職員による電気使用量の削減、用紙使用量の削減及び廃棄物の排出抑制に取り組んだ。</p>	
---	---	---	--	--	--	--

<p>て定める実施計画」に基づく環境負荷低減実績の対前年度比等。</p>		<p>標期間中に改善を図るため、多角的な視点から検討を行う。</p> <p>温室効果ガスの排出抑制に向けて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガス排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」についてP D C Aサイクルに基づき、着実な進展を図るとともに、中間目標の達成に繋げるための対策について検討する。</p> <p>平成30年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、業務に付随する環境配慮を基本としながら、機構の事業活動そのものが環境分野の社会貢献活動であることを踏まえ、機構の事業や地域貢献等を積極的に</p>	<p>達を行った。環境保全等の社会貢献事業への支援を目的とした社会貢献債（ソーシャル・ボンド）については、機構の経営理念に合致するものとして、環境負荷の低減その他社会的課題の解決等を目的とした債券を16億円購入した（10月、平成30年度購入額4億円）。</p> <p>温室効果ガスの排出抑制への取組について、機構実施計画に基づき、P D C Aサイクルにより着実な進展を図るとともに、電気使用量については、事務所の区画別の使用状況を公表することで削減を促すとともに、事務所におけるエコバッグのシェアリングやごみの分別を徹底することにより可燃ごみ及びプラスチックごみの削減を図る等、中間目標の達成に繋げるための対策を行った。</p> <p>令和元年度の事業活動に係る環境報告書の作成、公表に当たっては、「環境報告書2019」を作成し、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等について報告を行うとともに、平成30年度におけるE R C AのS D G s関連取組、地域に根差した社会貢献活動について紹介を行った。また、国民に対する情報発信として、ウェブサイトでの公表（9月）関係機関等への配付（約4,500部、10月）国公立図書館、大学等の学校付属図書館、大学等の就職課、中間支援組織であるNPO法人等への配布（2,271箇所、10～11月）を行った。</p>		
--------------------------------------	--	---	---	--	--

	<p>取り上げるとともに、国民に対する情報発信ツールとしてさらに効果的な活用方法について検討を行う。</p>	<p>取り上げるとともに、国民に対する情報発信ツールとしてさらに効果的な活用方法について検討を行う。</p>		<p>）災害への対応等 平成 31 年 3 月に設置した「災害対応プロジェクトチーム」(職員 18 名で構成)を中心に、組織及び職員の災害対応力向上のため、環境省と連携して、災害廃棄物対策に係る取組等を実施した。また、環境省災害廃棄物対策室に職員 1 名を出向させた。 令和元年度の主な取組は、次のとおり。</p> <p>ア 環境省の検討会等の参加・傍聴 環境省の災害廃棄物対策推進検討会等の検討会・ワーキンググループ等に参加・傍聴(計 24 回、延べ 37 人)し、プロジェクトチーム及び組織全体に共有するための勉強会・報告会を実施(計 4 回、延べ 91 人参加)するなどして、職員の災害廃棄物対策に係る知見向上を図った。</p> <p>イ 環境省災害廃棄物対策室等への応援要員派遣 「令和元年 8 月の前線に伴う大雨」及び「令和元年台風 19 号等」に係る被害への対応に関し、環境省災害廃棄物対策室等に応援要員を派遣し(延べ 33 人)情報収集等の支援、災害査定補助等を実施した。</p>	<p>災害対応については、災害対応プロジェクトチームにおいて、災害廃棄物対策に係る職員の知見向上、環境省への応援要員派遣等を実施した。</p> <p>< 課題と対応 > 政府の方針、令和元年度の取組状況を踏まえて、引き続き人事、組織の活性化、業務実施体制の強化・改善及び業務における環境配慮の推進に取り組む。 引き続き環境省等と連携し、災害廃棄物対策等の災害対応に取り組む。</p>	
	<p>）災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。</p>	<p>）災害への対応等 東日本大震災以降、被災地域の環境再生が環境行政の大きな任務の一つになり自然災害の激甚化・頻発化など気候変動の影響の拡大が懸念される中、災害対策の着実な実施が求められている状況を踏まえ、環境省の災害廃棄物処理に係る情報収集などの災害対応に取り組む。</p>				

						新型コロナウイルス感染症対策に伴い、既存の業務継続計画の検証を行い、必要な改定を行う。	
--	--	--	--	--	--	---	--

注3) 複数の項目をまとめて作成する場合には、適宜行を追加し、項目ごとに評定と評定に至った理由を明記。ただし、「主な評価指標」や「業務実績」欄については、複数の項目にまたがってまとめて記載することが可能

4. その他参考情報

--